

情報通信分野における外資規制の 在り方に関する取りまとめ（案）

情報通信分野における外資規制の
在り方に関する検討会
2022年1月

目次

序章 検討の経緯	2
第1章 情報通信関連法令と外為法との外資規制の適用関係の在り方	4
第2章 出資規制及び外国人役員就任規制の在り方	7
1. 出資規制及び外国人役員就任規制の枠組み	7
2. コミュニティ放送に関する規制水準	9
3. 放送・通信事業以外の無線局に関する規制水準	11
第3章 外資規制の実効性確保方策	14
1. 外資規制の適合状況の把握等	14
2. 出資規制に係る議決権割合の捕捉・計算方法	17
第4章 外資規制の担保措置の在り方	19
1. 事業者等による補完措置	19
2. 行政による是正措置	20
第5章 審査体制の在り方	24
第6章 今後の進め方	26
参考資料	28

序章 検討の経緯

情報通信分野においては、電波の有限希少性を理由とする自国民優先の考え方、放送¹の大きな社会的影響力、更に事業の公共性などに鑑み、電波法（昭和25年法律第131号）、放送法（昭和25年法律第132号）及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号。以下「NTT法」という。）では、外国人等²により占められる議決権の割合や外国人等による役員の就任等についての規制が設けられている。

こうした放送法等による外資規制が設けられている中で、2021年3月及び4月において、株式会社東北新社及び株式会社フジ・メディア・ホールディングスによる放送法の外資規制に抵触する事案が相次いで発覚した。

一方、情報通信分野における外資規制としては、電波法や放送法等のほか、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）では、国の安全等の要素を考慮し、通信業及び放送業がそれぞれ指定業種とされており、情報通信分野における上記個別法と相まって、各業に対する対内直接投資等の外国投資家による投資行為が規律されている。

近年では、クロスボーダー取引の拡大をはじめ、経済環境が急激に変化する中で、諸外国では、安全保障の観点から外資規制の強化の動きが見られるところ、我が国においても、国の安全等を損なう恐れのある対内直接投資等への対応強化の観点から、2019年に外為法が改正された。

外資規制は、我が国の安全保障にも関わる重要な規制であり、また、今般の基幹放送事業者³及び認定放送持株会社⁴（以下「放送事業者等」という。）による放送法の外資規制に抵触するような事案が再度生ずることがないように、そもそも情報通信分野における外資規制はどうあるべきかを念頭に置きながら、審査体

¹ 「熊本地震におけるICT利活用状況に関する調査」（平成29年度情報通信白書）によれば、情報収集手段については、情報種別全般にわたり地上波放送が役に立ったとの回答が多かったほか、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」（第1回会合配布資料1－3）によれば、新型コロナウイルス感染症関連情報への接触により、NHKや民放が各20%と政府・自治体の21%に次いでおり、放送への信頼度が上昇している。また、「令和2年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書」（令和3年総務省情報通信政策研究所）によれば、「メディアとしての信頼度」については、全年代ではテレビが61.6%とインターネットの29.9%に比較して高く、10代では、テレビが65.5%とインターネットの31.0%を上回り最も信頼されている結果となっている（85頁）。

² 外国人等とは、日本の国籍を有しない人、外国政府又はその代表者及び外国の法人又は団体をいう。

³ 放送事業者は、放送法及び電波法で外資規制が設けられ、放送の社会的な役割の実現を確実に適正に図る無線の放送（基幹放送）を行う事業者と、同法で外資規制が設けられず、柔軟な周波数利用等を可能とすることによりその実現を市場原理に委ねる無線及び有線の放送（一般放送）を行う事業者の2つに大別される。

⁴ 総務大臣の認定を受けて基幹放送事業者のグループ経営を行う持株会社をいう。

制の強化をはじめ、外資規制の実効性確保やその在り方を検討するため、2021年6月から、情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会を開催し、関係団体からのヒアリングで表明された要望等も踏まえ、次の5点を主要論点として整理の上、具体的な検討を進めてきた。

- ① 情報通信関連法令と外為法との外資規制の適用関係の在り方
- ② 出資規制及び外国人役員就任規制の在り方
- ③ 外資規制の実効性確保方策
- ④ 外資規制の担保措置の在り方
- ⑤ 審査体制の在り方

本取りまとめは、これら主要論点に対する諸課題について検討整理の上、今後の方向性を示したものである。

第1章 情報通信関連法令と外為法との外資規制の適用関係の在り方

(1) 現状

① 情報通信関連法令の外資規制

電波法では電波の有限希少性を理由とする自国民優先の考え方、放送法ではこれに加え放送の言論・報道機関としての社会的影響力、NTT法では外国人等に支配されることにより被る我が国の安全保障上の問題や影響を踏まえ、それぞれの法目的から、議決権や役員等の割合に関する客観的な基準による外資規制が定められている。

これら情報通信関連法令における個別法の外資規制は、外国人等が一定割合の議決権を保有し、又は一定割合の役員を占めること若しくは特定の地位の役員に就くことを規制し、これらの外国人等が議決権の行使等を通じて、法人又は団体における重要事項の意思決定に影響力を及ぼすことがないように、放送法及び電波法では認定又は免許（以下「認定等」という。）における絶対的欠格事由として、あらかじめ外国性が排除され、NTT法では日本電信電話株式会社（以下「NTT持株会社」という。）並びに東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）に対する外国人等の関与が制限されている。

② 外為法の外資規制

外為法では、個別の投資主体の属性やその行為等を勘案し、国の安全や、公の秩序の維持等を目的として、外国投資家による一定の業種に対する個々の対内直接投資等（上場会社の株式所有割合又は議決権割合が1%以上となる場合等）について、財務大臣及び事業所管大臣への事前届出制度や財務大臣及び事業所管大臣による審査制度が設けられ、当該投資等の変更や中止の勧告等を発することが可能とされている。

このように外為法の外資規制は、我が国の安全等の観点から、個々の対内直接投資等に対して事前審査と事後介入を可能とすることにより、我が国の重要な業種に対して、個々の外国投資家による影響力が行使される結果として、我が国の安全等が損なわれることがないように、外国投資家による個別の投資活動を規制することを主眼としている。

③ 諸外国における外資規制の動向

諸外国の場合、英国等では、個別法における外資規制が撤廃⁵されている一方、対内直接投資審査制度による国家安全保障を強化する動きがある⁶。他方、米国・仏国・韓国等では、引き続き個別法による外資規制が基本的に維持されている。

また、豪州でも電気通信事業者であるテルストラ社（Telstra Corporation）の外国人等による単独株式保有が5%未満に規制⁷されるなど、民営化後の電気通信事業者に対する規制も基本的に維持されている。

（２）検討

近年、対日直接投資残高は、2000年代後半から横ばいで推移していたが、2014年以降増加傾向にあり、2020年12月末時点で39.7兆円⁸となっており、昨今のクロスボーダー取引の拡大とともに、今後に対日直接投資は増大していくものと考えられる。

電波法や放送法等の個別法と外為法は、法目的こそ異なるものの、こうしたクロスボーダー取引と対日直接投資が増大する中で、我が国の安全保障へ

⁵ 英国では、2003年の法改正により放送事業の外資規制が廃止された。これは、外国からの投資や経営ノウハウ等と呼び込むことにより、放送事業の生産性や効率性を向上させることを狙いとしたものである。また、豪州では、2007年の法改正により放送事業の外資規制が廃止された。これは、放送市場における競争を促進することを狙いとしたものである。なお、カナダでは、2020年10月、放送事業に係る外資規制の廃止を含む法案が議会に提出された。これは、放送事業を近代化するための措置の一環として提案されているものである。これらはいずれも、コンテンツのインターネット配信等が進む中で、積極的な投資の呼び込み等により放送事業の競争力を強化する観点からのものと考えられる。

⁶ 例えば、欧州（EU）では、新しい対内直接投資に関する規則（Regulations (EU) 2019/452 of the European Parliament and of the Council of 19 March 2019）が、2019年3月に採択され、2020年10月に施行された。同規則は、EU域内における外国投資家による欧州企業の戦略的買収や技術的専門知識の流出に対する懸念が加盟国から表明されたことに基づいて、EU域内における対内投資の審査の一般的な枠組みを加盟国に示すものとして、発効されたものである。同規則第4条に掲げる考慮要素として、重要インフラとしてエネルギー・輸送・水道・医療・通信等とともにメディアが例示されるほか、メディアの自由及び多様性もその一つとして挙げられている。

また、ドイツでは、2018年12月、対外経済令（der Außenwirtschaftsverordnung（BGBl. I S. 2865））が改正され、審査対象を従来の議決権の25%以上から10%以上に引き下げられた。この中で、報道の自由やメディアの多元性に制限を加えることは、社会や国会への悪影響をもたらすものであり、ドイツ連邦共和国の自由民主主義の基本的秩序を危険にさらすものであることから、放送を含むメディア産業もその審査対象である安全保障関連の企業として分類することとされた。その後、上記EUの規則を受け、引き続き、公の秩序や安全への影響を検討するに当たって、防護服・医薬品・医療機器等の医療分野等とともに、世論形成に影響を与え特に話題性や広範な影響力を有するメディア産業も考慮対象の一つとされている。

⁷ なお、豪州連邦政府が保有するテルストラ社の株式は1997年以降順次売却されているが、1991年テルストラ法により、外国人及びその関係者による保有については、上記の個別規制に加えて、政府以外が保有する株式の合計で35%未満とする総量規制が設けられている。

⁸ 「対日直接投資戦略」（令和3年6月2日対日直接投資推進会議決定）（1頁）。また、同戦略の「Ⅲ. 政策目標（Key Performance Indicator）と補助目標」では、「対日直接投資残高を2030年に80兆円と倍増、GDP比12%とすることを目指す」（23頁）ことが示されている。

の対応を考慮すれば、事業者や無線局の免許人（以下「事業者等」という。）を規律する個別法と個々の投資行為を規律する外為法の双方による外資規制は、引き続きその意義を有していると考えられる。

この点に関しては、構成員から、電波法や放送法等の個別法において認定等の取消しなどの担保措置が講じられていることを踏まえると、当該個別法と外為法の各法目的に照らして外資規制を適用することには合理的な理由があるといった意見や、個別法と外為法の外資規制は制度や論点が異なり、これまでの歴史的な経緯等に鑑み、両者の外資規制の枠組みを変える状況にはないとの意見が示された。

（３）今後の方向性

我が国では、関係する事業者等を対象とした放送法等の個別法と、外国投資家を対象とした外為法でそれぞれ外国性についての規制が構築されているところ、電波の有限希少性を理由とした自国民優先の考え方等は引き続き重要であるほか、昨今のクロスボーダー取引の増大や諸外国における外資規制を強化する動き等を考慮すれば、我が国の安全保障の観点からも、放送法、電波法及びＮＴＴ法といった個別法と外為法の両者が相まって外国性を規律する現行の仕組みを維持することは、基本的には妥当と考えられる。

第2章 出資規制及び外国人役員就任規制の在り方

1. 出資規制及び外国人役員就任規制の枠組み

(1) 現状

現行の出資規制や外国人役員就任規制に関し、電波法では、電波の有限希少性を理由とする自国民優先の考え方から、一部の無線局について、外国人、外国政府又はその代表者、外国法人等のほか、法人又は団体であつて、外国人等が代表者であるもの、役員の3分の1以上を外国人等が占めるもの、又は議決権の3分の1以上⁹を外国人等が占めるものには無線局の免許を与えないとされている。また、NTT法では、NTT持株会社については、外国人等の支配により被る国の安全上の問題や影響を未然に防ぐため、外国人等により直接又は間接に占められる議決権割合（以下「外資比率」という。）が3分の1以上となるときは、その氏名等を株主名簿に記載等してはならないとされ、NTT持株会社及びNTT東西については、外国人の役員就任が禁止されている。

他方、基幹放送（受信障害対策中継放送等を除く。）を行う無線局や基幹放送事業者等については、電波法及び放送法により、言論・報道機関としての社会的影響力を踏まえ、外国人等が特定役員（業務執行決定役員及び業務執行役員。取締役会を置く株式会社の場合、取締役が業務執行決定役員に、業務執行取締役が業務執行役員にそれぞれ該当する。）であるもの、又は議決権の5分の1以上を外国人等が占めるものに該当しないことが認定等を受けるための要件の一つとされ、それ以外の出資規制及び外国人役員就任規制よりも基準等が厳格化されている。

また、地上基幹放送は、災害情報等の国民生活に不可欠な情報を提供する役割を担い、放送用に優先的に確保された有限希少な電波を使用し、言論・報道機関としての社会的影響力が特に大きいほか、我が国を取り巻く対内直接投資等の環境変化等を踏まえ、放送法及び電波法の外資規制の趣旨を徹底するため、更に間接出資規制が設けられており、他方、衛星基幹放送は、上記を踏まえ、地上基幹放送ほどではない社会的影響力に鑑み、直接出資規制のみとなっている。

こうした現行の出資及び外国人役員就任に関する各規制について、本検

⁹ 会社法（平成17年法律第86号）では、出席株主の3分の1以上の議決権の行使により、特別決議の否決が可能となる。

討会第2回会合（2021年7月5日）における関係団体からのヒアリングでは、放送法、電波法及びN T T法における、現行の外資規制の基本的な枠組みの維持を支持する意見が表明された。

（２）検討

出資規制及び外国人役員就任規制は、上記（１）のとおり、電波の有限希少性に基づく自国民優先の考え方等の電波法や放送法等の各々の目的を達成するために一定の役割を果たしている。これらの規制については、無線局に関しては電波の有限希少性を理由とする自国民優先の考え方、放送に関してはこれに加え基幹放送の社会的影響力、中でも地上基幹放送については災害情報等の国民生活に不可欠な情報を提供する役割、N T Tに関しては外国人等に支配されることにより被る我が国の安全保障上の問題や影響を踏まえ、個別法において各々水準が具体的に定められている。

「議決権の3分の1」及び「議決権の5分の1」を閾値とする放送法、電波法及びN T T法の規制枠組みについては、会社法上の規定等¹⁰から、外国人等の意思決定への影響を排除する上で意義を有していると考えられる。実際、これらの枠組みの下でこれまで大きな支障はなく運用されてきたところである。また、電波の有限希少性等に加え、第1章（3）で示したように、我が国の安全保障の観点も念頭においても、現行の規制枠組みを見直すほどの変化は生じていないと考えられる。

また、議決権割合に着目して放送法、電波法及びN T T法において出資規制が設けられていることは、法人の経営に直接影響を及ぼす度合いを制限するものとして一定の合理性を有するものと考えられる。議決権割合ではなく、株式所有割合自体を制限することも考えられるが、外為法により外国投資家に対する規律が既にあるとともに、投資活動を必要以上に制限することなく外資による影響力を規律する観点からは、放送法、電波法及びN T T法における規律は、議決権によることが妥当であると考えられる。

¹⁰「議決権の3分の1以上を外国人等が占めるものには無線局の免許を与えない」こととする電波法等の規定は、会社法（平成17年法律第86号）では、出席株主の3分の1以上の議決権の行使により、特別決議の否決が可能となることから、一定の合理性があると考えられる。

また、「議決権の5分の1以上を外国人等が占めるものには無線局の免許を与えない」こととする放送法等の規定も、基幹放送の言論・報道機関としての社会的影響力から電波法に規定する無線局よりもより厳しい規律が求められるとともに、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第4項における持分法連結対象となる関連会社の判定基準では、財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものとして、所有している子会社以外の他の会社等の議決権割合が原則100分の20以上である場合とされていること等に鑑みると、一定の合理性があるものと考えられる。

この点に関しては、構成員から、個々の無線局等の目的や会社法上の規定等から現行の規制枠組みとしておおむね妥当であるとともに、電波法における電波の有限希少性、ＮＴＴ法における外国人等の支配により被る国の安全上の問題や影響の未然防止、放送法における言論・報道機関としての社会的影響力に関して、規制の枠組みを変更するほどの変化が生じておらず、出資規制等の現行の枠組みの維持を支持する意見が多数示された。

(3) 今後の方向性

放送法、電波法及びＮＴＴ法に設けられている外資規制である出資規制及び外国人役員就任規制の枠組みについては、それぞれの法目的に照らし一定の水準に制限することを規律してきたものであり、それ自体はこれまで有効に機能してきたと考えられ、また、昨今の安全保障の動向を鑑みても、本規律を見直す必要がある特段の事情も見受けられないことから、引き続き議決権割合による規律として、現行の規制枠組みを維持することが適当と考えられる。

他方で、実際に事業者等の外資比率が基準値以上となった場合等には、当該事業者等の認定等を取り消す現行制度のほかに、第４章で示すように、外国人等の支配による懸念が直ちにはないと認められる場合等においては、期間を定めて是正を促す制度を導入することが適当と考えられる。

また、コミュニティ放送及び放送・通信事業以外の無線局に関する規制水準については、次の２．及び３．で示すように整理することが適当と考えられる。

２．コミュニティ放送に関する規制水準

(1) 現状

コミュニティ放送については、電波の有限希少性及び社会的影響力はもとより、地域の話題や災害時などにおけるきめ細やかな情報等を提供し、地域の活性化等に寄与する地域密着型メディアとしての重要な役割を果たすものとして、他の地上基幹放送事業者と同じ水準の規制が設けられている。

この現行水準に対して、第２回会合における関係団体からのヒアリングでは、放送対象地域が一の市区町村であることが基本のコミュニティ放送は、(ア) 出資者が限定され、免許時などから大きな変更が生じにくく、

(イ) コミュニティ放送は地域のニーズに応じて開設されることからそのような地域の中には外国人居住者が多い地域もあるといった特性を有しているとの意見が表明された。また、少人数で申請書類等の作成をしている、個人出資者の相続や婚姻等による影響を大きく受けやすい、役員の人選に苦慮しているといった状況にある中で、他の地上基幹放送事業者と同じ出資規制や外国人役員就任規制までは必要がないとして、コミュニティ放送に関する規制等の水準の緩和を求める要望が表明された。

(2) 検討

県域でのFM放送を行う地上基幹放送の仕組みが確保されている中で、一の市区町村を基本としてFM放送を行っているコミュニティ放送に適用される放送法及び電波法の外資規制については、必ずしも他の地上基幹放送と完全に一致している必要はなく、基幹放送事業者の中での制度的な整合性に留意しつつ、コミュニティ放送の特性や実態を踏まえて、出資規制や外国人役員就任規制を見直す必要があると考えられる。

この点に関しては、構成員から、出資規制について、コミュニティ放送の地域密着性と持続可能性の観点を踏まえると、間接規制を上乗せする現行の出資規制は厳しく、衛星基幹放送事業者と同等の規制水準とするのが相応しいとの意見が多数示された。

また、外国人役員就任規制については、出資規制と同様、衛星基幹放送事業者と同程度の規制水準とすることが相応しいとの意見とともに、役員が少ない小規模事業者については、役員の3分の1未満とすることも考えられるのではないかととの意見が示された。この点、コミュニティ放送事業者の実態を踏まえつつ、段階的に柔軟化していく方法も考えられるのではないかととの意見もあった。

(3) 今後の方向性

コミュニティ放送に関する規制水準に関しては、言論・報道機関である基幹放送としての位置付けを前提として引き続き放送法及び電波法の外資規制の対象としつつも、上記(2)で示したコミュニティ放送の特性を考慮すると、社会的影響力が限定的と考えられることから、出資規制については、間接出資規制の対象外として直接出資規制のみとし、外国人役員

就任規制については、コミュニティ放送事業者の実態¹¹を踏まえ、例えば、業務執行決定役員の総数に占める外国人の業務執行決定役員（ただし、業務執行役員でない者に限る。）の割合が3分の1以下であれば、外国人の業務執行決定役員（ただし、業務執行役員でない者に限る。）への就任を許可することが適当と考えられる。

3. 放送・通信事業以外の無線局に関する規制水準

（1）現状

多くの先進国が無線局に係る外資規制を課していない中で、我が国の電波法においては、上記1.（1）で示したとおり、無線局の免許の付与に一定の外資規制が設けられている。その一方で、これまで必要に応じ随時、電波法の外資規制が撤廃され、現在では、電気通信業務用無線局をはじめ多くの無線局が外資規制の対象外とされており、外資規制の対象とされている無線局には、船舶や航空機に開設される無線局や人工衛星に関する無線局（電気通信業務用無線局や、外国籍の船舶や航空機に開設される無線局等を除く。）などがある。

この現状に対して、第3回会合（2021年8月3日）及び第4回会合（同年9月10日）における関係団体からのヒアリングでは、船舶や航空機に開設する無線局については、移動しながら使用するため周波数を占有しないこと等を踏まえれば、電波法の外資規制を課して外国性を排除する必要性はないとの意見が表明された。さらに、これら無線局以外で電波法の外資規制の対象として残る航空局等の移動しないものについても、運用停止により人命や航行の安全を損なう恐れがあるものについては、外資規制に不適合となったことで直ちにこの運用を停止するような事態は避けるべきとの意見が表明された。

また、地球観測衛星等の人工衛星に関する無線局については、宇宙産業がグローバルな市場であることから、外資規制が我が国のベンチャー企業等が外国から資金調達をする際の障害となるとの意見が表明された一方で、地球観測衛星の技術保護・情報保護等の観点から、適切な規制は必要との意見が表明された。

¹¹ コミュニティ放送事業者（2021年3月末時点の全334社）の役員数の規模に応じ、その役員に占める（業務執行役員以外の者に類するものとして）非常勤役員の割合を規模ごとに10社ずつ無作為抽出により調べたところ、役員数3名以下（該当事業者は78社）で50%、役員数4～6名（同129社）で63%、役員数7～10名（同105社）で78%、役員数11名以上（同22社）で86%であった（2021年11月総務省情報流通行政局調べ）。

(2) 検討

船舶や航空機に開設する無線局に関しては、移動しながら使用されるものであり、周波数を占有する性質を持つものではないこと、多くの先進国において、これら無線局に係る外資規制は課されていないこと、また、我が国においても外国籍の船舶や航空機に開設する無線局については外資規制の除外規定が設けられていること等を考慮すれば、自国民優先利用の観点から電波法の外資規制を維持する必要性はなくなってきており、外資規制の撤廃を視野に入れ規制水準を見直す必要があると考えられる。

また、電波法の外資規制の対象として残る無線局であっても、例えば人命や航行の安全に関わるものなど、無線局の免許の取消しが公共の利益に影響を及ぼす場合については、外資規制に不適合となったことで直ちにこの運用を停止するのではなく、期間を定めて是正を求める等の措置を講ずることが必要と考えられる。

この点に関しては、構成員から、船舶局と航空機局は、世界共通の周波数を使い移動しながら通信を行うものであり、周波数の占有性は低く、諸外国でも外資規制は課されていないことから、電波の有限希少性を理由とする自国民優先といった電波法の外資規制の趣旨から、規制対象とする意義はそれほど高くはないという意見が示された。

これに関連して、海岸局や航空局のような電波法の外資規制の対象として残る無線局についても、免許の取消しによって航行の安全のような国民の生命・財産の確保に支障が生ずることがないようにすることが重要であり、必要があると認めるときは期間を定めて是正を求める等の措置を検討することが必要との意見が構成員から示された。

他方、地球観測衛星等の人工衛星に関する無線局に関しては、構成員からは、外資規制は資金調達をする際の障害となるだけでなく、海外の優れた技術の導入をも妨げるのではないかという問題提起があった一方で、電波法の立法趣旨に照らして、外資規制を撤廃して差し支えないかについて、もう少し理由を明確に説明しつつ、規制の見直しについて継続して検討していく必要があるのではないかという意見や、近年、人工衛星の活用が重要視されており、人工衛星に関する無線局について外資規制を撤廃する場合、安全保障の観点を考慮することが必要であるなどの意見が示された。

(3) 今後の方向性

電波法においては、電波の有限希少性を理由とした自国民優先の考え方を踏まえて外国性を制限しているものであることを踏まえると、船舶や航空機に開設する無線局は、移動しながら使用されるため、周波数を占有する性質ではないこと、多くの先進国において無線局に係る外資規制が課されていない現況を考慮すれば、電波法の外資規制を撤廃することが適当と考えられる。他方、地球観測衛星等の人工衛星に関する無線局については、周波数の占有性の観点、産業政策の観点や、技術保護・情報保護など安全保障上の観点等も含めて丁寧に考慮して、その電波法の外資規制について慎重に検討することが適当と考えられる。

また、電波法の外資規制の対象として残る無線局であっても、例えば国民の生命・財産の確保に関わるものなど、無線局の免許の取消しが公共の利益に影響を及ぼす場合については、外資規制に違反したことで直ちに当該無線局の免許を取り消すのではなく、第4章2. で示すように、期間を定めて是正を求める措置を検討することが適当と考えられる。

第3章 外資規制の実効性確保方策

1. 外資規制の適合状況の把握等

(1) 現状

今回発生した放送法の外資規制に抵触するような事案が再度生ずることがないように外資規制の実効性を確保するためには、まずは、行政庁において、事業者等における外資比率等の実態を確実に把握して審査する必要がある。

しかしながら、放送法第175条において、総務大臣が、政令（放送法施行令（昭和25年政令第163号））の定めるところにより、認定基幹放送事業者及び認定放送持株会社に対しその業務に関し資料の提出を求めることができることとされているものの、その提出資料について、外資規制に関する事項は、定められていなかった。また、総務省令（放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）及び無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号））においても、放送事業者等の認定等の申請に当たって、放送法第93条及び第159条に基づき提出する申請書・添付書類の様式が定められているものの、それが外資比率の算出過程が確認できる様式となっていないなど、外資比率が規制の範囲内であることが把握・検証可能な様式とされていなかった。

また、放送・通信事業以外の無線局については、外資規制に関する事項が免許申請書の記載事項とされておらず、欠格事由の該当の有無が記載されるのみであった上に、免許後に、外資規制に関する事項に変更があった場合にそれを行政庁が知り得るための手続きが存在しておらず、行政庁において外資規制の適合状況を把握するための情報が十分でない現状にある。

この現状に対して、第2回会合における関係団体からのヒアリングでも、外資規制の状況が的確かつ定期的に把握できる仕組みの必要性を訴える意見が表明された。その一方で、放送事業者等の実務を考慮し、資料提出の頻度の低減を含め、過度な事務負担とならない仕組みを求める要望も表明された。

（２）放送法施行令等の見直し

今般の放送事業者等による放送法の外資規制に抵触する事案を受け、放送に係る外資規制の実効性を確保する仕組みを構築する必要があることから、第２回会合において、総務省からは、まず速やかに対応可能なものから取り組む観点から、認定基幹放送事業者（ソフト事業者）及び認定放送持株会社に対して総務省が資料の提出を求めることができる事項や、外資規制の適合状況の把握・検証を可能とする様式について、見直しを行う方針が提示された。これに関して、構成員からも、政省令改正に向けた早期検討が必要との意見が示された。続く第３回会合において、総務省から提示された政省令改正の具体的な内容について検討を行い、これを了承した。これを受け、必要な政省令の改正が行われた¹²。

（３）検討

上記（１）で示したように、行政庁において放送法及び電波法の外資規制の適合状況を把握するための情報が十分でない現状を踏まえると、上記（２）で示した政省令改正及び必要な制度整備によって、放送事業者等及び無線局について、外資規制に係る事項に変更があった場合に行政庁が外資規制への適合状況を随時把握可能とする仕組みを取り入れることが必要と考えられる。その上で、社会的影響力が相対的に低い一部の事業者等を除き、放送法及び電波法の外資規制に適合するために講じた措置等の規制の遵守状況等を定期的に行政庁が確認できる仕組みを取り入れることが必要と考えられる。

この点に関し、構成員からは、事業者等においても、まずは総務大臣に対して的確に報告できる体制を整えた上で、行政庁及び事業者等の双方がモニタリングする仕組みにより実効性を確保することが重要との意見が示された。

他方で、放送法及び電波法の外資規制の遵守状況の確認を強化するために、行政庁と事業者等の双方に煩雑さを招くなど事務負担が増大するのでは、かえって審査の実効性を確保することが難しくなるものと考えられる。

この点に関し、構成員からは、審査の効率を上げつつ審査担当者にとって必要な情報が簡便に見えるような仕組みを整える必要があるとの意見

¹² 総務省は、政省令改正案の内容について、2021年９月16日から同年10月15日までの間、意見募集を行った。この意見募集の結果を踏まえ、同年12月10日、改正政省令が公布・施行された。

や、事業者等にとってもワンストップ的に審査を簡便にして欲しいといったニーズに耳を傾けるべきではないかといった意見など、審査事務の効率化に関する意見が示された。

なお、報告の仕方について、デジタルの活用を検討してはどうかとの意見が示されたところであり、デジタルデータでのやりとりが可能となる仕組みを考慮することも必要と考えられる。

(4) 今後の方向性

上記(2)で示した資料の求めや放送法及び電波法の外資規制の適合状況の把握・検証を可能とする政省令改正は、速やかに対応可能なものから制度整備を進めるものである。

これに加え、第5章で整理する審査体制の強化を見据え、放送事業者等及び無線局について、放送法及び電波法の外資規制に係る事項に変更があった場合には、行政庁が外資規制への適合状況を随時把握可能とするための届出を求める制度を導入することが適当と考えられる。加えて、社会的影響力が相対的に低い一部の事業者等¹³を除き、当該放送事業者等が外資規制に適合するために講じた措置等の規制の遵守状況等に関する事項について定期的に報告を求める制度を導入することが適当と考えられる¹⁴。

これらの制度の導入に当たっては、効率的な行政運営の観点と事業者等における自律的な取組及び事務負担軽減の観点の双方から、デジタルデータの活用等を進める必要がある。その中では、事業者等から外国性の有無を証明する書類等に関する指針の必要性、事務作業の負担等を考慮した提出書類の簡略化及び報告頻度の低減の必要性といった意見があったことを踏まえて、事業者負担や事業者の類型を考慮した運用を図っていくことが適当と考えられる。

¹³ 出資規制の基準値が3分の1とされている基幹放送局提供事業者（衛星基幹放送、移動受信地上基幹放送）、及び放送・通信事業以外の無線局の免許人。

¹⁴ なお、上記届出や報告の制度の導入に当たっては、現行の無届出の放送事業者等や虚偽の届出を行った放送事業者等に課される罰則（過料）と同等の規律を課すことにより、上記届出や報告の制度の実効性を担保することが適当である。

2. 出資規制に係る議決権割合の捕捉・計算方法

(1) 現状

放送法及び電波法では、地上基幹放送事業者及び認定放送持株会社は、衛星基幹放送事業者等と比べ、その社会的影響力が特に大きいことを考慮し、直接出資規制に加え間接出資規制が設けられ、その議決権割合の具体的な計算方法は総務省令に規定されている。N T T法においても、N T Tが我が国の国民生活・社会経済活動を支える重要な事業者としての公共性に鑑み、外国人等の支配により被る国の安全上の問題や影響の未然防止を図っていくため、直接出資規制に加え間接出資規制が設けられている。

この現状に対して、第2回会合及び第3回会合における関係団体からのヒアリングでは、間接外資比率の計算に関して、間接出資の株主を正確に把握・捕捉することは事実上困難であり、正確に把握できなかった場合には放送法、電波法及びN T T法の外資規制に不適合となる可能性も考えられ、計算に係る事務負担が大きいとの指摘がなされ、その見直しを検討すべきとの要望が表明された。また、情報の正確性を担保するため、例えば、事業者の株主に対して、当該株主が外国人等により直接に占められる議決権の割合について、報告義務を課すことが考えられるとの意見が表明された。

(2) 検討

間接出資規制における議決権割合の具体的な計算方法に関して、上記(1)で示した関係団体からのヒアリングの中で、放送については、特にその計算に係る負担が大きいとの指摘がなされたところであり、その計算方法について規制が設けられている趣旨も踏まえつつ、より合理的な計算方法に向けた見直しが必要と考えられる。

この点に関し、構成員からは、放送事業者等の実情を踏まえつつ規制それ自体の合理性を考えるべきではないかとの意見が示された。

また、上場会社では、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「社振法」という。）により、振替機関¹⁵が提供している情報が利用されており、間接出資の外国人株主を把握する仕組みも設けられている。間接外資比率の計算に当たっては、こうした仕組みから得られる情

¹⁵ 社振法第44条の規定に基づく、口座管理機関に関する命令（平成14年内閣府・法務省・財務省令第2号）により、株式会社証券保管振替機構（ほふり）が振替機関として指定されている。

報を基本として、会社が独自に収集した情報と組み合わせて、適切に算定を行うことが想定される。

(3) 今後の方向性

外資比率の正確な把握は、放送法、電波法及びN T T法の外資規制の適合状況を確実に維持するための根幹をなすものではあるが、上記(2)で示した構成員の意見のように、事業者等において捕捉が難しいデータもあり得るところ、正確な外資比率の算定が困難なケースも考えられる。このため外資比率が算定し難いことについて、例えば、間接外資比率の計算の対象から地上基幹放送事業者又は認定放送持株会社に対して直接占める議決権の割合が0.1%未満である場合を除くとするなど、より合理的な計算方法に向けた見直しの検討を行い、事業者等の負担の軽減と必要な外資規制の有効性の双方に考慮した仕組みを導入することが適当と考えられる。

なお、上場会社においては、引き続き、振替機関から得られる情報を基本として、事業者等において適切に算定を行うことが適当と考えられる。

第4章 外資規制の担保措置の在り方

1. 事業者等による補完措置

(1) 現状

放送法では、外資規制の適合状況を維持するための補完措置¹⁶として、放送事業者等が当該5分の1以上となる外国株式（特定外国株式）の株主名簿への記載等を拒否することができる制度（以下「名義書換拒否制度」という。）が設けられている。この制度に基づき、規制対象事業者では、社振法により振替機関から放送事業者等に対して総株主通知がなされたときに、そこに記載された株式のうち外国人等が保有する株式¹⁷について、これを株主名簿に記載・記録した場合であって、外資比率が5分の1以上となるようなときに、株主名簿への記載・記録の拒否が行われている。N T T法においても、N T T持株会社は、その外資比率が3分の1以上となる場合には名義書換拒否を実施することとされている¹⁸。

また、放送法では、間接出資規制に関し、放送事業者等のコントロールできない事情により外資規制の不適合状態となることを回避するため、名義書換拒否により対応できる場合を除き、間接出資比率が増加したことにより欠格事由に該当するときは、外国法人等の保有する欠格事由に該当する部分の株式については議決権を有しないこととなる制度（以下「議決権制限制度」という。）が設けられている。

第2回会合及び第3回会合における関係団体からのヒアリングにおいても、名義書換拒否制度や議決権制限制度の意義を支持する意見が表明された。他方、第3章2.（1）で示したように、間接出資の株主を正確に把握することは事実上困難であるとする意見や、外国人等による間接保有割合に関し、放送事業者等の議決権を保有する法人・団体に対して、当該法人・団体の議決権を保有する法人・団体（間接出資者）に関する情報提供を個別に依頼することになることを挙げて、その情報の正確性は、当該法

¹⁶ 名義書換を拒否することにより外国人等の投資家に不測の損害が発生することを予防する観点から、外資比率が100分の15以上となる場合には、6か月ごとに公告しなければならないという公告制度が設けられており、名義書換拒否制度及び議決権制限制度とともに、外資規制の適合状況を維持するための措置として機能している。

¹⁷ 名義書換拒否制度は、金融商品取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして総務省令で定める株式を発行している上場会社等たる放送事業者等に適用される。

¹⁸ 名義書換拒否を実施しなかった場合には、N T T法第24条によりN T T持株会社の職員又は株主名簿管理人に対し50万円以下の罰金が課される点で、放送法の名義書換拒否制度と相違している。

人・団体の対応に委ねられ、担保が困難とする意見も表明された。

(2) 検討

名義書換拒否制度及び議決権制限制度について、外国人等による株式取得により放送事業者等が欠格事由に該当し認定等が取り消されることで視聴者への安定的な放送サービスの提供に支障が生ずることがないようにする制度として、引き続き重要な仕組みであると指摘し、これを支持する意見が構成員からも多数示された。

ただし、上記(1)で示したように、関係団体からのヒアリングで指摘された間接保有割合の情報の正確性に関しては、補完措置を適切に機能させるためにも、情報の把握や算定の正確性の向上に資する取組が必要と考えられ、構成員からも、これを支持する意見が多数示された。

(3) 今後の方向性

名義書換拒否及び議決権制限の各制度は、放送法及びNTT法の外資規制の適合状況を規制の範囲内に維持し又は抑制する補完措置として、引き続き合理性を有することから、これを維持することが適当と考えられる。

また、これらの補完措置をより確実に機能させるため、事業者等において、例えば相互保有株式など会社法により議決権が制限される株式も十分に把握し、外資比率の算定を遺漏なく行える取組を講じていくことが適当と考えられる。

2. 行政による是正措置

(1) 現状

電波法及び放送法では、直接出資規制及び外国人役員就任規制に不適合となった事業者等について、総務大臣は、その認定等を取り消さなければならないとする、いわゆる必要的取消しについての規定が設けられている。

また、放送事業者等や地上系基幹放送局提供事業者（ハード事業者）が間接出資規制に不適合となった場合には、該当することとなった状況その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、認定等の有効期間の残存期間内に限り、期間を定めて認定等を取り消さないことができる旨が規定されている。

こうした現状に対して、第2回会合における関係団体からのヒアリングでは、外資規制の趣旨は妥当なものと考えているとしつつも、地上基幹放送等の免許等の取消しは事業の廃止につながり、視聴者・社会に多大な影響を及ぼす恐れがあり¹⁹、放送を継続しながら不適合状態を是正可能な制度が適切ではないかという意見や、外資規制への抵触による認定等の取消しは、故意による不適合の事案を除いて、避けるべきであり、定期的なチェック体制の確立で修正可能なルールを構築すべき、あるいは、仮にハード事業者の外資規制の不適合があった場合でも視聴者保護の観点からソフト事業者が放送を継続できる仕組みを構築すべきといった意見、不適合となった場合の暫定措置として是正期間のようなものがあればよいとする意見が表明された。

(2) 検討

今般の放送事業者等による放送法の外資規制に抵触する事案を踏まえると、まずは、外資規制の適合状況及び遵守状況の確認を一層実効のあるものにする観点から、第3章1.(3)で示した届出や報告の制度により、事業者等において外資規制の遵守が徹底されることが必要である。

この点に関しては、構成員から、是正を求める措置を導入する際には、事業者がしっかりと対応するというインセンティブが下がらないような制度設計とすべきとの意見も示された。

ただし、外資規制に不適合となる要因については、必ずしも事業者等に帰責事由がある場合ばかりとは限らず、また事業者等の責に帰さない場合にも、他の要素を考慮せず、一律に認定等を取り消すこととすれば、かえって視聴者等の不利益となる場合が考えられる。

このため、外資規制への不適合の態様、過失の度合いや解消に要する期間など、不適合となった状況や、放送を停止した場合の視聴者の不利益、放送を継続した場合の外国人等の支配による不利益の有無を勘案した上で、その度合い等によっては、認定等の取消しの手続きに入る前に、まず、事業者等に不適合状態の解消を促すような措置を導入することが必要と

¹⁹ 昨今の頻発する未曾有の大規模災害等の発生や、インターネットの著しい発展・普及に伴い、世の中に様々な情報が大量に行き交う中で、インターネット上には誤った情報や偽情報（いわゆる「フェイクニュース」）が増加している状況において国民が安心して正確な情報を収集しようとするニーズが高まっているところ、基幹放送事業者は、災害情報等の国民生活に不可欠な情報を迅速かつ正確に伝達する役割を担っている。

考えられる。

この点に関しては、構成員から、不適合状態が発生又は判明した場合、認定等の取消しを行う前に一定の期間を設け、その期間に不適合状態を是正するよう促し、それでもなお不適合状態が是正されない場合には認定等を取り消すような仕組みを設ける必要があるといった意見をはじめ、期間を定めて是正を求める措置の導入を支持する意見が多数示された²⁰。

このほか、外資比率については事業者等自身でコントロールできない可能性や株主から誤った報告を受けることによる誤謬が生じる可能性があるほか、取消しによる視聴者等への計り知れない影響が生じ得るといった意見、更には必要的取消しと期間を定めて是正を求める措置という両極端な制度は他の分野では例がなく、中間的な制度を考えていくべきではないかという意見、期間を定めて是正を求める措置を考えるに当たって事業者等の側の注意義務の水準を高めることを前提に、不注意の程度や不適合となる行為の回数などを考慮するなど、不適合の対応を慎重に見て措置を執る必要があるとの意見、期間を定めて是正を求める措置の導入には透明性を高める措置も併せて講ずる必要があるとの意見が示された。

(3) 今後の方向性

期間を定めて是正を求める措置の導入に当たっては、事業者等の外資規制を遵守するインセンティブが下がらないようにすることが必要である²¹。その観点から、まずは、第3章1. で示したとおり、放送法及び電波法の外資規制への適合状況を随時把握可能とするための届出を求めることとし、事業者の実効性確保の取組を強化することが適当と考えられる。

その際、事業者等において、外資比率が基準値以上となることがないよう、例えば、事業者等の外資比率が当該基準値に近づいた場合、外資比率の変動に関する届出をより厳格化することが適当と考えられる。これら強

²⁰ 2021年6月3日に電波監理審議会が情報流通行政局長に対して発出した「外資規制に係る放送法等の規定の在り方に関する要望」（令和3年6月3日電波監理審議会）において、「外資規制への抵触について、法令違反に対して発出される業務停止命令とは異なり、段階的不利益処分が存在しないこと。また、外資規制違反状態を是正するための猶予期間も設けられていないこと。」について、「総務省がその立法趣旨をまず確認し、その今日的妥当性を改めて検証するよう要望する」と述べられている。

²¹ なお、第3回会合において、透明性強化の見地から「今般の外資規制の見直しが実現するまでの間の現行の外資規制の運用の考え方」を示した『「現行の外資規制の運用の考え方」の公表について（案）』（放送法及び電波法）」が提示され、これを了承した。また、2021年10月1日、総務省が全ての放送事業者等を対象に行った外資規制の遵守状況に関する調査の結果、過去に、放送法等に定める外資規制に抵触する事案が認められた旨及び該当の基幹放送事業者に対して厳重注意及び再発防止を求める行政指導を行った旨を、事業者名とともに公表した。

化及び厳格化をした結果として、事業者等において、放送法及び電波法の外資規制に係る事項に変更があった場合には行政庁に速やかに届出をすることができるようにするなど、外資規制の遵守の徹底が図られるものと考えられる。

これらの届出については、外資規制への不適合が見逃されることがないよう、正確な届出が担保されるような制度整備を行うことが適当と考えられる。

その上で、事業者等の外資比率が基準値以上となっていることを行政庁が把握し、外資規制への不適合が認められる場合には、原則として、所要の手続きを経て認定等を取り消すこととする。また、外資規制への不適合の状態が既に外形上解消された場合でも、経緯や状況に鑑みて、解消が一時的なものにすぎないと判断される場合には、所要の手続きを経て認定等を取り消すこととする。

ただし、例外的に、不適合となった状況や視聴者の不利益等の一定の事情を勘案して、外国人等の支配による懸念が直ちにないと認められる場合等においては、期間を定めて是正を求める措置を講ずることとして、それが行われない場合には認定等の取消しを行うこととすることが適当と考えられる。

上記のように、外資規制への不適合の状態があった場合には、それが既に解消されている場合を含め、必要な再発防止を事業者等に対して求める措置を講ずることが適当と考えられる。

また、期間を定めて是正等を求める措置は、認定等の取消しに関わるものであることに鑑み、例えば、放送法及び電波法の外資規制に不適合となった事業者等に対して、期間を定めて是正等を求めるか否かを判断する段階から意見陳述の機会を付与する等、事業者等における予見可能性を高めるとともに、行政庁による国民への説明責任を果たす観点からも、透明性を適切に確保するためのプロセスを設けることが適当と考えられる。

第5章 審査体制の在り方

(1) 現状

放送事業者等に係る放送法及び電波法の外資規制の総務省における審査については、認定放送持株会社、地上基幹放送事業者、衛星基幹放送事業者、コミュニティ放送事業者の別に、担当部署ごとに行われる体制となっているのが現状である。また、外為法の外資規制の審査についても基本的には同様の体制となっている。

こうした審査体制の現状に対して、第2回会合における関係団体からのヒアリングでは、審査体制は行政庁と事業者等とのコミュニケーションがしっかりと図られる体制であれば問題ないとする意見や、外資規制を遵守するためには行政と民放事業者との綿密なコミュニケーションが必要との意見が表明された。

(2) 検討

2021年6月3日に、電波監理審議会から総務省における外資規制の審査体制の強化等に関して勧告²²が発出され、同月4日には、情報通信行政検証委員会が公表した「情報通信行政検証委員会検証結果報告書（第一次）」においては、「審査の過程で、外資比率について」、担当課の「チェック体制や分担が明確になっていないこと」等の問題があると認められ、「その改善が急務」である旨の指摘がなされている²³。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）において、「外為法上の投資審査・事後モニタリングについて、関係省庁の連携強化を進めつつ、執行体制の強化を図るとともに、指定業種の在り方に係る検討を行う」こととされている。

²² 電波監理審議会の「勧告書」（令和3年6月3日電審第29号）では、総務省における外資規制に関する審査体制の強化に関し、「総務省における衛星基幹放送の業務の認定における外資規制の審査を強化するため、申請者から外国人の議決権比率を確認できる書類の提出を求めるようにするなどの審査体制の見直しを検討すべきである。さらに、今後、外資規制違反が発生した場合にそれを適時適切に把握するための仕組みの導入を検討すべきである。なお、以上の検討に際して、現在は株式の種類が多様化し、様々な株式保有の形態があることを踏まえ、実効性をもった、かつ実行可能な仕組みの検討を行うのが適切である」と示されている。また、同審議会からは、間接支配、事情勘案に関する条項及び違反状態是正のための措置に関して、「外資規制に係る放送法等の規定の在り方に関する要望」が、同勧告書と併せて発出されている。

²³ 同報告書では、「総務省における外資規制の審査」は、「審査の過程で、外資比率について、衛星・地域放送課のチェック体制や分担が明確になっていないこと（中略）、といった問題があると認められ、その改善が急務である」と指摘されている（15頁）。

今般の放送事業者等による放送法の外資規制に抵触する事案を受けて、審査体制の強化を図ることが重要であるとの認識の下、上記の指摘を十分に踏まえて、まずは放送分野において審査体制を強化し、各部署における外資規制の審査手法等の共有が図られ、横断的に外資規制審査ができるようにすることが必要と考えられる。

この点に関しては、構成員から、総務省の事務体制等の高度化により外資規制の実効性を高める取組は必要なことであり、外部情報を活用すること等により審査の効率を高めつつ、審査担当者にとって必要な情報が簡便に見えるような仕組みの整備が必要ではないかという意見のほか、総務省側の審査体制と併せて事業者等の側もこれに向き合えるような体制をしっかりと整備してほしいという意見が多数示された。

また、関係団体から表明された意見のように、行政庁と事業者等との綿密なコミュニケーションを図ることができる体制とすることも念頭に置きながら、審査体制を整備することが期待される。

(3) 今後の方向性

外資規制の審査体制の強化を図るため、総務省に外資規制の審査を総合的かつ一元的に取り扱う体制を整備することが適当と考えられる。その際、行政庁と事業者等との綿密なコミュニケーションを図られるよう留意することが求められる。

また、外資規制の実効性を一層確保する観点から、事業者等において、外資規制に適合するために講ずることのできる措置等をしっかり認識するとともに、行政庁に外資規制の適合状況の報告を行うために必要な体制強化等に取り組むことが強く求められる。

第6章 今後の進め方

総務省において、第1章から第5章までに示した「今後の方向性」を踏まえ、所要の制度整備等について具体的な検討を進めることを提案する。

今後は、外資規制の実効性を確実に確保する観点から、行政庁及び事業者等の双方において外資規制の適合状況はもとより履行状況のフォローアップを行うとともに、事業者等の側と審査側におけるデジタルデータの活用可能性を追求しながら運用の改善に努め、審査・運用の充実が図られるようPDCAサイクルを回していくなどの取組を行っていくことが望まれる。

參考資料

1.	開催要綱	30
2.	開催状況	34
3.	情報通信関連法令と外為法との外資規制の適用関係の在り方に関する資料	37
4.	出資規制及び外国人役員就任規制の在り方に関する資料	58
5.	外資規制の実効性確保方策に関する資料	67
6.	外資規制の担保措置の在り方に関する資料	71
7.	審査体制の在り方に関する資料	76
8.	ヒアリング資料	83
	（１）一般社団法人日本民間放送連盟	84
	（２）一般社団法人衛星放送協会	90
	（３）一般社団法人日本コミュニティ放送協会	101
	（４）日本電信電話株式会社	108
	（５）株式会社ＱＰＳ研究所	113
	（６）一般社団法人全国船舶無線協会	124
	（７）定期航空協会	129
	（８）株式会社証券保管振替機構	133

1. 開催要綱

「情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会」開催要綱

1 背景・目的

情報通信分野では、電波の周波数の有限希少性を理由とする自国民優先の考え方、放送に用いられた場合の大きな社会的影響力や、事業の公共性を踏まえ、電波法（昭和25年法律第131号）等により、外資規制が設けられている。

しかし、放送事業者等において外資規制違反が生じたことを踏まえ、外資規制の実効性の確保や在り方の見直しが喫緊の課題となっている。また、2019年には外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）が改正され、国の安全等を損なうおそれのある投資への対応強化の観点から、対内直接投資規制の見直しが図られたところである。

このような状況を踏まえつつ、情報通信分野における外資規制の在り方について、検討を行うことを目的として、本会を開催する。

2 名称

本会は「情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会」と称する。

3 主な検討項目

- (1) 外資規制を適用する事業・分野
- (2) 外資規制の具体的内容
- (3) 外資規制の担保措置
- (4) 外資規制の実効性確保
- (5) 外資規制の審査体制
- (6) その他

4 構成及び運営

- (1) 本会は、総務大臣の検討会として開催する。
- (2) 本会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 本会に、総務大臣があらかじめ指名する座長を置く。
- (4) 座長代理は座長が指名する。
- (5) 座長代理は座長を補佐し、座長不在のときは座長に代わって本会を招集する。
- (6) 座長は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (7) その他、本会の運営に必要な事項は座長が定めるところによる。

5 議事の取扱い

- (1) 本会の会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本会の会議で使用した資料については、原則として総務省のホームページに掲載し、公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利

益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合については、非公開とする。

(3) 本会の会議については、原則として議事要旨を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。

6 その他

本会の庶務は、情報流通行政局放送政策課が、情報流通行政局地上放送課、情報流通行政局衛星・地域放送課、総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課及び総合通信基盤局電波部電波政策課の協力を得て行うものとする。

「情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会」構成員名簿

(敬称略、座長を除き五十音順)

<構成員>

(座長) やまもと りゅうじ
山 本 隆 司 東京大学大学院法学政治学研究科教授

おおたに かずこ
大 谷 和 子 (株) 日本総合研究所執行役員法務部長

じんぼ ひろこ
神 保 寛 子 弁護士(西村あさひ法律事務所パートナー)

にわの のりたか
庭 野 議 隆 弁護士(アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー)

ねもと なおこ
根 本 直 子 早稲田大学大学院経営管理研究科教授

もりかわ ひろゆき
森 川 博 之 東京大学大学院工学系研究科教授

(計6名)

<オブザーバ>

内閣官房国家安全保障局内閣参事官

財務省国際局調査課投資企画審査室長

2. 開催状況

**「情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会」
開催状況**

○第1回（令和3年6月14日（月）14:00～）

- (1) 開催要綱の確認等
- (2) 情報通信分野における外資規制の現状
- (3) 放送分野における外資規制違反の事例
- (4) 情報通信分野の外資規制の在り方に関する論点（案）
- (5) その他

○第2回（令和3年7月5日（月）14:00～）

- (1) 外資規制の実効性確保に向けた当面の対応（案）について
- (2) 外為法における「対内直接投資等」について
- (3) 関係団体からのヒアリング
 - ・ 一般社団法人日本民間放送連盟
 - ・ 一般社団法人衛星放送協会
 - ・ 一般社団法人日本コミュニティ放送協会
- (4) その他

○第3回（令和3年8月3日（火）15:00～）

- (1) 放送分野における外資規制に係る政省令の改正について
- (2) 現行の外資規制の運用の考え方の公表について（案）（放送法及び電波法）
- (3) 関係団体からのヒアリング
 - ・ 日本電信電話株式会社
 - ・ 株式会社Q P S 研究所
 - ・ 株式会社証券保管振替機構
- (4) 第2回会合までに挙げられた外資規制に関する主な意見（放送分野）

○第4回（令和3年9月10日（金）15:00～）

- (1) 関係団体からのヒアリング
 - ・ 一般社団法人全国船舶無線協会
 - ・ 定期航空協会
- (2) 情報通信分野の外資規制の在り方に関する主要論点の整理（案）について

○第5回（令和3年10月15日（金）10:00～）

- (1) 外資規制の遵守状況に関する調査の結果
- (2) 情報通信分野の外資規制の在り方に関する主要論点の整理（案）について

(3) その他

○第6回（令和3年12月3日（金）10:00～）

- (1) 情報通信分野の外資規制の在り方に関する取りまとめ（案）
- (2) その他

○第7回（令和4年1月21日（金）14:45～）

- (1) 「情報通信分野の外資規制の在り方に関する取りまとめ（案）」に対する意見募集の結果等について
- (2) その他

3. 情報通信関連法令と外為法との外資規制の適用 関係の在り方に関する資料

(一部を除き、第1回情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会 資料1-2を基に掲載)

我が国の情報通信分野における外資規制の比較

対象			根拠法	外資規制			違反した場合の措置	規制遵守のモニタリング方法
				直接出資	間接出資	外国人役員		
地上放送	認定基幹放送事業者	ソフト	放送法	議決権の5分の1未満	議決権の5分の1未満	特定役員でないこと (※2)	必要的認定取消し(※3)	①議決権・役員の変更の届出 ②認定の更新・再免許の申請 ③報告徴収(※4)
	基幹放送局提供事業者	ハード						
	特定地上基幹放送事業者	ソフト	電波法				必要的免許取消し(※3)	
		ハード						
	認定基幹放送事業者	ソフト	放送法	議決権の3分の1未満	—	代表者でないこと 役員の3分の1未満	必要的認定取消し	
	基幹放送局提供事業者	ハード	電波法				必要的免許取消し	
衛星(※1)	認定基幹放送事業者	ソフト	放送法	議決権の5分の1未満	議決権の5分の1未満	特定役員でないこと (※2)	必要的認定取消し	議決権・役員の変更の届出
	無線局 (基幹放送局・電気通信業務用等以外)	電波法	電波法	議決権の3分の1未満	—	代表者でないこと 役員の3分の1未満	必要的免許取消し	①再免許の申請 ②報告徴収
	NTT	NTT法	NTT法	議決権の3分の1未満	議決権の3分の1未満	役員でないこと	罰金(※5)	①役員選任認可の申請 ②報告徴収

※1 移動受信信用地上基幹放送事業者も該当。

※2 特定役員・・・法人又は団体の役員のうち、当該法人又は団体の業務の執行に対し相当程度の影響力を有する者として総務省令で定めるもの(業務執行取締役等)。

※3 違反することとなった状況その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、認定・免許の有効期間の残存期間に限り、期間を定めてその認定・免許を取り消さないことができる。

※4 基幹放送局提供事業者及び特定地上基幹放送事業者のみ。なお、認定基幹放送事業者及び認定放送持株会社に対しても、政令で定めるところにより資料提出を求めることができる旨の規定があるが、政令において外資規制に関する事項は規定されていない。

※5 出資規制に違反した場合のみ。役員は総務大臣の認可事項。

主な国際協定における我が国の外資規制の留保状況

国際協定	放送	通信
GATS (WTO協定)	(約束せず)	日本電信電話株式会社又は国際電信電話株式会社への直接的及び間接的な外国資本の参加の割合は、5分の1未満 ・市場アクセス
		日本電信電話株式会社又は国際電信電話株式会社の取締役及び監査役は、日本の国籍を有する者 ・内国民待遇
	安全保障を含む例外措置を規定(第14条及び第14条の2) (GATSに反しない法令の遵守を確保するために必要な措置等は可能)	

国際協定	放送		通信	
	留保	種類・内容	留保	種類・内容
TPP (※1)	放送業への投資又は放送業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保	将来留保(※2)	1 日本電信電話株式会社は、(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合の合計が3分の1以上となるときは、これらの者を株主名簿に記載してはならない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国政府又はその代表者 (c) 外国の法人又は団体 2 日本国の国籍を有しない自然人は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取締役又は監査役に就任してはならない。	現在留保(※4)
		・内国民待遇 ・特定措置の履行要求(※3) ・経営幹部及び取締役会 ・市場アクセス ・現地における拠点	・内国民待遇 ・経営幹部及び取締役会	
安全保障を含む例外措置を規定(第29.1条及び第29.2条) (締結国が、自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要と認める場合の措置等は可能)(※5)				

※1 日EU・EPA、日英・EPA及びRCEP等においても同趣旨の留保が記載されている。

※2 現行法令に基づかない留保を行っており、法令の現状維持義務がないため、原則として将来的に規制の強化や新設をすることができる。

※3 投資受入国で活動する企業等に対し、事業活動の条件として、現地調達、輸出や技術移転等の特定措置の履行や要求を禁止する条項。

※4 現行法令に基づいた留保を行っており、法令の現状維持義務があるため、原則として将来的に規制を強化することはできない。

※5 GATSとは例外の内容に差異がある点に留意が必要。

放送事業に係る外資規制の各国比較

対象			根拠法	外資規制			違反した場合の措置	規制遵守のモニタリング方法
				直接出資	間接出資	外国人役員		
日本	地上 衛星	認定基幹放送事業者	ソフト	放送法	議決権の5分の1未満	議決権の5分の1未満	特定役員でないこと (※2)	①議決権・役員の変更の届出 ②認定の更新・再免許の申請 ③報告徴収(※5)
		基幹放送局提供事業者	ハード					①議決権・役員の変更の届出 ②認定の更新・再免許の申請 ③報告徴収(※5)
		特定地上基幹放送事業者	ソフト	電波法	議決権の3分の1未満	議決権の5分の1未満	代表者でないこと 役員の3分の1未満	①議決権・役員の変更の届出 ②認定の更新・再免許の申請 ③報告徴収(※5)
		認定基幹放送事業者	ハード					①議決権・役員の変更の届出 ②認定の更新・再免許の申請 ③報告徴収(※5)
	衛星	基幹放送局提供事業者	ハード	電波法	議決権の3分の1未満	議決権の5分の1未満	代表者でないこと 役員の3分の1未満	①議決権・役員の変更の届出 ②認定の更新・再免許の申請 ③報告徴収(※5)
	認定放送持株会社			放送法	議決権の5分の1未満	議決権の5分の1未満	特定役員でないこと (※2)	議決権・役員の変更の届出
米国	放送局(地上放送のみ)		ソフト ハード	通信法	株式又は議決権の5分の1以下	株式又は議決権の4分の1以下 公益審査等により100%出資可	—	裁量的免許停止・取消 罰金・懲役
英国	放送事業者等		ソフト	通信法	廃止(2003年)		—	—
ドイツ	電子通信ネットワーク運営者		ハード	通信法	—		—	—
	放送事業者		ソフト	各州法	—		—	—
フランス	地上	サービス編集者	ソフト	自由法	株式又は議決権の5分の1以下	株式又は議決権の5分の1以下	—	①外資比率の半年ごとの報告 ②株主による通知
		サービス配信者	ハード		—	—		—
	衛星	サービス編集者	ソフト	自由法	—	—	—	—
		サービス配信者	ハード		—	—		—
カナダ	番組事業者		ソフト	放送法	議決権の5分の1以下	議決権の3分の1以下	役員の5分の1以下	裁量的免許停止・取消 罰則
韓国	地上		ソフト	放送法	原則出資不可	原則出資不可	代表者・放送編成 責任者でないこと	裁量的業務停止 裁量的許可取消し等
	衛星		ハード		株式又は持分の 100分の49以下	株式又は持分の 100分の49以下		

※1 移動受信用地上基幹放送事業者も該当。

※2 特定役員・・・法人又は団体の役員のうち、当該法人又は団体の業務の執行に対し相当程度の影響力を有する者として総務省令で定めるもの(業務執行取締役等)。

※3 違反することとなった状況その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、認定・免許の有効期間の残存期間に限り、期間を定めてその認定・免許を取り消さないことができる。

※4 規制機関に通知した上で、株式買取り等による是正等が可能。

※5 基幹放送局提供事業者及び特定地上基幹放送事業者のみ。

通信事業に係る外資規制の各国比較

対象		根拠法	外資規制				違反した場合の措置	規制遵守のモニタリング方法
			国籍条項	出資規制		外国人役員		
				直接出資	間接出資			
日本	NTT	NTT法	—	3分の1未満 (議決権)		NTT持株・東西の役員は 要日本国籍	罰金	役員選任認可申請 報告徴収
米国	公衆通信業務用無線局等の免許を要するもの	通信法	外国人は公衆通信業務用無線局免許取得不可	5分の1以下 (株式及び議決権) 公益審査等により「支配」に 当たらない水準まで出資可	4分の1以下 (株式及び議決権) 公益審査等により100%出資可	—	裁量的免許取消し 停止命令 罰金及び懲役	免許人自身による監視
英国	—	—	—	—	—	—	—	—
ドイツ	—	—	—	—	—	—	—	—
フランス	—	—	—	—	—	—	—	—
カナダ	公衆電気通信事業者(※)	電気通信法	外国人、外国政府、外国法人は欠格	5分の1未満 (議決権)	3分の1未満 (議決権)	役員の80%以上は要カナダ国籍	議決権株式に関する所有権の制限、停止及び処分要求	報告徴収 (全ての議決権株式の身元等)
豪州	テルストラ社	テルストラ法	—	政府保有株式を除いたベースで単独で5%未満、合計35%未満 (株式及び議決権)		会長・役員の過半数は要豪州市民権	配当金受取禁止 所有権制限及び停止株式処分要求	所有権に関する報告徴収
韓国	電気通信回線設備を設置する基幹通信事業者	電気通信事業法	外国政府、外国法人は欠格	49%以下(議決権)		—	是正命令	—

※ 国際海底ケーブルの所有又は運営、人工衛星を利用して電気通信サービスを提供する地球局及び人工衛星に係る事業を営む事業者は除く。(電気通信法第16条第2項)

放送・通信事業以外の無線局に係る外資規制の各国比較

対象		根拠法	外資規制				違反した場合の措置	規制遵守の モニタリング方法
			国籍条項	出資規制		外国人役員		
				直接出資	間接出資			
日本	無線局 ※適用除外局種を除く	電波法	外国人、外国政府、 外国法人は欠格	議決権の 3分の1未満	—	代表者でないこと 役員の3分の1未満	必要的免許 取消し	①再免許の申請 ②報告徴収
米国	無線局一般	通信法	外国政府は欠格	—	—	—	裁量的免許 停止・取消し 罰金・懲役	—
	航空機無線局・ 航空固定無線局		外国人・外国政府・ 外国法人は欠格	株式又は議決権 の5分の1未満	株式又は議決権の 4分の1以下 <u>公益審査等により100%出資可</u>			免許人自身による 監視
英国	—	—	—	—	—	—	—	—
ドイツ	—	—	—	—	—	—	—	—
フランス	—	—	—	—	—	—	—	—
カナダ	—	—	—	—	—	—	—	—
豪州	—	—	—	—	—	—	—	—
韓国	無線局 ※適用除外局種を除く	電波法	外国人、外国政府、 外国法人は欠格	—	—	—	免許取消し	—

※ 実験試験局、アマチュア局、陸上移動局等

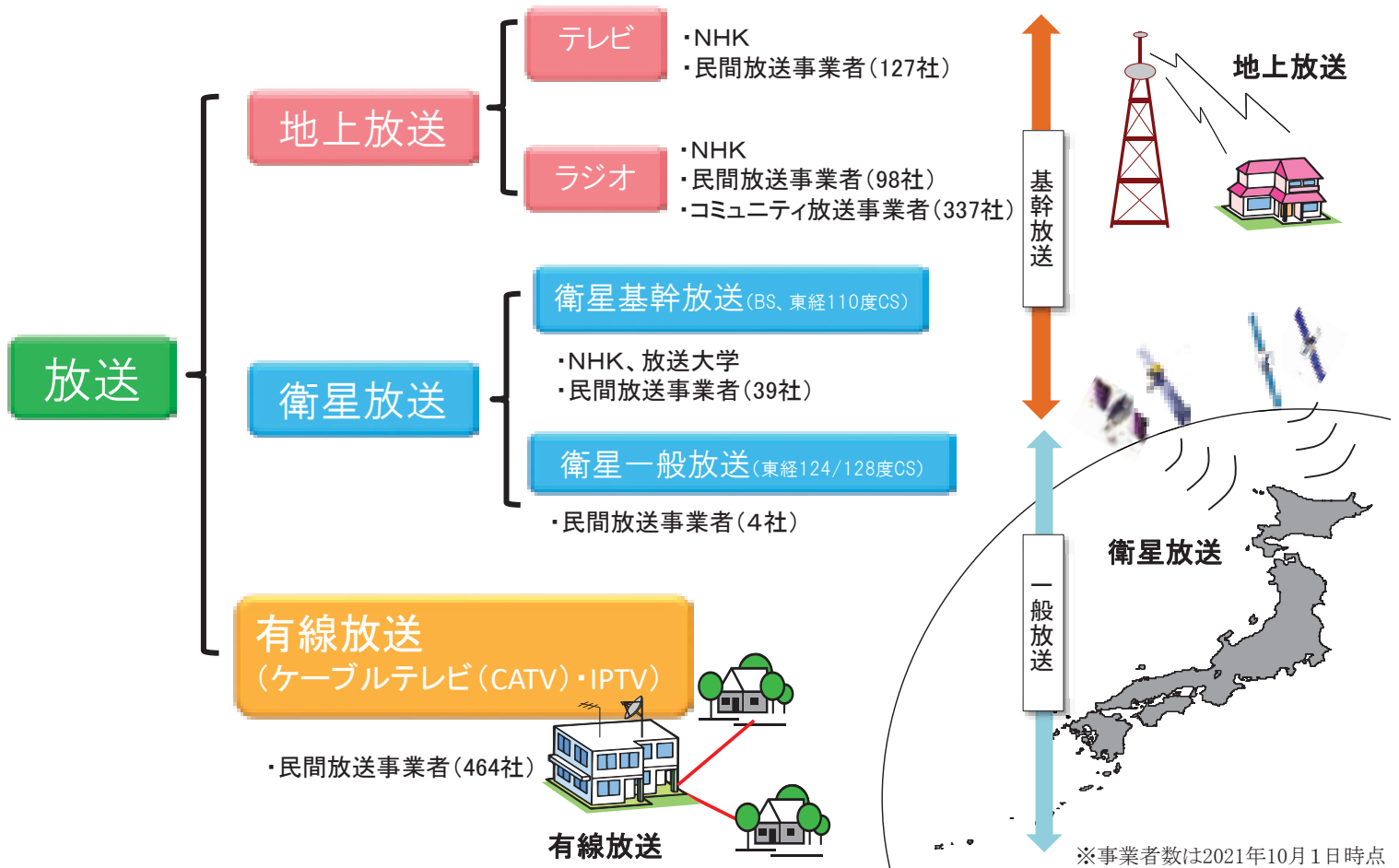
○ 放送事業における外資規制

放送事業の参入に係る制度の概要

- 電波法及び放送法においては、基幹放送を行う「基幹放送事業者」を、ハード・ソフト分離で放送の業務を行う「認定基幹放送事業者」と、ハード・ソフト一致で地上放送を行う「特定地上基幹放送事業者」に区別している。
- また、経営の効率化等のメリットを有する「持株会社によるグループ経営」を放送事業経営の選択肢として拡大するため、平成19年の放送法改正により、「認定放送持株会社制度」を創設した。

放送事業者の種類	「認定放送持株会社」 (※1)	「基幹放送事業者」 「基幹放送」(※2)	「一般放送事業者」 「一般放送」(※3)	
	※1 放送法第159条 総務大臣の認定を受けることにより、基幹放送事業について、持株会社によるグループ経営を可能とする制度	※2 放送法第2条第2号 「基幹放送」とは、電波法の規定により放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用する放送をいう。 ○ 地上基幹放送(地上TV、AM、FM、コミュニティ放送) ・ 特定地上基幹放送(HS一致免許の対象) ○ 移動受信信用地上基幹放送 (V-High/V-Lowマルチメディア放送) ○ 衛星基幹放送(BS放送、110度CS放送)	※3 放送法第2条第3号 「一般放送」とは、基幹放送以外の放送をいう。 放送エリア:広い、視聴者への影響:大きい →具体例:124/128CS(ラジオ含む)、有線テレビ	放送エリア:狭い、視聴者への影響:小さい →具体例:有線ラジオ、有線テレビ(小規模)、エリア放送
参入規律	認定(放送法第159条)	HS分離の場合:認定(放送法第93条) HS一致の場合:電波法上の免許(電波法第7条)	登録(放送法第126条)	届出(放送法第133条)
期間	更新なし	5年	更新なし	

主な国内放送サービス



放送分野に関する外資規制等の概要

趣 旨

- 基幹放送事業者等に対する外資規制は、
 - ①放送が用いる電波の周波数は有限希少であり、その利用に当たっては自国民を優先させるべきであること、
 - ②放送は、言論・報道機関としての大きな社会的影響力を有すること、
 を踏まえて、外国性を制限している。

外資規制等の概要

- ①外資規制…外国人や外国法人等による5分の1以上の議決権保有を制限
(地上基幹放送及び認定放送持株会社は、間接外資規制有り)
- ②役員規制…外国人等の特定役員^(※)への就任を禁止
- ③参入規制…外国人や外国法人等は、基幹放送事業者の免許・認定を取得できない

対 象		外資規制	根拠規定
地上	認定基幹放送事業者	直接・間接による議決権保有を1/5未満に制限	放送法第93条第1項
	基幹放送局提供事業者	直接・間接による議決権保有を1/5未満に制限	電波法第5条第4項
	特定地上基幹放送事業者	直接・間接による議決権保有を1/5未満に制限	電波法第5条第4項
衛星／ 移動受信用地上	認定基幹放送事業者	直接による議決権保有を1/5未満に制限	放送法第93条第1項
	基幹放送局提供事業者	直接による議決権保有を1/3未満に制限	電波法第5条第1項
認定放送持株会社		直接・間接による議決権保有を1/5未満に制限	放送法第159条第2項

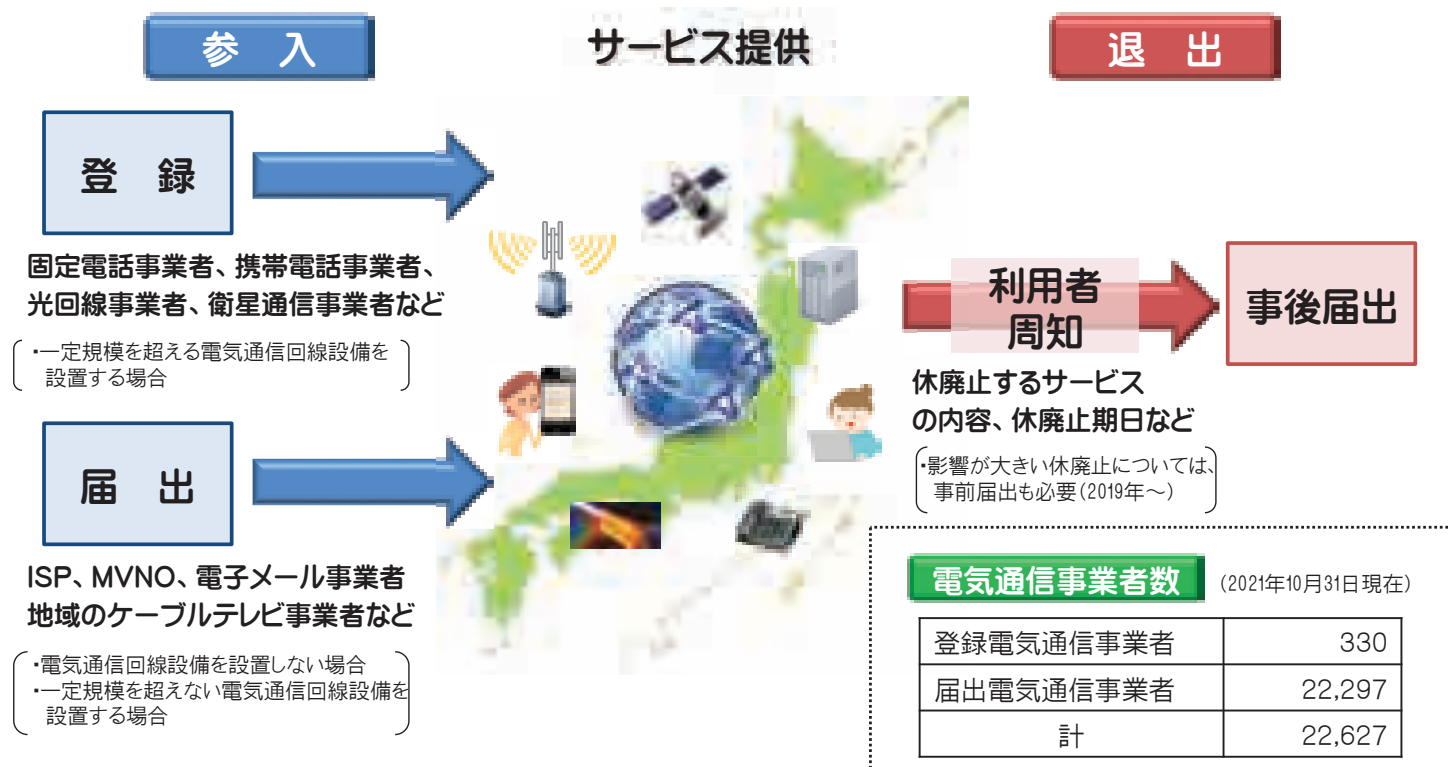
※特定役員

- ・ 地上基幹放送事業者については、業務執行役員及び業務執行決定役員
- ・ 衛星基幹放送事業者及び移動受信用地上基幹放送事業者については、取締役全体に占める業務執行役員以外の業務執行決定役員」の割合が、
 - ①3分の1以下の場合は業務執行役員、
 - ②3分の1を超える場合は業務執行役員及び業務執行決定役員

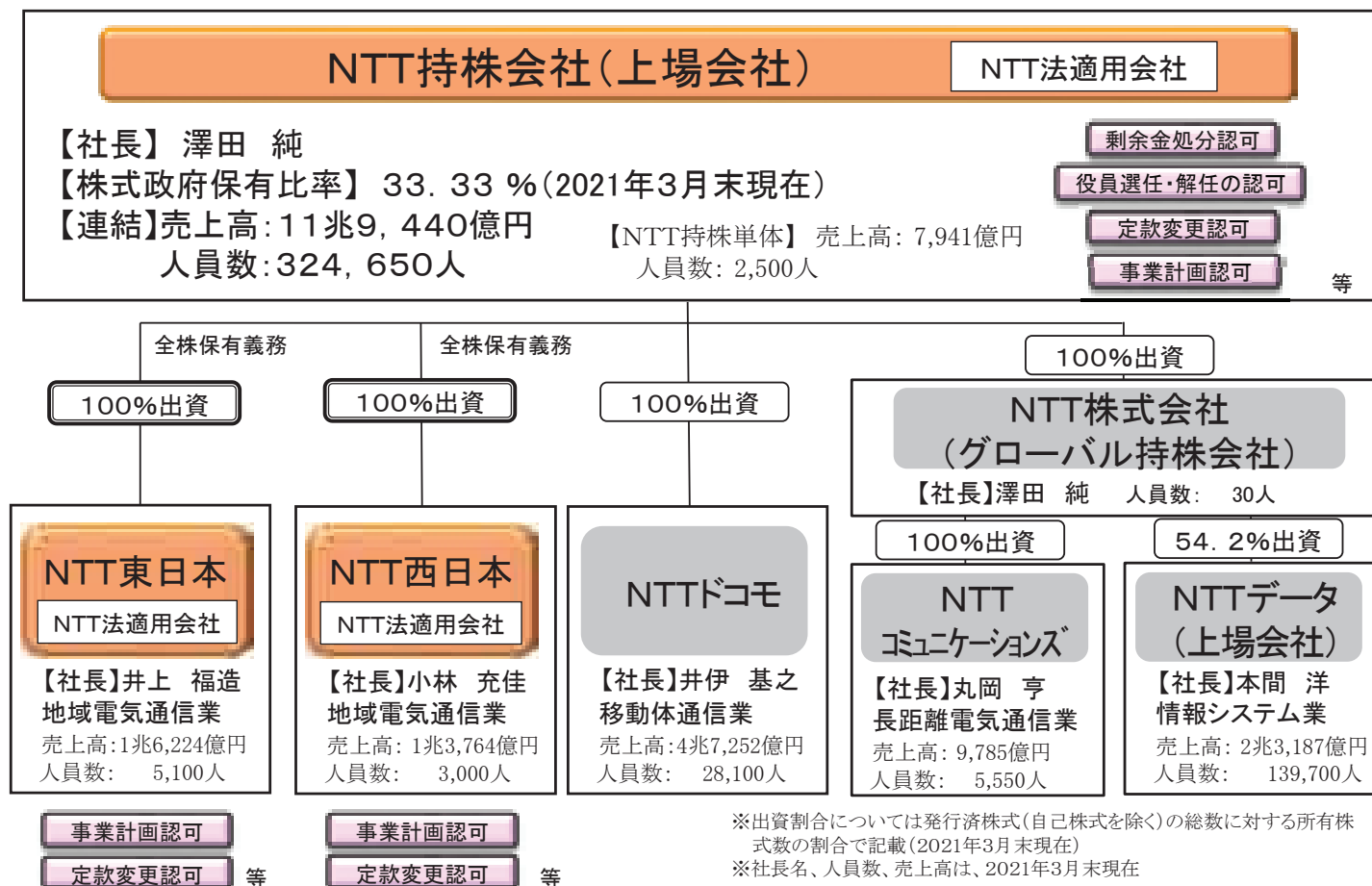
○ 通信事業における外資規制

電気通信事業の参入・退出規制の概要

- 電気通信事業を営もうとする者は、設置する電気通信回線設備の規模に応じ、原則として登録又は届出が必要。
- 電気通信事業(業務)の全部・一部の休廃止を行う場合は、利用者への周知と事後の届出が必要。

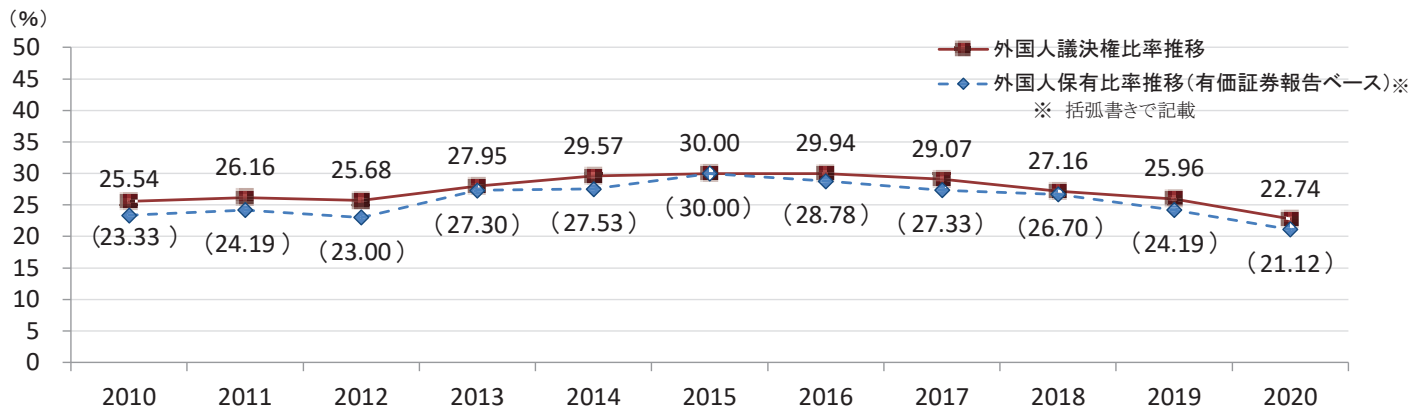


NTTグループの概要



NTTに関する外資規制等の概要

- NTT法(日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号))では、NTT持株会社について、外国人等に支配されることにより被る国の安全上の問題や影響を未然に防ぐため、**外国人等の議決権割合を、NTT株式全体の3分の1未満と定めている**。(第6条)
※ 外国人等議決権割合は、外国人等が直接保有するNTT株式と、外国人等が一定の日本法人を通じて間接保有するNTT株式の合計で算出。
- 外国人等の議決権割合が3分の1以上となるときは、**株主名簿に記載してはならない**こととされている。
⇒違反した場合は、50万円以下の罰金(第24条)
- また、**日本国籍を有しない人**は、NTT持株会社及びNTT東日本・西日本の**役員になることができない**こととされている。
⇒違反した場合は、総務大臣は役員選任の決議の認可を行わない(第10条)



※1 表の数値は、各事業年度末の割合。

※2 「外国人議決権比率」は、算出に当たり、議決権のない自己株式等を母数から減じることから、「外国人保有比率」よりも高くなる。

※3 種類株式は、発行していない。

NTTグループに対する法律上の規制枠組み

日本電信電話株式会社等に関する法律

(特殊会社(NTT及NTT東西)に対する規制)

責務

- ◇ あまねく電話の提供
- ◇ 研究推進・成果普及

担保措置

- ◇ 外資規制(1/3未満)
- ◇ 政府による1/3以上の株式保有

- ◇ 役員選任・剰余金処分認可
- ◇ 業務範囲規制
- ◇ 事業計画認可

電気通信事業法

(NTT東西、NTTドコモに対して、市場支配的事業者として、公正競争を阻害しないよう、不当な競争を引き起こすおそれがある行為をあらかじめ禁止している)

1. 接続に関する規制

- ◇ 接続約款の認可・公表(NTTドコモは届出)
- ◇ 接続会計の整理 等

2. 一定の行為の禁止

- ◇ 接続情報の目的外利用・提供
- ◇ 事業者間の差別的取扱い
(NTTドコモは、総務大臣が指定する自己の関係法人との間の差別的取扱い)
- ◇ 他事業者(コンテンツプロバイダ、製造・販売業者を含む)に対する不当干渉(NTT東西のみ)
- ◇ 子会社等である事業者との役員兼任(NTT東西のみ)
- ◇ 電気通信設備の設置等に関する他事業者への不利な取扱い(NTT東西のみ) 等

3. 機能分離等(NTT東西のみ)

- ◇ 設備部門と営業部門との隔離等
- ◇ 業務委託先子会社に対する監督義務

○ 放送・通信事業以外の無線局の外資規制

電波法の無線局免許制度の概要

- 電波法では、有限希少な電波の利用を各人に委ねると、混信により円滑な通信の疎通ができなくなる等の弊害が生ずるため、第1条(目的)において「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進する」とされている。
- このため、電波法により、電波の利用は一般的に禁止されており、一定の要件に適合した者に対する禁止の解除として無線局免許等の発給を行っているほか、免許を不要とする無線局を規定している(第4条:微弱無線局、特定小電力無線局、登録局等)。
- 無線局免許の有効期間満了後も引き続き無線局を運用しようとする時には、有効期間の満了前に「再免許」を受ける必要がある。

【無線局免許状記載事項】権限者:総務大臣(ただし、固定局、移動局、アマチュア局等について総合通信局長等に委任)

- ① 免許の年月日及び免許の番号
- ② 免許人の氏名又は名称及び住所
- ③ 無線局の種別
- ④ 無線局の目的
- ⑤ 通信の相手方及び通信事項
- ⑥ 無線設備の設置場所
- ⑦ 免許の有効期間
- ⑧ 識別信号
- ⑨ 指定事項(電波の型式、周波数、空中線電力、運用許容時間)

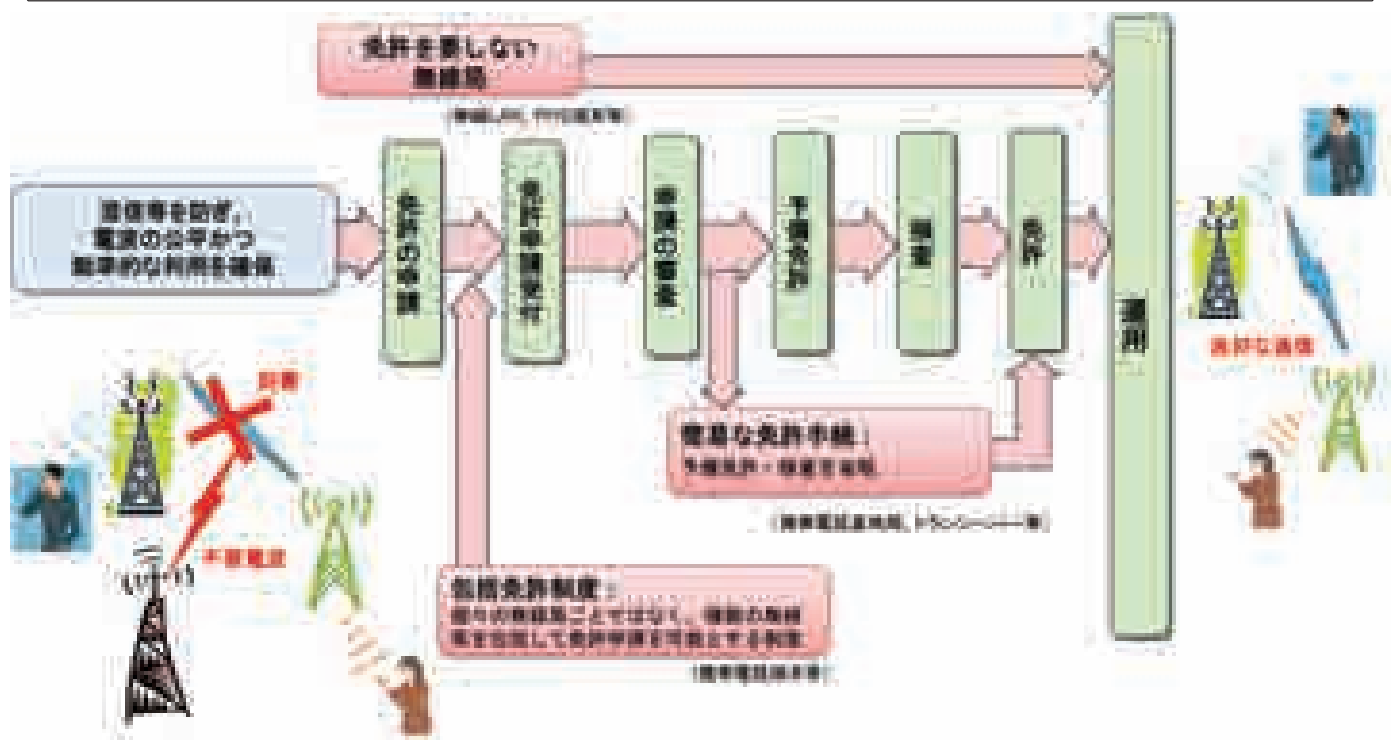
※有効期間は省令に基づき設定

ー義務船舶局、義務航空機局については無期限

ー5年を超えない範囲で局種により異なる(有効期間の終期を揃えるものもある(一斉再免許))

電波法の無線局免許手続きの流れ

- 電波を利用(無線局を開設)するためには、原則総務大臣の免許を受けることが必要。この際、技術基準適合証明等を取得した無線設備の免許申請手続きについては、包括免許制度や免許手続の簡略化により迅速かつ効率的な処理が行える。



放送事業用以外の無線局に対する電波法の外資規制の概要①

- 電波法では、有限希少な電波の自国民優先利用の考えに基づき、無線局免許に対する外資規制を実施しており、絶対的欠格事由として以下の者には免許を与えない（違反した場合には必要的免許取消し）とされている。

- ① 日本の国籍を有しない人
- ② 外国政府又はその代表者
- ③ 外国の法人又は団体
- ④ 法人又は団体で①～③の者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるもの

①～④の外資規制に関する要件は電波法制定時（昭和25年）から改正無し

- 無線局免許は原則として外資規制の対象であるが、例外規定があり、電気通信業務用をはじめとする多くの無線局（全体の99.9%以上）が外資規制の対象外とされている。

【外資規制の対象外となる無線局】 ※電波法第5条第2項で規定

- 実験等無線局
- アマチュア無線局
- 外国の船舶であって、船舶安全法の適用対象となるものに開設する無線局
- 本邦内の各地間の航空の用に供する外国の航空機であって、航空法の許可を受けたものに開設する無線局
- 特定の固定地点間の無線通信を行う無線局（大使館等の公用に供するものを除く）
- 大使館等の公用に供する固定局であって、その国内において日本国政府等が同種の無線局を開設することを認める国の政府等が開設するもの（＝相互主義に基づくもの）
- 陸上移動関係無線局
- 電気通信業務用無線局
- 電気通信業務用人工衛星局の制御用地球局

放送事業用以外の無線局に対する電波法の外資規制の概要②

【外資規制の対象となる放送事業用以外の無線局】（民間企業等が開設しうる主なもの）

- 海岸局（電気通信業務用を除く）
- 日本の船舶に設置された無線局（電気通信業務用を除く）
- 航空局（電気通信業務用を除く）
- 日本の航空機に設置された無線局（電気通信業務用を除く）
- 地球局（電気通信業務用及びその制御用を除く）
- 人工衛星局（電気通信業務用を除く）
- 気象レーダー 等

（注）その他、大使館等が設置する固定局については、相互主義に基づき免許している

○ 外国為替及び外国貿易法の外資規制

外為法の目的等

1. 外為法の目的

- 外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）は、我が国と外国との間における「資金の移動」や「物・サービスの移動」等の対外取引に適用される。
- 外為法の目的として、「対外取引が自由に行われることを基本とし、対外取引に関し必要最低限の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もって国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに、我が国の経済の健全な発展に寄与すること」が掲げられている（第1条）。

2. 外為法の取引制限

- また、外為法第1条では、「対外取引に対し必要最小限の管理・調整を行う」と規定し、実際に対外取引に対し必要最小限の管理・調整を行う場合に必要な発動要件は、それぞれの取引・支払等ごとに定められている。
- この管理・調整に関し、対内直接投資等に関しては、外国投資家が特定の対外取引を行おうとする場合に、財務大臣及び事業所管大臣が当該取引の内容等について、「国の安全を損なう等のおそれ」がないかどうかあらかじめ審査する必要から、一部の取引に関する内容等を外国投資家に事前に届け出させることを義務付け、財務大臣及び事業所管大臣により当該投資の適否に関し事前審査がなされる。

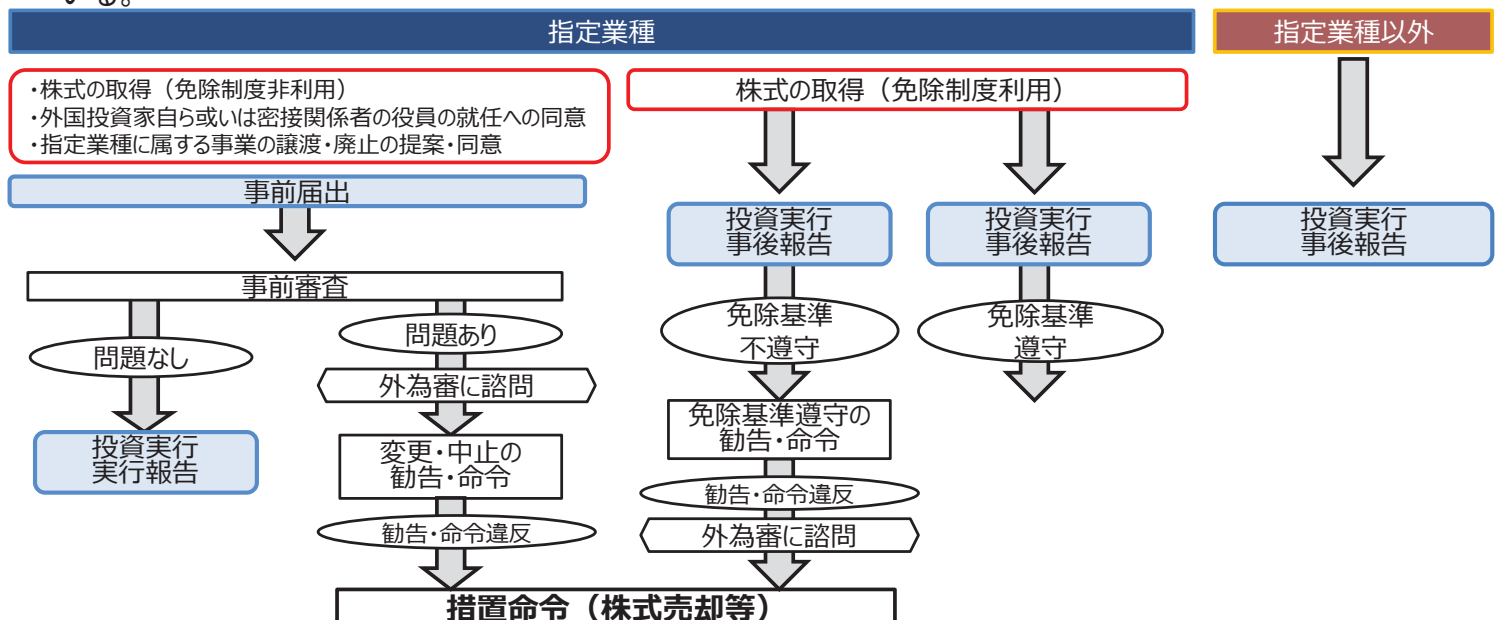
○外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、外国為替、外国貿易その他の対外取引が自由に行われることを基本とし、対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もって国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

外為法における対内直接投資審査制度の概要

- 外為法では、「対外取引の原則自由、必要最小限の管理・調整」という考え方の下、①「国の安全」、②「公の秩序」、③「公衆の安全」、④「我が国経済の円滑な運営」の観点から、一部の業種（指定業種）への対内直接投資等（上場会社の株式所有割合・議決権割合が1%以上となる場合等）に対して事前届出を義務付けている。
- 財務大臣及び総務大臣等の事業所管大臣は、外国投資家から届出された対内直接投資等について、上記①～④の観点（後述）から、必要がある場合には、投資の変更・中止の勧告・命令ができることとされている。
- また、無届け、虚偽届出等で行われた対内直接投資について、「国の安全」等の観点から必要な場合には、財務大臣及び総務大臣等の事業所管大臣は、株式売却等の事後措置命令を発することができることとされている。



外為法における「対内直接投資等」について

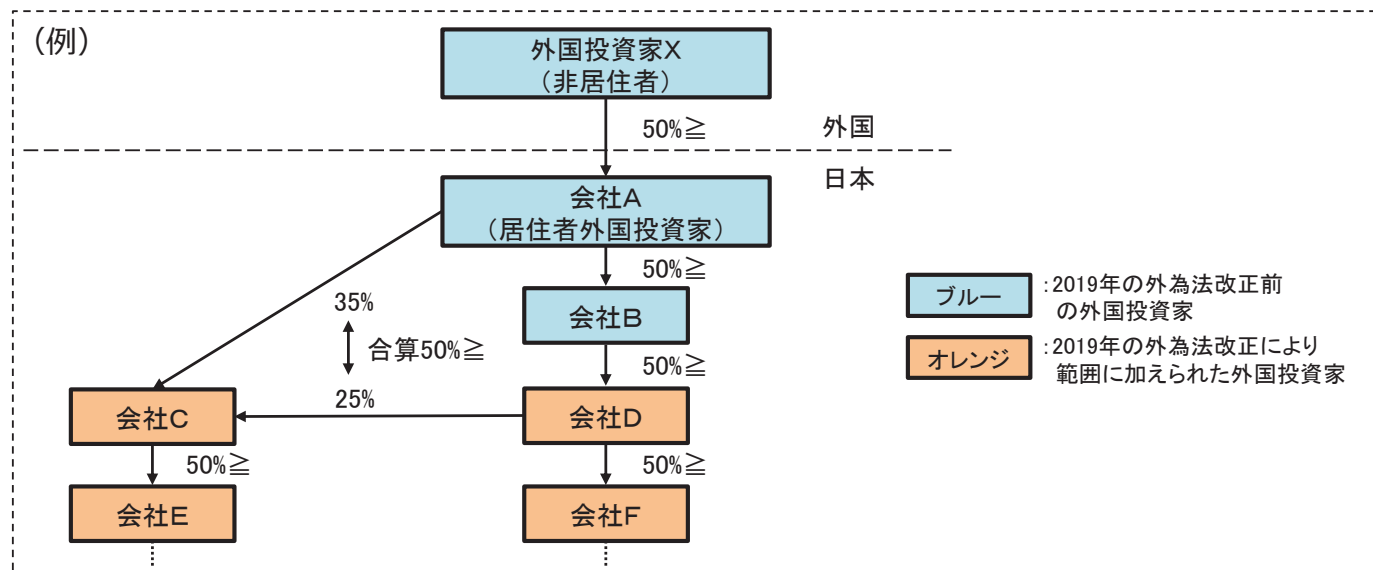
○外為法は、外国投資家からの本邦企業の経営への影響力に着目し、国の安全等の観点から問題がないかどうかを審査等する仕組み。このため、影響力を行使し得る一定の行為を「対内直接投資等」として規定。

○上場株式の株式取得については、発行済株式総数又は議決権総数に占める割合のいずれかが1%を超える場合を対内直接投資等としている。

→株主の会社への影響力行使は、議決権の行使による場合のほか、例えば、無議決権株を一定数保有する場合に会社への資金提供者として影響力を行使する場合なども想定されるため、発行済株式総数を基準とした規制も行っている。

(第2回情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会 資料2-2再掲)

外為法改正後における対内直接投資を行う「外国投資家」の範囲



- 非居住者である個人又は外国法人に直接50%以上保有されている日本の会社とその子会社のほか(ブルー部分)、当該日本の会社又は会社法上の「子会社」を通じて50%以上保有されている日本の会社とその子会社(オレンジ部分)は、外国投資家となる。

<会社法の子会社定義>

- ① 自己(子会社等を含む)の計算による議決権の所有割合50%超
- ② 自己(子会社等を含む)の計算による議決権の所有割合40%以上、かつ下記のいずれかに該当
 - イ 自己所有等議決権数割合(自己の計算による所有分、緊密な関係者の所有分、同一内容の議決権行使に同意している者の所有分の合計)50%超
 - ロ 取締役会等の構成員の過半数が自己の役職員等
 - ハ 重要な財務・事業の方針の決定を支配する契約等が存在
 - ニ 融資額の割合50%超
 - ホ その他重要な財務・事業の方針の決定を支配していることが推測される事実の存在
- ③ 自己所有等議決権数割合50%超で上記ロ～ホのいずれかに該当

指定業種(事前届出対象業種)

【日本標準産業分類】

(1465業種)

その一部

【指定業種】

(事前届出の対象業種)

- 武器
- 航空機
- 原子力
- 宇宙関連
- 軍事転用可能な汎用品の製造業
- 感染症に対する医薬品に係る製造業
- 高度管理医療機器に係る製造業
- サイバーセキュリティ関連(※1)
- 電力業
- ガス業
- 通信業
- 上水道
- 鉄道業
- 石油業
- 熱供給業
- 放送業
- 旅客運送
- 警備業
- 農林水産業
- 皮革関連
- 航空運輸
- 海運

【指定業種のうちコア業種の分野】

- 武器、航空機、原子力、宇宙関連、軍事転用可能な汎用品の製造業
- 感染症に対する医薬品に係る製造業、高度管理医療機器に係る製造業
- サイバーセキュリティ関連(サイバーセキュリティ関連サービス業、重要インフラのために特に設計されたプログラム等の提供に係るサービス業等(※1))
- 電力業(一般送配電事業者、送電事業者、発電事業者の一部)
- ガス業(一般・特定ガス導管事業者、ガス製造事業者、LPガス事業者の一部)
- 通信業(電気通信事業者の一部)
- 上水道業(水道事業者の一部、水道用水供給事業者の一部)
- 鉄道業(鉄道事業者の一部)
- 石油業(石油精製業、石油備蓄業、原油・天然ガス鉱業)

【指定業種のうちコア業種の分野以外のもの】

- サイバーセキュリティ関連(※2)、電力業(※2)、ガス業(※2)、通信業(※2)、上水道業(※2)、鉄道業(※2)、石油業(※2)
- 熱供給業
- 放送業
- 旅客運送
- 警備業
- 農林水産業
- 皮革関連
- 航空運輸
- 海運

※1 通信業の一部が含まれる ※2 コア業種の分野以外

指定業種のうちコア業種の分野の概要

分野	備考(以下記載のものに限る)
武器	(限定なし)
航空機	//
宇宙関連	//
原子力関連	//
軍事転用可能な汎用品	//
感染症に対する医薬品に係る製造業	//
高度管理医療機器に係る製造業	//
サイバーセキュリティ関連	サイバーセキュリティ関連サービス業、重要インフラのために特に設計されたプログラム等の提供に係るサービス業等
電力業	一般送配電事業者、送電事業者、発電事業者(最大出力5万KW以上の発電所を有するものに限る)
ガス業	一般・特定ガス導管事業者、ガス製造事業者、LPガス事業者(貯蔵所又は中核充てん所を有するものに限る)
通信業	登録電気通信事業者(複数の市区町村等に光ファイバなどの電気通信回線設備を設置している者等(例: 自ら基地局を設置する携帯電話事業者、光ファイバ回線提供事業者、複数市町村でインターネットサービス等を提供するケーブルテレビ事業者))
上水道業	水道事業者(5万人超の給水人口を有するものに限る) 水道用水供給事業者(1日あたり2.5万m ³ 超の供給能力を有するものに限る)
鉄道業	鉄道事業者(事態対処法上の指定公共機関)
石油業	石油精製業、石油備蓄業、原油・天然ガス鉱業

指定業種に係る考慮要素の概要

- 指定業種への対内直接投資等の事前届出に係る審査は、対内直接投資等により「国の安全を損ない」、「公の秩序の維持を妨げ」、「公衆の安全の保護に支障をきたす」、「我が国経済の円滑運営に著しい悪影響を及ぼす」事態を生じるおそれがないかを審査するものである。
- なお、指定業種への対内直接投資等の事前届出に対する審査の透明性を図る観点から、「審査に際して考慮する要素」(2020年5月財務省・事業所管省庁)(以下「考慮要素」という。)を公表しており、当局はこれらの観点から審査することとしている(考慮要素と指定業種との関係は、下表のとおり)。

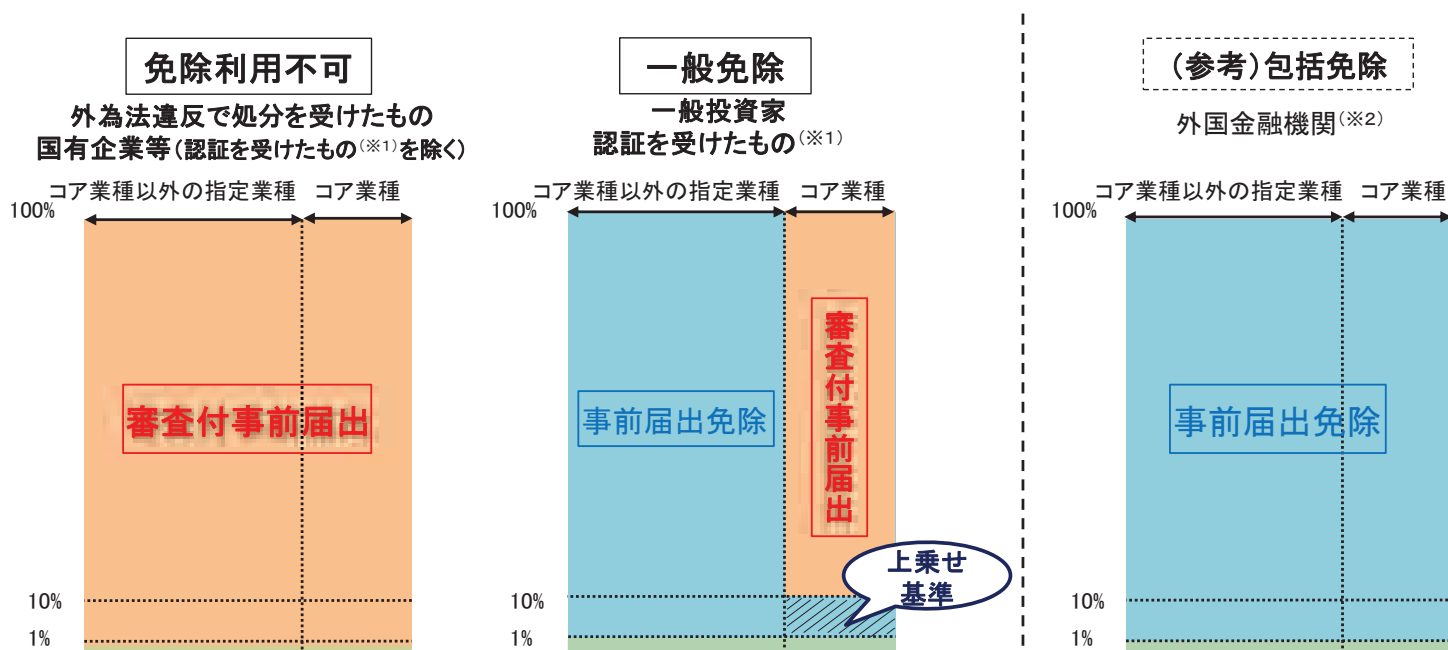
考慮要素(※1)	主な指定業種
①「国の安全」	武器、航空機、原子力、宇宙開発、軍事転用可能な汎用品の製造業、 サイバーセキュリティ関連(※2)
②「公の秩序」	通信業、放送業、電気・ガス、熱供給、水道、鉄道、旅客運送
③「公衆の安全」	生物学的製剤製造業、警備業
④「我が国経済の円滑運営」	農林水産、石油、皮革関連、航空運輸、海運

※1 考慮要素は一つの目安であり、審査に際しては、国の安全等の観点から総合的に審査が行われる。

※2 通信業の一部が含まれる。

取得時事前届出免除制度

- 取得時事前届出免除制度とは、審査を実施する必要性が高い外国投資家以外の外国投資家が、国の安全等に係る株式等取得に該当するおそれ大きいもの以外の株式等取得等を行う場合は、事前届出及び財務大臣・事業所管大臣による審査が免除され、その取得から45日以内に事後報告することで済む制度である。
- この場合、当該外国投資家は、財務大臣及び事業所管大臣が定める株式等取得が国の安全等に係る株式等取得に該当しないための基準(いわゆる免除基準(概略は後述))を遵守する必要がある。



※1 国の安全等を損なうおそれのないものとして財務省から認証を受けたもの(例: 公的年金基金等の政府系ファンド(シブリン・ウェルス・ファンド: SWF))

※2 日本国内で許認可等を得ている証券会社、銀行、保険会社、運用会社、運用型信託会社、登録投資法人、及び高速取引行為者並びに相当する外国の法令に基づき許認可等を得てこれらに類する事業(高速取引行為に係る事業に類する事業を除く。)を営むものを含む。

取得時事前届出免除制度の概要(投資先が上場企業のケース)

適用外国投資家	内容		
過去に外為法違反で処分を受けたもの、 国有企業等(認証を受けたものを除く)	本則	指定業種 (コア以外) コア業種	・事前届出免除の利用不可
包括免除又は本則が適用されるもの以外 の全ての外国投資家(認証を受けたものを 含む)	一般 免除	指定業種 (コア以外) コア業種	・免除基準を遵守すれば、事前届出を免除(上限なし) ・事後報告の閾値は1%
外国金融機関	包括 免除	指定業種 (コア以外) コア業種	・免除基準を遵守すれば、事前届出を免除(上限なし) ・事後報告の閾値は10%

[免除基準]

- ・ 外国投資家自ら又はその密接関係者が役員に就任しない
- ・ 指定業種に属する事業の譲渡・廃止を株主総会に自ら提案しない
- ・ 指定業種に属する事業に係る非公開の技術情報にアクセスしない

[上乗せ基準]

- ・ コア業種に属する事業に関し、取締役会又は重要な意思決定権限を有する委員会に自ら参加しない
- ・ コア業種に属する事業に関し、取締役会等に期限を付して回答・行動を求めて書面で提案を行わない

取得時事前届出及び事後報告の概要

事前届出

- 事前届出で審査を通過すれば、届出日から6か月間、届け出た株式数までの取得が随時可能であり、都度の届出は不要。
- 株式取得後の実行報告の提出期限は、45日以内。

事後報告

- 事前届出免除制度を利用したときの事後報告は、取得割合が以下の場合に必要。
 - (1) 初めて1%以上となる際^(注)
 - (2) 初めて3%以上となる際^(注)
 - (3) 10%以上の株式取得については、取得の都度
- (注) 株式売却等により一旦閾値を割り込み、その後の再取得で当該閾値を再び超えた場合は、事後報告は不要。
外国金融機関等については、(1)及び(2)の事後報告は不要。
- 提出期限は、投資後45日以内。

行為時事前届出

- 外国投資家^(※1)は、以下の行為に関する事前届出(行為時事前届出)を行い、審査を経ることで、当該行為を実行可能。
 - ① 外国投資家自ら又はその密接関係者が役員に就任することについて、株主総会において同意すること^(※2)
 - ② 指定業種に属する事業の譲渡・廃止を株主総会に自ら提案し、同意すること^(※3)
- 審査は、もっぱら国の安全等に関わる技術情報の流出や事業活動の喪失を防ぐという法目的の観点から実施。

※1 取得時事前届出の免除制度を利用し、これらの行為を行わないことを表明した投資家を含む。

※2 自己提案か他者提案を問わず、事前届出が必要。また、密接関係者以外の他人が役員に就任することに同意する場合は、事前届出は不要。

※3 自己提案の場合のみ、事前届出が必要。

対内直接投資審査制度の各国比較

		日本	米国	英国 ^(※1)	ドイツ	フランス	カナダ	豪州	韓国
義務的事前通知・審査	対象となる株式所有等の割合	1%	下限なし	25%	10% ※2018年25%から引下げ	25% ※2019年33%から引下げ	名目額の閾値あり	株式所有割合と名目額を組み合わせた閾値あり	10%
	対象業種	指定業種	指定業種	指定業種	指定業種	指定業種	全業種 注 文化事業(出版、放送等)は除く。	全業種	指定業種
	放送業	○	×	○	○	× ^(※2)	×	○	×
	通信業	○	○ ^(※3)	○	○	○	○	○	×
事後介入		株式売却命令が可能	株式売却命令が可能	株式売却命令が可能	株式売却命令が可能	株式売却命令が可能	株式売却命令が可能	株式売却命令が可能	株式売却命令が可能

(財務省資料を基に、対象業種の放送業・通信業部分並びに英国、フランス、豪州及び韓国の制度については総務省調査により作成)

※1 2021年4月29日に成立した国家安全保障投資法(National Security and Investment Act 2021)を基に記載している。

※2 対内直接投資に関する通貨金融法典の対象業種リストに掲載はない。

※3 外国政府との実質的な利害関係がある(議決権の49%以上を保有)外国企業等が、投資により米国事業者と実質的な利害関係が生じる(議決権の25%以上を保有)場合

情報通信関連法令と外為法における外資規制の比較整理

根拠法	対象事業者等	情報通信関連法上の 議決権保有制限に係る外資規制の概要	外為法の規定により必要となる手続 ^(※1)
放送法	・基幹放送事業者(地上) ・認定放送持株会社	・直接・間接出資による議決権保有制限 ☛ 議決権の5分の1未満	・株式所有割合・議決権割合が1%以上となる場合等は、事前届出が必要 ・免除基準を遵守する場合、事前届出が免除され(上限なし)^(※2)、事後報告が所有等株式・議決権の割合1%^(※3)以上から必要
	・基幹放送事業者(衛星・移動受信用地上)	・直接出資による議決権保有制限 ☛ 議決権の5分の1未満	
	・一般放送事業者	—	
電波法	・基幹放送局提供事業者(地上) ・特定地上基幹放送事業者	・直接・間接出資による議決権保有制限 ☛ 議決権の5分の1未満	・株式所有割合・議決権割合が1%以上となる場合等は、事前届出が必要 ・上乗せ基準も遵守する場合、10%未満の所有等株式・議決権の取得について事前届出が免除され^(※3)、事後報告が所有等株式・議決権の割合1%^(※3)以上から必要
	・基幹放送局提供事業者(衛星)	・直接出資による議決権保有制限 ☛ 議決権の3分の1未満	
NTT法	・NTT(持株会社)	・直接・間接出資による議決権保有制限 ☛ 議決権の3分の1未満	・株式所有割合・議決権割合が1%以上となる場合等は、事前届出が必要 ・上乗せ基準も遵守する場合、10%未満の所有等株式・議決権の取得について事前届出が免除され^(※3)、事後報告が所有等株式・議決権の割合1%^(※3)以上から必要
電気通信事業法	・登録電気通信事業者	—	・株式所有割合・議決権割合が1%以上となる場合等は、事前届出が必要 ・上乗せ基準も遵守する場合、10%未満の所有等株式・議決権の取得について事前届出が免除され^(※3)、事後報告が所有等株式・議決権の割合1%^(※3)以上から必要
	・届出電気通信事業者	—	・株式所有割合・議決権割合が1%以上となる場合等は、事前届出が必要 ・免除基準を遵守する場合、事前届出が免除され(上限なし)^(※2)、事後報告が所有等株式・議決権の割合1%^(※3)以上から必要

※1 発行会社が上場会社であり、外国投資家が取得時事前届出免除制度のうち一般免除の適用を受ける場合において必要な手続を記載。

※2 放送事業者が登録電気通信事業もあわせて営んでいる場合には、登録電気通信事業者の手続が優先。

※3 親子等会社・親子関係等の密接関係者が所有等するものを含む。

4. 出資規制及び外国人役員就任規制の在り方に関する資料

○ 放送事業における外資規制

(再掲)放送分野に関する外資規制等の概要

趣 旨

- 基幹放送事業者等に対する外資規制は、
 - ①放送が用いる電波の周波数は有限希少であり、その利用に当たっては自国民を優先させるべきであること、
 - ②放送は、言論・報道機関としての大きな社会的影響力を有すること、
 を踏まえて、外国性を制限している。

外資規制等の概要

- ①外資規制…外国人や外国法人等による5分の1以上の議決権保有を制限
(地上基幹放送及び認定放送持株会社は、間接外資規制有り)
- ②役員規制…外国人等の特定役員^(※)への就任を禁止
- ③参入規制…外国人や外国法人等は、基幹放送事業者の免許・認定を取得できない

対 象		外資規制	根拠規定
地上	認定基幹放送事業者	直接・間接による議決権保有を1/5未満に制限	放送法第93条第1項
	基幹放送局提供事業者	直接・間接による議決権保有を1/5未満に制限	電波法第5条第4項
	特定地上基幹放送事業者	直接・間接による議決権保有を1/5未満に制限	電波法第5条第4項
衛星／ 移動受信用地上	認定基幹放送事業者	直接による議決権保有を1/5未満に制限	放送法第93条第1項
	基幹放送局提供事業者	直接による議決権保有を1/3未満に制限	電波法第5条第1項
認定放送持株会社		直接・間接による議決権保有を1/5未満に制限	放送法第159条第2項

※特定役員

- ・ 地上基幹放送事業者については、業務執行役員及び業務執行決定役員
- ・ 衛星基幹放送事業者及び移動受信用地上基幹放送事業者については、取締役全体に占める業務執行役員以外の業務執行決定役員¹の割合が、①3分の1以下の場合には業務執行役員、②3分の1を超える場合には業務執行役員及び業務執行決定役員

(第1回情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会 資料1－2再掲)

放送事業者等に適用される放送法・電波法の外資規制の類型

- 放送事業者等に適用される放送法・電波法の外資規制は、下表のとおり、3つのパターンに大別される。
- 外国人役員の制限、議決権割合の閾値及び間接出資規制の有無は、
 - ① 電波の有限希少性に基づく自国民優先
 - ② (①に加えて) 言論・報道機関としての社会的影響力
 - ③ (①及び②に加えて) 国民生活に不可欠な情報の提供や出資の在り方の変化への対応等を踏まえた規律の考え方に応じて、差異が設けられている。

		①	②	③
外資規制	外国人役員	代表者でないこと 役員の3分の1未満	業務執行取締役でないこと ^(※1、2)	取締役でないこと ^(※1)
	議決権割合	3分の1未満	5分の1未満	5分の1未満
	直接/間接出資規制の別	直接	直接	直接 + 間接
該当の放送事業者等		基幹放送局提供事業者 (衛星 ^注)	認定基幹放送事業者 (衛星 ^注)	認定基幹放送事業者 (地上) 基幹放送局提供事業者 (地上) 特定地上基幹放送事業者 コミュニティ放送 認定放送持株会社

注 移動受信用地上基幹放送についても該当。

※1 株式会社、一般社団法人等法人又は団体の区分に応じて、外資規制に係る役員が定められている(特定役員)。ここでは、取締役会設置会社(指名委員会等設置会社を除く。)について記載。

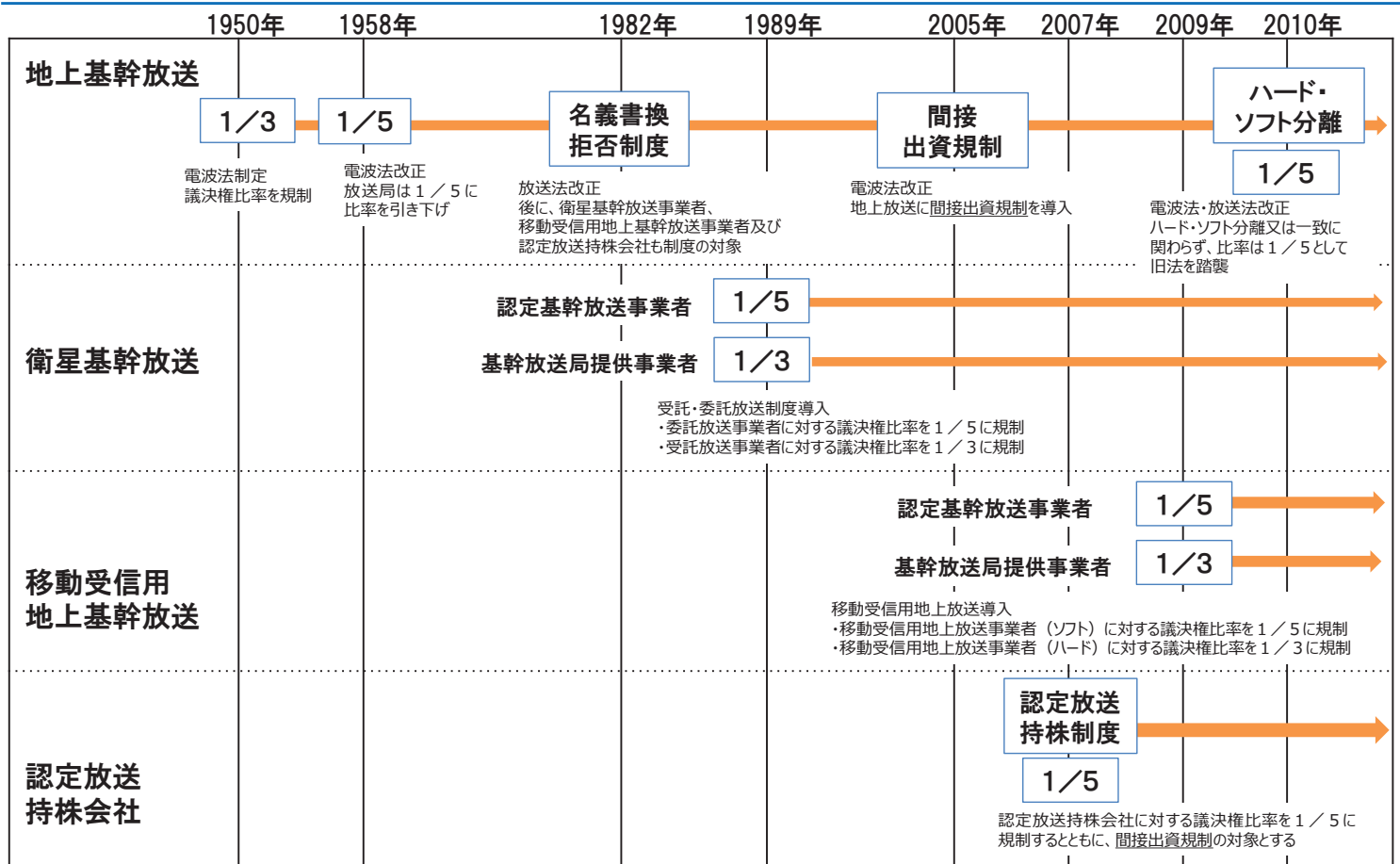
※2 衛星基幹放送事業者及び移動受信用地上基幹放送事業者については、取締役の総数に占める社外取締役等業務を執行しない取締役の割合が、

①3分の1以下の場合:業務執行取締役でないこと、②3分の1を超える場合:取締役でないこと。

(根拠規定:「基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令」(平成27年総務省令第26号)第3条 等)

(第5回情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会 資料5－2再掲)

我が国の放送制度における外資規制

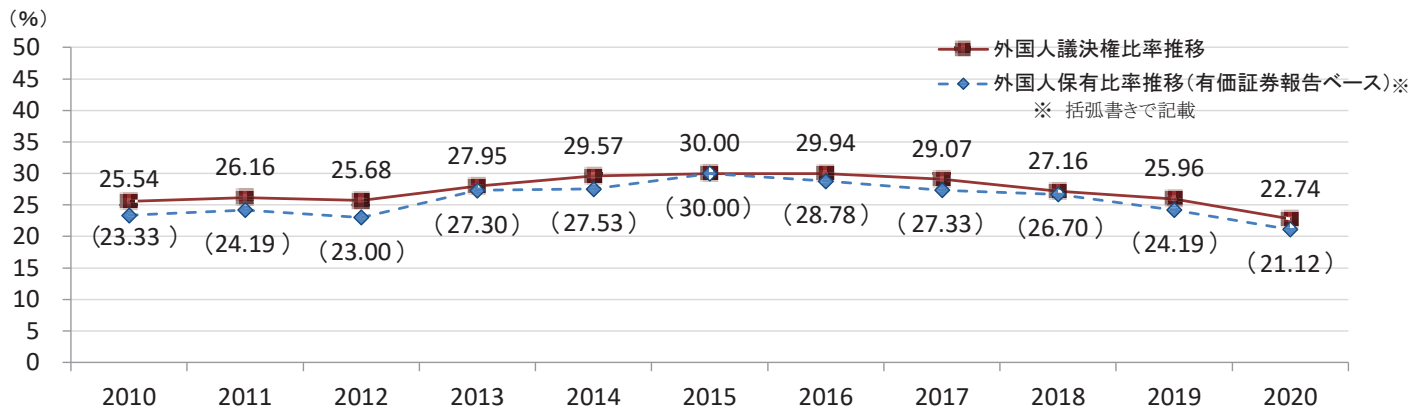


（第1回情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会 資料1－2再掲）

○ 通信事業における外資規制

(再掲) NTTに関する外資規制等の概要

- NTT法(日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号))では、NTT持株会社について、外国人等に支配されることにより被る国の安全上の問題や影響を未然に防ぐため、**外国人等の議決権割合を、NTT株式全体の3分の1未満と定めている**。(第6条)
※ 外国人等議決権割合は、外国人等が直接保有するNTT株式と、外国人等が一定の日本法人を通じて間接保有するNTT株式の合計で算出。
- 外国人等の議決権割合が3分の1以上となるときは、**株主名簿に記載してはならない**こととされている。
⇒違反した場合は、50万円以下の罰金(第24条)
- また、**日本国籍を有しない人**は、NTT持株会社及びNTT東日本・西日本の**役員になることができない**こととされている。
⇒違反した場合は、総務大臣は役員選任の決議の認可を行わない(第10条)



※1 表の数値は、各事業年度末の割合。

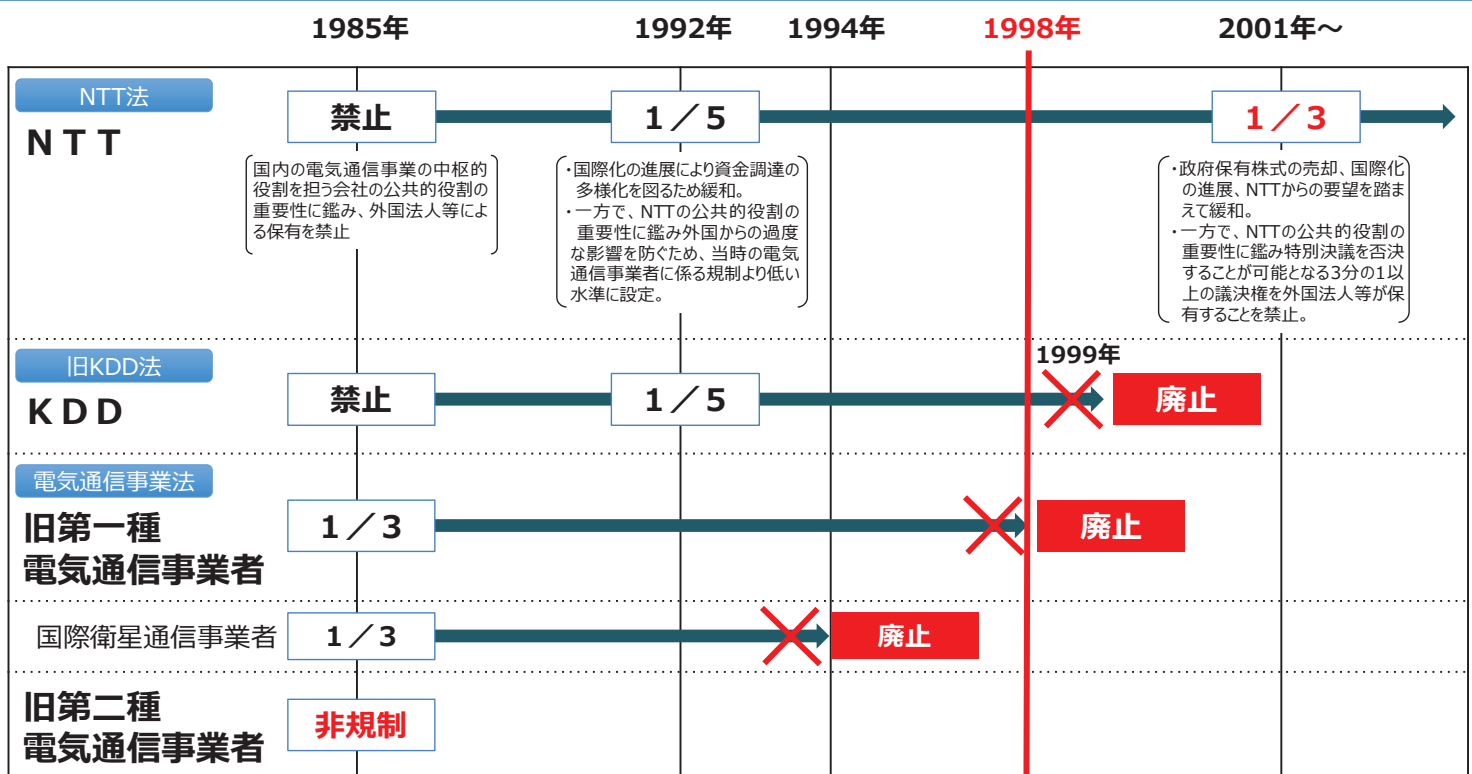
※2 「外国人議決権比率」は、算出に当たり、議決権のない自己株式等を母数から減じることから、「外国人保有比率」よりも高くなる。

※3 種類株式は、発行していない。

(第1回情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会 資料1-2再掲)

電気通信分野の外資規制の経緯

- 電気通信分野の外資規制は段階的に廃止されてきており、現在は、**NTTに対する3分の1未満の外資規制のみ**が存在。



WTO基本電気通信合意発効

(第1回情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会 資料1-2再掲)

○ 放送・通信事業以外の無線局の外資規制

(再掲)放送事業用以外の無線局に対する電波法の外資規制の概要①

- 電波法では、有限希少な電波の自国民優先利用の考えに基づき、無線局免許に対する外資規制を実施しており、絶対的欠格事由として以下の者には免許を与えない(違反した場合には必要的免許取消し)とされている。

- ① 日本の国籍を有しない人
- ② 外国政府又はその代表者
- ③ 外国の法人又は団体
- ④ 法人又は団体で①～③の者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるもの

①～④の外資規制に関する要件は電波法制定時(昭和25年)から改正無し

- 無線局免許は原則として外資規制の対象であるが、例外規定があり、電気通信業務用をはじめとする多くの無線局(全体の99.9%以上)が外資規制の対象外とされている。

【外資規制の対象外となる無線局】※電波法第5条第2項で規定

- 実験等無線局
- アマチュア無線局
- 外国の船舶であって、船舶安全法の適用対象となるものに開設する無線局
- 本邦内の各地間の航空の用に供する外国の航空機であって、航空法の許可を受けたものに開設する無線局
- 特定の固定地点間の無線通信を行う無線局(大使館等の公用に供するものを除く)
- 大使館等の公用に供する固定局であって、その国内において日本国政府等が同種の無線局を開設することを認める国の政府等が開設するもの(＝相互主義に基づくもの)
- 陸上移動関係無線局
- 電気通信業務用無線局
- 電気通信業務用人工衛星局の制御用地球局 (第1回情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会 資料1-2再掲)

(再掲)放送事業用以外の無線局に対する電波法の外資規制の概要②

【外資規制の対象となる放送事業用以外の無線局】(民間企業等が開設しうる主なもの)

- 海岸局(電気通信業務用を除く)
- 日本の船舶に設置された無線局(電気通信業務用を除く)
- 航空局(電気通信業務用を除く)
- 日本の航空機に設置された無線局(電気通信業務用を除く)
- 地球局(電気通信業務用及びその制御用を除く)
- 人工衛星局(電気通信業務用を除く)
- 気象レーダー 等

(注)その他、大使館等が設置する固定局については、相互主義に基づき免許している

放送事業用以外の無線局に対する電波法の外資規制対象の変遷

	電波法第5条第2項の修正内容
1950年	電波法制定：実験無線局及び外国の船舶（船舶安全法第14条→後の改正により同法第29条の7）の無線局を例外とした（船舶安全法に無線電信又は無線電話の強制設置の規定があることを受けた対応）
1952年	外国の航空機（航空法第127条ただし書の許可を受けたもの）の無線局を例外に追加（本邦内の各地間の航空の用に供する外国の航空機であって、航空法の許可を受けたもの安全航行を重視して改正）
1981年	アマチュア局（相互主義に基づくもの）を例外に追加
1982年	外国公館等の固定局（相互主義に基づくもの）を例外に追加
1984年	陸上移動関係無線局（相互主義に基づくもの）を例外に追加
1993年	アマチュア局、陸上移動関係無線局について相互主義の要件を廃止する例外の修正
1994年	国際衛星通信事業に係る電気通信業務用地球局及び衛星制御用地球局を例外に追加
1997年	電気通信業務用無線局、電気通信事業に使用される人工衛星を制御する地球局を例外とする修正
1999年	自営の航空機地球局制度導入に伴い例外を修正（あわせて、船舶の無線局、航空機の無線局の定義を明確化）
2007年	実用化試験局制度導入に伴い例外を修正
2010年	例外に固定局を追加（外国公館等の固定局について相互主義要件は維持）

（第1回情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会資料1－2再掲）

5. 外資規制の実効性確保方策に関する資料

東北新社及びフジ・メディア・ホールディングスの外資規制違反の原因

(株)東北新社の場合

- (株)東北新社は、申請書類における1%以上の議決権を有する主な出資者のうち外国法人の出資者に係る議決権比率の合計が14.47%であったことから、外資規制に抵触しないと判断し、申請を行った。
- 総務省は、欠格事由への該当なしとする申請書の「欠格事由の有無」欄及び申請書類の記載に基づき、外資規制への抵触は無いと判断した。

(2021年6月4日付け総務省 情報通信行政検証委員会 検証結果報告書(第一次)より)

(株)東北新社 外国人等議決権割合

時期	実際の割合
2016年9月30日時点	20.75%

(株)フジ・メディア・ホールディングス (FMHD)の場合

- 2012年4月、FMHDは、(株)NEXTEPを完全子会社にしたところ、同社は(株)ディ・コンプレックスの33.3%の株式を保有しており、同社はFMHDの株式を50株所有していた。
- FMHDは、(株)ディ・コンプレックスが保有するFMHDの株式を、相互保有株式として議決権から控除して外資比率※を計算すべきであったが、これを行わずに、外資比率が20%以上となった。

(2021年4月5日付け(株)フジ・メディア・ホールディングスプレスリリースより)

(株)フジ・メディア・ホールディングス 外国人等議決権割合と実際の比較

時期	外国人等の議決権比率に関する公告(訂正前)に記載の割合	実際(訂正後)の割合
2012年9月末時点	19.99%	20.00042%
2013年3月末時点	19.99%	20.00042%
2013年9月末時点	19.99%	20.00042%
2014年3月末時点	19.99%	20.00083%
2014年9月末時点	19.99%	-

(2014年10月21日及び2021年4月8日付け(株)フジ・メディア・ホールディングスプレスリリースより)

※ 外資比率:放送法が定める外国人等の議決権比率のこと。

(第1回情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会 資料1-3より)

放送法施行令の一部を改正する政令等の概要

放送法及び電波法に係る外資規制の実効性を確保する観点から、認定基幹放送事業者及び認定放送持株会社等の外資規制への適合状況の確認に係る規定を整備する。主な改正の内容は、次のとおり。

1 資料の提出に関する制度の整備<放送法施行令>

(1) 認定基幹放送事業者

総務大臣が資料の提出を求めることができる事項として、次を追加

- ・役員の国籍の確認に関する事項
- ・外国法人等がその議決権に占める割合(外資比率)に関する事項

(2) 認定放送持株会社

ア 総務大臣が資料の提出を求めることができる事項を定める区分として、認定放送持株会社を追加

イ 当該資料の提出を求めることができる事項として、次を規定

- ・役員の国籍の確認に関する事項
- ・外国法人等がその議決権に占める割合(外資比率)に関する事項

2 申請書及び添付書類等の様式等の変更<放送法施行規則・無線局免許手続規則>

(1) 外国法人等の占める議決権の数や外資比率の詳細を把握するための表の整備

衛星基幹放送の業務の認定等に係る書類における、外国法人等が占める議決権に関する記載等の精緻化

(2) 外資比率の計算の過程について検証可能な構造の採用

議決権の数を株式の種類ごとに分類・整理し、外資比率の計算に当たって分母となる議決権の総数等の計算過程を可視化

等

放送法施行令の改正（資料の提出を求めることができる事項の追加）

○ 放送法第175条の規定により総務大臣が認定基幹放送事業者又は認定放送持株会社に対し、その業務に関し資料の提出を求めることができる事項として、次の事項を定めることとする。

- ① 日本の国籍を有しない者、外国政府又はその代表者、及び外国の法人又は団体（認定基幹放送事業者の場合のみ）がその特定役員（※1）でないことの確認に関する事項
- ② 外国法人等（※2）がその議決権に占める割合に関する事項

（※1）法人又は団体の業務の執行に対し同程度の影響力を有する者として総務省令で定める者

（※2）認定放送持株会社の場合は外資系日本法人を含む。

○ 放送法施行令（昭和二十五年政令第百六十三号）《改正後の条文イメージ。主な改正部分に下線》

（資料の提出）

第八条 法第百七十五条（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定により総務大臣が（略）、放送事業者（略）、又は認定放送持株会社に対し資料の提出を求めることができる事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一・二 （略）

三 基幹放送事業者（略） 次に掲げる事項（（略）特定地上基幹放送事業者にあつてはハ及びニに掲げる事項を除く。）

イ・ロ （略）

ハ 法第九十三条第一項第七号イからハまでに掲げる者がその特定役員でないことの確認に関する事項

ニ 法第九十三条第一項第七号イからハまでに掲げる者又は同号ホ(2)に掲げる者（衛星基幹放送又は移動受信信用地上基幹放送を行う基幹放送事業者にあつては、同号イからハまでに掲げる者）がその議決権に占める割合に関する事項

ホ・ヘ （略）

四～七 （略）

八 認定放送持株会社 法第百五十九条第二項第五号イ(1)又は(2)に掲げる者がその特定役員でないことの確認に関する事項及び同号イ(1)から(3)までに掲げる者又は同号ロ(2)に掲げる者がその議決権に占める割合に関する事項

2 （略）

（第3回情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会 資料3－1 再掲）

放送法施行規則及び無線局免許手続規則の改正

外資比率が規制の範囲内であることを把握・検証するための様式を定める総務省令につき、

- ・ 外国法人等の占める議決権の数や外資比率の詳細を把握するための表の整備
- ・ 外資比率の計算の過程について検証可能な構造の採用

等の改正を行う。

① 放送法施行規則の一部改正

- ・別表第七の一号（地上基幹放送に係る事業計画書）
- ・別表第七の二号（衛星基幹放送に係る事業計画書）
- ・別表第七の三号（移動受信信用地上基幹放送に係る事業計画書）
- ・別表第六十号（認定放送持株会社認定申請書）

② 無線局免許手続規則の一部改正

- ・別表第二号第1（基幹放送局（略）の無線局事項書の様式）
- ・別表第二号第5（衛星基幹放送局（略）の無線局事項書の様式）

■ 衛星基幹放送事業者に係る例 （放送法施行規則別表第七の二号）

＜議決権等の総数＞

区分			株式の数(株)	議決権の数(個)
発行済株式	無議決権株式			
	議決権制限株式			
	完全議決権株式	自己保有株式		
		相互保有株式		
		外国人持株調整株式等		
		その他		
	単元未満株式			
議決権等の総数				

＜外資規制への適合状況＞

申請者が上場会社以外である場合

区分	氏名又は 名称	住所	法人 番号	株式の 数(株)	議決権 の数 (個) ①	①÷ 議決権の総 数×100 (%)	日本国籍の 確認方法	備考
日本国籍を 有する者								
日本法人								
合計								

申請者が上場会社である場合

区分	氏名 又は 名称	住所	法人 番号	株式の 数 (株)	議決権 の数 (個) ②	②÷ 議決権の総 数×100 (%)	備考
外国法人等	議決権の総数の1000分の1以上を占める者						
	議決権の総数の1000分の1未満を占める者の合計(計者)						
合計							

放送法施行規則及び無線局免許手続規則の改正(続き)

■ 認定放送持株会社に係る例(放送法施行規則別表第六十号)

※議決権の総数については、前頁と同様の様式を整備

<外資規制への適合状況>

申請者が上場会社以外である場合

区分		氏名又は 名称	住所	法人 番号	株式の数 (株)	議決権の数 (個)①	①÷議決権の 総数×100 (%) ②	日本法人の議決権を有する外国法人等		②の比率 (%)	②×(100-③) (%)	日本国籍の確認 方法	備考
								氏名又は名称	日本法人の議決権の 総数に対する議決権 の比率(%)③				
日本国籍を有する者													
日本法人	議決権の総数 の10分の1以上 を占める者												
	議決権の総数 の10分の1未満 を占める者												
合計													

申請者が上場会社である場合

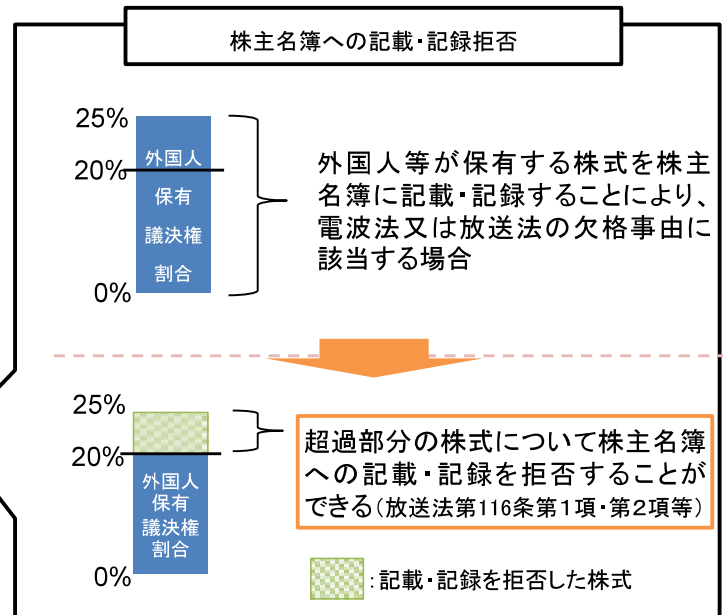
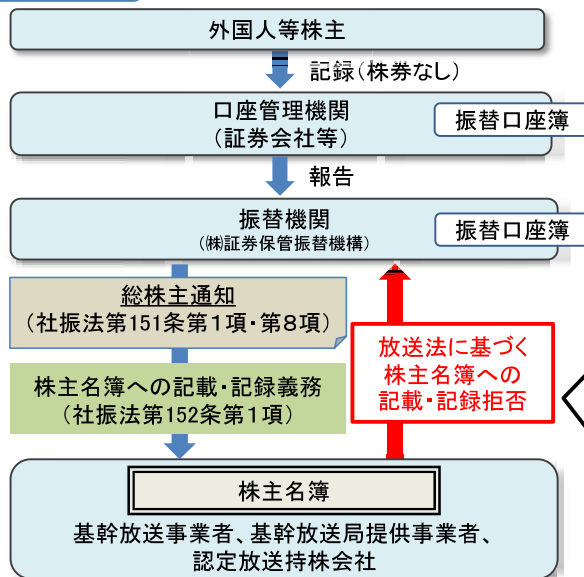
区分		氏名又は 名称	住所	法人 番号	株式の数 (株)	議決権の 数(個) ④	④÷議決権の 総数×100 (%) ⑤	外資系日本法人の議決権を有する 外国法人等		⑤の 比率 (%)	⑤×⑥ (%)	備考
								氏名又は名称	外資系日本法人の 議決権の総数に対 する議決権の比率 (%)⑥			
外国法人等	議決権の総数の1000 分の1以上を占める者											
	議決権の総数の1000 分の1未満を占める者 の合計(計 者)											
外資系日本法人	議決権の総数の10分 の1以上を占める者											
合計												

6. 外資規制の担保措置の在り方に関する資料

放送事業における名義書換拒否制度

- 国際的な資本自由化の中で外国人等による株式取得により、放送事業者等が欠格事由に該当して認定等が取り消されることによって視聴者への安定的な放送サービスの提供に支障が生じることのないよう、上場している基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者及び認定放送持株会社について、外国人等の株式保有割合が一定以上となった場合には、株主名簿への記載・記録を拒否できる制度が設けられている。
- また、間接外資規制の対象の地上基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者（地上）及び認定放送持株会社に関し、株主名簿記載後に、外国人等が記載済みの日本法人に対し一定割合出資を行い、間接外資規制の対象となった場合には、当該外国人等の有する間接出資比率が一定以上となる株式について、議決権を有しないこととなる。

イメージ図



（第1回情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会 資料1－2再掲）

放送事業者等の外国人議決権比率及び直接保有比率の現状

分類	会社名	外国人 議決権比率（※1）	外国人 直接保有比率（※2）
認定放送 持株会社（※3）	日本テレビホールディングス	19.99%	23.36%
	テレビ朝日ホールディングス	12.10%	11.81%
	TBSホールディングス	14.60%	14.16%
	テレビ東京ホールディングス	5.6%	5.58%
	フジ・メディア・ホールディングス	19.99%	31.23%
衛星基幹放送 事業者（※4）	WOWOW	9.07%	8.51%
	日本BS放送	4.83%	4.97%

※1 認定放送持株会社及びWOWOWについては2021年3月末時点、日本BS放送については同年2月末時点の数値（公表情報及び各社提供情報による）。

※2 2021年3月末時点（証券保管振替機構の公表情報による）。

※3 認定放送持株会社については、在京の5社を記載。

※4 衛星基幹放送事業者については、上場している2社を記載。

（第1回情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会 資料1－2再掲）

放送分野における外国人等議決権割合の公告

○ 外国人等の投資家に対し不測の損害が発生することを防止するため、基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者及び認定放送持株会社は、外国人等による議決権割合が100分の15以上となる場合には、会社の定款で定める方法により、6か月ごとに公告を行わなければならない。

○放送法（昭和二十五年法律第百三十二号） 抄

（外国人等の取得した株式の取扱い）

第百十六条 金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第百二十五条第一項及び第百六十一条第一項において同じ。）に上場されている株式又はこれに準ずるものとして総務省令で定める株式を発行している会社である基幹放送事業者は、その株式を取得した第九十三条第一項第七号イからハまでに掲げる者又は同号ホ（2）に掲げる者（特定地上基幹放送事業者にあつては、電波法第五条第一項第一号から第三号までに掲げる者又は同条第四項第三号ロに掲げる者。以下この条において「外国人等」という。）からその氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事由（次項において「欠格事由」という。）に該当することとなるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる。

一～三 （略）

2～4 （略）

5 第一項の基幹放送事業者は、総務省令で定めるところにより、外国人等がその議決権に占める割合を公告しなければならない。ただし、その割合が総務省令で定める割合に達しないときは、この限りでない。

○放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号） 抄

（公告）

第九十一条 法第百十六条第五項の公告は、会社の定款で定める公告の方法により、六箇月ごとに行うものとする。

2 法第百十六条第五項ただし書の総務省令で定める割合は、百分の十五とする。

※基幹放送局提供事業者及び認定放送持株会社の外資規制の枠組みは、基幹放送事業者に対する外資規制における措置と同様のものであり、法第116条の規定を準用。

・基幹放送局提供事業者（法第125条第2項、法施行規則第132条）

・認定放送持株会社（法第161条第2項、法施行規則第203条）

（第1回情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会 資料1－2再掲）

放送事業における外資規制に違反した場合の担保措置等

- 放送事業者が外資規制に違反することとなった場合、総務大臣は、無線局の免許又は放送業務の認定を取り消さなければならない（必要的免許取消し／必要的認定取消し）。
- 地上基幹放送事業者が間接外資規制に違反することになった場合には、当該規制に違反することとなった状況その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、総務大臣は、免許の有効期間の残存期間内に限り、期間を定めてその免許を取り消さないことができる（取消猶予）。

対 象		違反した場合の措置		規制遵守のモニタリング方法	
			根拠規定		根拠規定
地上	認定基幹放送事業者	必要的認定取消し （直接出資）	放送法第103条第1項	議決権・役員の変更届出	放送法施行規則第86条
		取消猶予 （間接出資）	放送法第103条第2項	認定の更新時	放送法施行規則第74条
	基幹放送局提供事業者 特定地上基幹放送事業者	必要的免許取消し （直接出資）	電波法第75条第1項	議決権・役員の変更届出	電波法施行規則第43条の2
		取消猶予 （間接出資）	電波法第75条第2項	再免許の申請時	無線局免許手続規則第16条
衛星／ 移動受信用地上	認定基幹放送事業者	必要的認定取消し	放送法第103条第1項	議決権・役員の変更届出	放送法施行規則第86条
	基幹放送局提供事業者	必要的免許取消し	電波法第75条第1項	議決権・役員の変更届出	電波法施行規則第43条の2
				再免許の申請時	無線局免許手続規則第16条
	認定放送持株会社		必要的認定取消し	放送法第166条	議決権・役員の変更届出

（第1回情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会 資料1－2再掲）

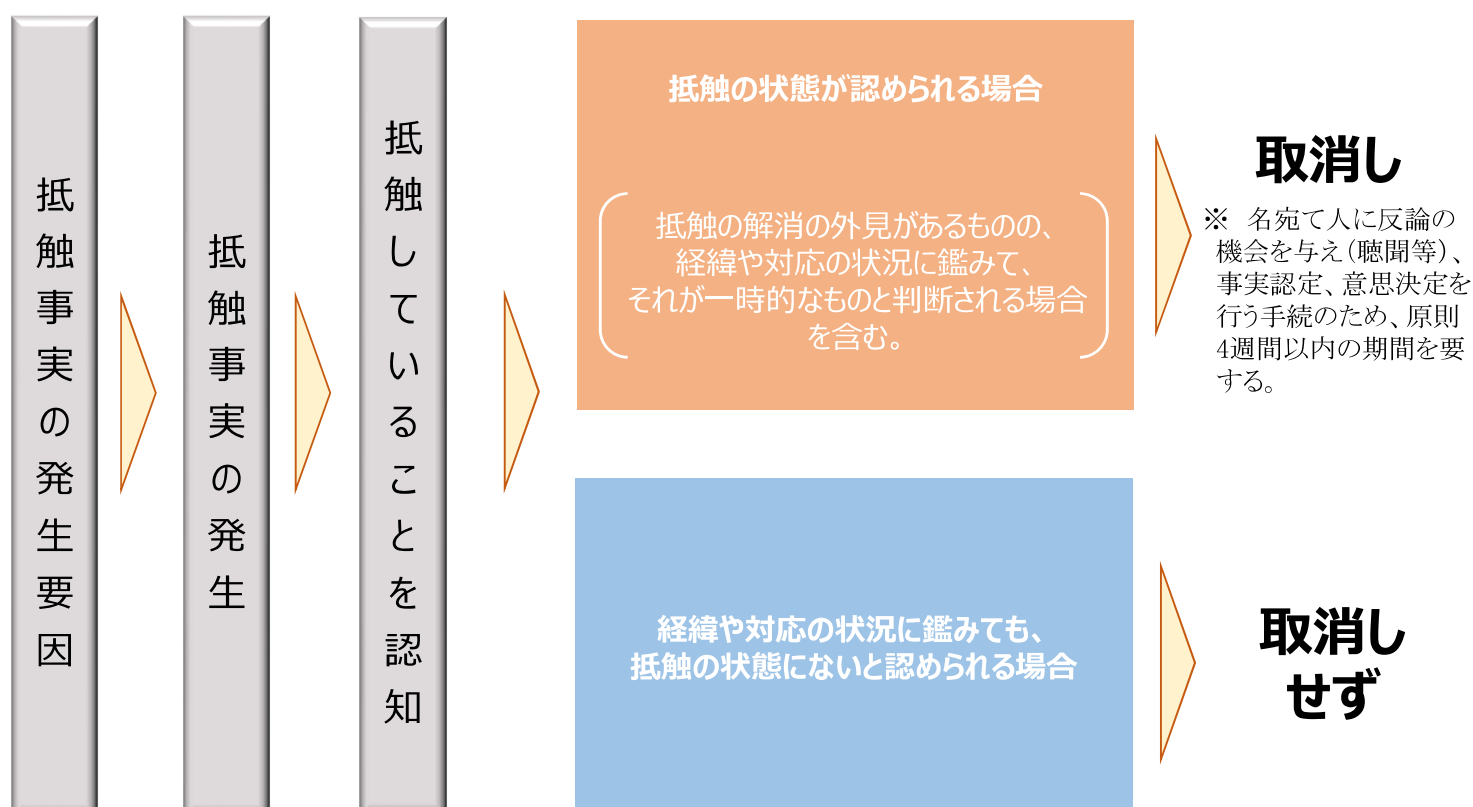
放送分野における各外資規制違反事案に対する考え方

(第1回会合資料(資料1-3)から抜粋)

	(株)東北新社	(株)フジ・メディア・ホールディングス (FMHD)
事案の概要	● 2017年1月に4K放送の認定を受けた際、<u>外資比率※が20%以上であり、認定要件を満たしていなかった。</u> ● 2021年3月、東北新社が総務省にこの事実を報告し、総務省は同社に対し、<u>当該認定を取消し(番組は5月1日0時終了。)</u>。	● 2012年9月末から2014年3月末まで、<u>外資比率※が20%以上であったもの。</u> ● 2014年12月上旬、総務省がFMHDから報告を受けた時点では、<u>外資規制違反状況は解消されていた。</u> ● 同月上旬、総務省は、FMHDに対し、<u>口頭で厳重に注意。</u>
認定の取扱いの考え方	● 当初の認定時(2017年1月)において<u>外資規制に抵触しており、本来であれば認定そのものを受けることができなかった。</u> ● このため、2017年1月の衛星基幹放送事業者としての<u>当初の認定は、重大な瑕疵があったとして、総務大臣の職権による取消しを行うことが適当と判断した。</u>	● 当初の認定時(2008年9月)において<u>外資規制に抵触しておらず、その認定は適正なものであった。</u> ● また、昭和56年の「内閣法制局見解」も踏まえ、放送法の認定放送持株会社についても<u>認定の取消処分を行う時点で取消事由が必要であり、当該事由が存在しないのであれば、取消処分を行うことができないと判断した。</u>

※ 外資比率:放送法が定める外国人等の議決権比率のこと。
(第3回情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会 資料3-2再掲)

外資規制への抵触を認知した際の対応フロー



(第3回情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会 資料3-2再掲)

NTTにおける名義書換拒否制度

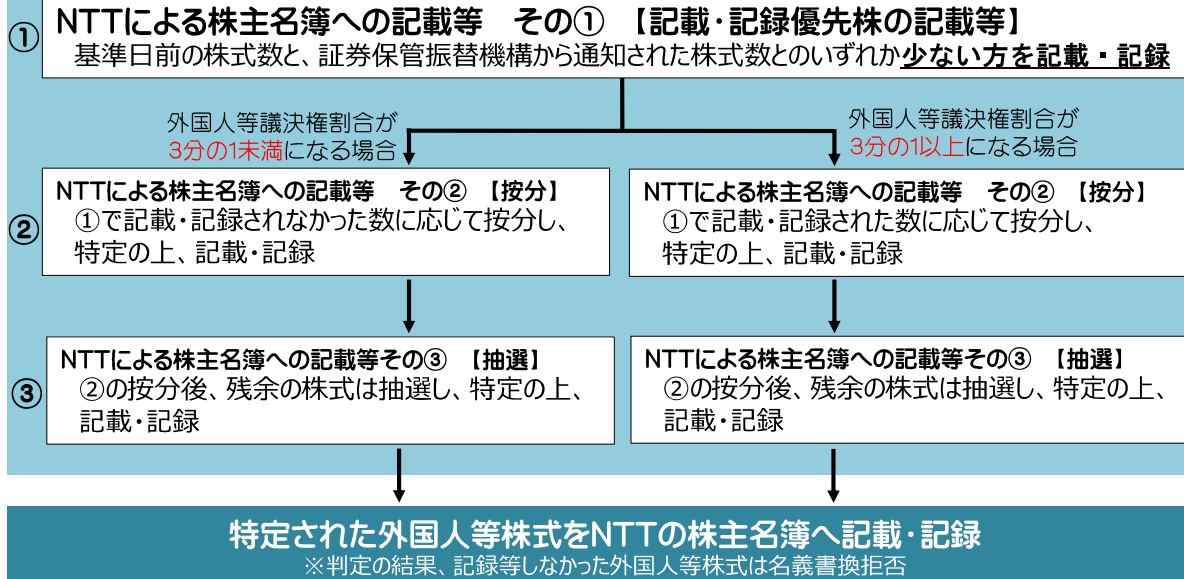
基準日

基準日の名簿に
基づく株式名簿
確定処理
(判定)

株式名簿への
記載

証券保管振替機構からNTTに全ての株主情報を通知

NTTによる判定



※ 書換拒否された外国人等株式は、NTTの株主名簿に記載されないこととなるため、株主としての権利なし。
ただし、配当については、定款に基づき、交付することとしている。

(第1回情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会 資料1-2再掲)

NTT持株会社の外国人等議決権割合の公告

○ NTT法では、NTT持株会社に対して、**基準日※から14日前までに、電子公告により、その外国人等議決権割合を公告する義務**を定めている。(第6条第4項)

※株主名簿に記載され、又は記録されている株主をその権利を行使することができる者と会社が定める日

○ NTT持株会社は、株主名簿記載(9月末・3月末)の14日前までに、その前四半期(6月末・12月末)の外国人等議決権比率を公告している。

【NTT持株会社による公告の例】

外国人等議決権割合の公告	
2020年12月31日現在、外国人等議決権割合(日本電報電話株式会社等に関する法律第6条第1項に定める割合)が、 25.22% であることを、日本電報電話株式会社等に関する法律第6条第4項および同施行規則第6条により公告いたします。	
2021年3月1日	
東京都千代田区大手町一丁目5番1号 日本電報電話株式会社	
(注) 外国人等議決権割合は、小数点第3位を四捨五入しております。	
【ご参考「2020年12月31日現在の株式等の状況」】	
発行済株式総数	3,900,788,940株
自己株式	228,349,600株
単元未満株式	4,606,740株
相互保有株式株	0株
その他議決権を有しない株式	1,200株
議決権を有する株式	3,667,831,400株
外国人等保有株式数	925,054,300株
(注)	
1. 「自己株式」の中には、株主名簿上は当社名義となっているが実質的に保有していない株式が含まれておりません。	
2. 「単元未満株式」の中には、当社名義の単元未満株式および外国人等の名義の単元未満株式が含まれております。	
3. 「その他議決権を有しない株式」の中には、株主名簿上は当社名義となっているが実質的に保有していない株式が含まれております。	
4. 「外国人等保有株式」とは外国人等(日本電報電話株式会社等に関する法律第6条第1項第1号から第3号までに掲げる者)の保有する議決権を有する株式を意味します。なお、同項第4号に掲げる者の保有する議決権を有する株式であって、外国人等議決権割合に含まれる議決権を有する株式はありません。	

外国人等議決権割合

25.22%

保有比率の内訳(参考)

925,054,300

外国人等保有株式数(議決権のあるもの)

議決権を有する株式数 = 発行済み株式総数 3,900,788,940
 3,667,831,400
 - 自己株式数 228,349,600
 - 単元未満株式数 4,606,740
 - 相互保有株式株数 0
 - その他議決権を有しない株式数 1,200

(第1回情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会 資料1-2再掲)

7. 審査体制の在り方に関する資料

電 審 第 2 9 号

令 和 3 年 6 月 3 日

総 務 大 臣 殿

電 波 監 理 審 議 会

勸 告 書

放送法第179条第1項の規定により、衛星基幹放送の業務の認定に関し、総務省における外資規制に関する審査体制の強化及び当審議会における審議に必要な情報の提供について、別紙のとおり勧告する。

(別紙)

放送法第93条第1項の衛星基幹放送の業務の認定に関する勧告

当審議会は、第1039回の会議（平成29年1月11日開催）において、総務大臣より「BS・東経110度CSによる4K・8K実用放送の業務等の認定」について諮問を受け、審議の結果、諮問のとおり認定することが適当である旨の答申をした。

この答申を受けて総務大臣は、同年1月24日に株式会社東北新社に対して、衛星基幹放送の業務の認定を行った。

しかしながら、当該認定については、その申請時及び認定時において、申請者の株式会社東北新社が認定の欠格事由（外国人等が議決権の五分の一以上を占めるもの）に該当しており、当該認定に重大な瑕疵が存在し、本来は認定すべきではない事案だったことが本年3月に確認された。このため、総務省は、同社より認定基幹放送事業者の地位を承継した株式会社東北新社メディアサービスに対して、本年5月1日付けで本件認定を取り消すことを本年3月26日に通知して、同日その旨を公表し、本年4月14日に当審議会に本件の経過について報告を行った。

このような事案の発生に鑑み、放送法第177条第1項第2号により当審議会へ諮問された衛星基幹放送の業務の認定に関し、以下のとおり勧告する。

1 総務省における外資規制に関する審査体制の強化について

総務省における衛星基幹放送の業務の認定における外資規制の審査を強化するため、申請者から外国人の議決権比率を確認できる書類の提出を求めるようにするなどの審査体制の見直しを検討すべきである。

さらに、今後、外資規制違反が発生した場合にそれを適時適切に把握するための仕組みの導入を検討すべきである。

なお、以上の検討に際して、現在は株式の種類が多様化し、様々な株式保有の形態があることを踏まえ、実効性をもった、かつ実行可能な仕組みの検討を行うのが適切である。

2 電波監理審議会における審議に必要な情報の提供について

当審議会の審議・答申は、諮問側の十分な情報提供と説明が前提となるも

のである。その前提が一度崩れると、答申それ自体の正統性（legitimacy）に疑義が生じるおそれがある。総務省からは、当審議会へ諮問された事項に関する審議のために、可能な限り、十分な判断材料が提供されることが必要である。

よって、総務省においては、当審議会に関わる事案について、当審議会に対し、適時適切に必要な情報を提供するよう要請する。

以上

令和 3 年 6 月 3 日

情報流通行政局長 殿

電 波 監 理 審 議 会

外資規制に係る放送法等の規定の在り方に関する要望

本年 4 月 14 日の電波監理審議会における株式会社東北新社メディアサービスの認定の取消しに関する報告に併せて、株式会社フジ・メディア・ホールディングスが平成 24 年から平成 26 年までの間、一時的に外資規制に抵触していた事実について、総務省から説明があった。

衛星基幹放送の業務の認定の申請者や認定放送持株会社において、現行の外資規制への抵触が立て続けに判明したことに鑑み、総務省においては、今後、現行の外資規制自体の在り方について改めて検証することとしている。

衛星基幹放送の業務及び認定放送持株会社のいずれの認定についても諮問を受け答申した当審議会としても、このような事態を憂慮するものであり、総務省が今後実施する検証において、以下の事項について、総務省がその立法理由をまず確認し、その今日的妥当性を改めて検証するよう要望する。

1 間接支配について

現行の外資規制には、放送法第 93 条第 1 項第 7 号において、衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送は直接支配の外資規制はあるが、地上基幹放送とは異なり、間接支配の外資規制は適用されないといった差異があること。

2 事情勘案に関する条項について

電波法第 75 条第 2 項及び放送法第 103 条第 2 項において見られるような間接支配規制条項に違反した場合に事情を勘案して免許又は認定を取り消さないことができることとする規定が認定放送持株会社については設けられていないといった差異があること。

3 違反状態是正のための措置について

外資規制への抵触について、法令違反に対して発出される業務停止命令とは異なり、段階的不利益処分が存在しないこと。また、外資規制違反状態を是正するための猶予期間も設けられていないこと。

以上

情報通信行政検証委員会 検証結果報告書（第一次）
～東北新社の外資規制違反等の問題について～（2021年6月4日）抜粋

第3 東北新社の認定、認可の経緯と会食概要

1 平成29年（2017年）1月の衛星基幹放送事業者の認定関係

- (2) これに対して総務省は、所要の決裁及び電波監理審議会への諮問・答申を経て、平成29年（2017年）1月24日（火）付けで、衛星基幹放送事業者の認定を行った。その際、担当者は、当時の衛星・地域放送課における標準的な運用（第4の1(2)参照）に則り、上記申請書の「欠格事由の有無」欄及び別紙(3)の記載にのみ基づき、外資規制に抵触しないと判断したものと認められる。また、審査の過程では、外資比率について、衛星・地域放送課の中で誰が責任を持ってチェックをするかの分担が、必ずしも明確になっていなかったと認められる。

第5 認定事実を踏まえた当委員会の評価

1 平成29年（2017年）1月の衛星基幹放送事業者の認定関係

- (2) この点、総務省が、東北新社の外資規制違反を指摘しないまま認定を行ったことは事実であるが、そもそも東北新社の社内資料によると、東北新社自身が外資規制違反の状態にあることに気付いておらず、また、総務省においても、衛星・地域放送課における標準的な審査の運用方法に則って、申請書の記載のみで確認したことにより、違反を認識し得なかったためであると認められる。すなわち、認定における外資規制違反の見逃しは、申請者における不備及び総務省における審査のあり方に起因するものと考えられ、それらの点の改善が急務ではあるが、当委員会の検証との関係でいえば、個々の職員の意図的な行為によって行政がゆがめられたとは認められない。

なお、総務省における外資規制に関する審査は、

- ・ 申請書の記載で確認することとなっているにもかかわらず、申請書の記載のみでは、外資規制に抵触しているか否かがわからない様式となっていること（第4の1(2)参照）、
 - ・ 審査の過程で、外資比率について、衛星・地域放送課のチェック体制や分担が明確になっていないこと（第3の1(2)参照）、
- といった問題があると認められ、その改善が急務である。

（6）経済安全保障の確保等

安全保障の裾野が経済・技術分野に急速に拡大するとともに、コロナ禍によりサプライチェーン上の脆弱性が国民の生命や生活を脅かすリスクが明らかになる中、国際連携の充実も図りつつ、経済安全保障の取組を強化・推進する。このため、経済安全保障に係る戦略的な方向性として、基本的価値やルールに基づく国際秩序の下で、同志国との協力の拡大・深化を図りつつ、我が国の自律性の確保・優位性の獲得を実現することとし、こうした観点から重要技術を特定し、保全・育成する取組を強化するとともに、基幹的な産業を強靱化するため、今後、その具体化と施策の実施を進める。

以下の緊急を要する課題については、順次、対応方針を固め、既存事業との整理等を行いつつ、必要な取組を進める。

経済安全保障の強化推進のため、シンクタンク機能も活用しながら、先端的な重要技術について実用化に向けた強力な支援を行う新たなプロジェクトを創出するとともに、重要な技術情報の保全と共有・活用を図る仕組みを検討・整備する。

外為法¹⁰⁶上の投資審査・事後モニタリングについて、関係府省庁の連携強化を進めつつ、執行体制の強化を図るとともに、指定業種の在り方に係る検討を行う。既存の国際輸出管理レジームを補完する新たな安全保障貿易管理の枠組みの早期の実現を目指す。外為法上のいわゆる「みなし輸出¹⁰⁷」の管理強化について、2022年度までに実施する。留学生・研究者等の受入れの審査強化に資する体制整備等を推進する。大学・研究機関・企業等における機微技術流出防止のための内部管理体制の強化を図る。特許の公開制度について、各国の特許制度の在り方も念頭に置いた上で、イノベーションの促進と両立させつつ、安全保障の観点から非公開化を行うための所要の措置を講ずるべく検討を進める。競争的研究費申請時に外国資金等の受入れ等の開示を求めるなど、研究インテグリティ¹⁰⁸に資する必要な取組を進める。

基幹的なインフラ産業について、経済安全保障の観点も踏まえつつ、インフラ機能の維持等に関する安全性・信頼性を確保するため、機器・システムの利用や業務提携・委託等を通じたリスクへ対処するための所要の措置を講ずるべく検討を進める。

我が国のサプライチェーンを強靱化していく観点から、半導体、レアアースを含む重要鉱物、電池、医薬品等の先行的な重点項目について必要な措置を実施するとともに、電力、ガス、石油、通信、航空、鉄道、造船を含む海上物流、医療を始めとする重要業種について必要な対策を講ずるべく分析を進める。

重要土地等調査法¹⁰⁹の執行体制を早期に整備し、同法施行後、速やかかつ着実に土地等利用状況調査等を進める。

我が国の経済安全保障の強化推進のための先端的な重要技術に係る研究開発力を強化するとともに、サプライチェーン上の重要技術・物資の生産・供給能力など戦略的な産業基盤を国内に確保するため、主要国の動向も念頭に、中長期的な資金拠出等を確保する枠組みも

¹⁰⁶ 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）。

¹⁰⁷ 外為法第25条第1項に基づき、国内における非居住者への規制対象技術の提供を国外への提供とみなして輸出管理を行う制度。

¹⁰⁸ 研究の国際化やオープン化に伴う新たなリスクに対して新たに確保が求められる、研究の健全性・公正性（“Research Integrity”）。

¹⁰⁹ 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和3年6月16日成立）

8. ヒアリング資料

（１）一般社団法人日本民間放送連盟

総務省「情報通信分野における 外資規制の在り方に関する検討会」 ご説明資料

2021年7月5日

一般社団法人 日本民間放送連盟

本日も説明する項目

▽放送業界における対内直接投資等の最近の状況

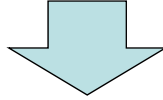
▽放送法及び電波法による外資規制(以下の項目)に関する
課題・要望

- ・ 外資規制の具体的内容関係
- ・ 外資規制の担保措置関係
- ・ 外資規制の実効性確保関係

総論—外資規制全体に対する受け止め

放送分野の外資規制の趣旨

- ① 電波の有限希少性から、利用は自国民を優先すべき
- ② 放送事業者は言論・報道機関としての社会的影響力を有す



民間放送事業者として賛同

大久保民放連会長会見(2021年6月11日)抜粋

現行の外資規制は、電波の利用は自国民を優先させることや、放送が言論・報道機関として社会的影響力を持っていることを踏まえ、いわゆる外国性を制限するものと認識している。こうした制度の趣旨は妥当なものと考えている。

総論—外資規制の確実な順守のために

■ 順守するために必要なこと

- ・ 規制を機能させるための行政と民放事業者の綿密なコミュニケーション
- ・ 双方にとって実務的に対応可能で、過度な事務負担を負わない仕組み
- ・ 非上場企業の多いローカル局への配慮

■ 電波監理審議会と問題意識を共有

外資規制に係る放送法等の規定の在り方に関する要望(2021年6月3日、抜粋)

以下の事項について、総務省がその立法理由ををまず確認し、その今日的妥当性を改めて検証するよう要望する。

(略)

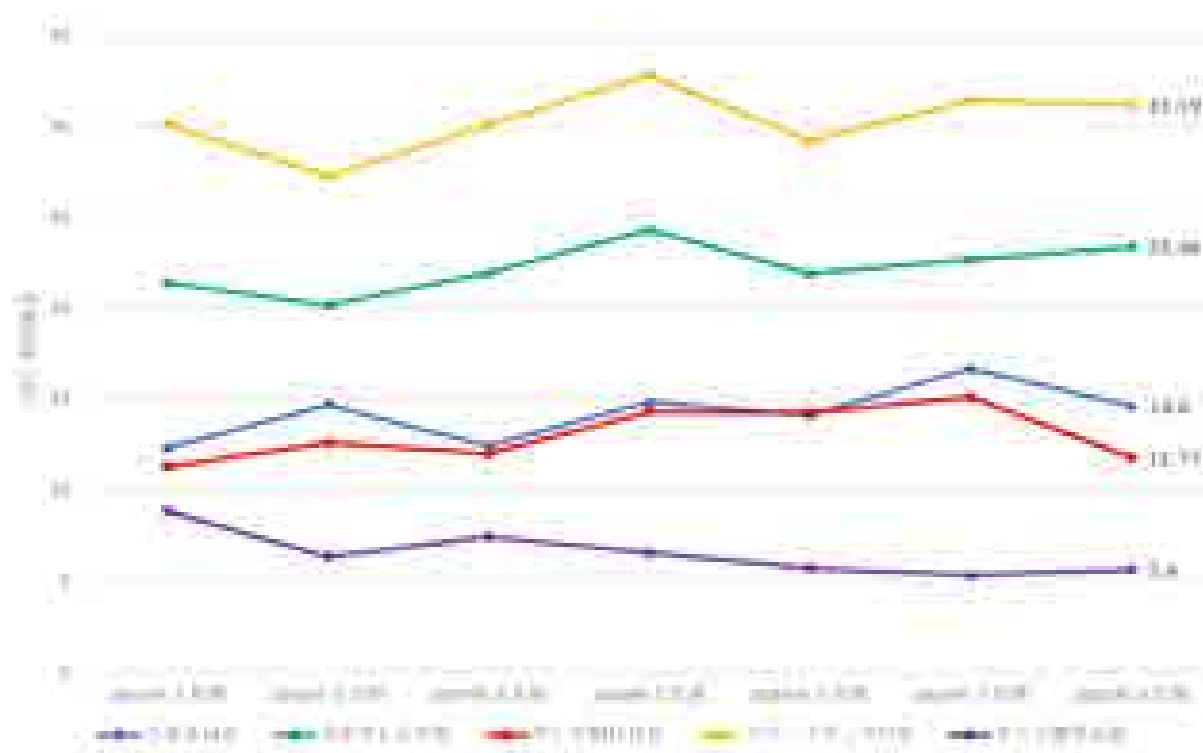
2 事情勘案に関する条項について

電波法第75条第2項及び放送法第103条第2項において見られるような間接支配規制条項に違反した場合に事情を勘案して免許又は認定を取り消さないことができることとする規定が認定放送持株会社については設けられていないといった差異があること。

3 違反状態是正のための措置について

外資規制への抵触について、法令違反に対して発出される業務停止命令とは異なり、段階的不利益処分が存在しないこと。また、外資規制違反状態を是正するための猶予期間も設けられていないこと。

外国人株主による認定放送持株会社の直接出資比率



外資規制の具体的内容関係

外国人による特定役員の就任禁止

- ・ 外資規制の目的である外国性の制限に必要な措置と理解。



外国性の把握が困難な可能性も。

間接比率の計算方法

- ・ 間接出資の株主を正確に把握することは事実上困難。
- ・ 正確に把握できなかった場合、外資規制違反となる可能性がある。



「10分の1未満の特例」(電波法施行規則第6条3の2第3項)は、特に把握が難しい。(※次ページに計算例)

電波法施行規則 第6条の3の2第3項

免許人への議決権10%未満の特例

A、a、B、bの全てについて、10以上の値でなければ、原則的に間接議決権割合の計算の対象外とされるところ、これらのうち「全部又は一部」^(注)が10未満の値であっても、右の図のようなケースにおいて、

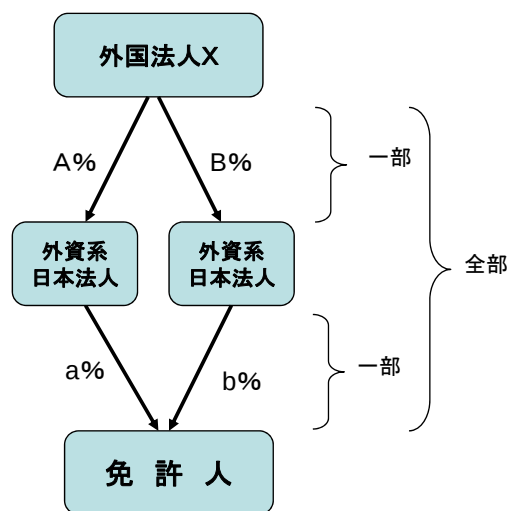
$$\frac{A \times a + B \times b}{100} \geq 10 (\%)$$

となる場合は、当該計算した結果を間接議決権割合として算入する。

(注) ここでいう「全部」又は「一部」の例は以下の通り。

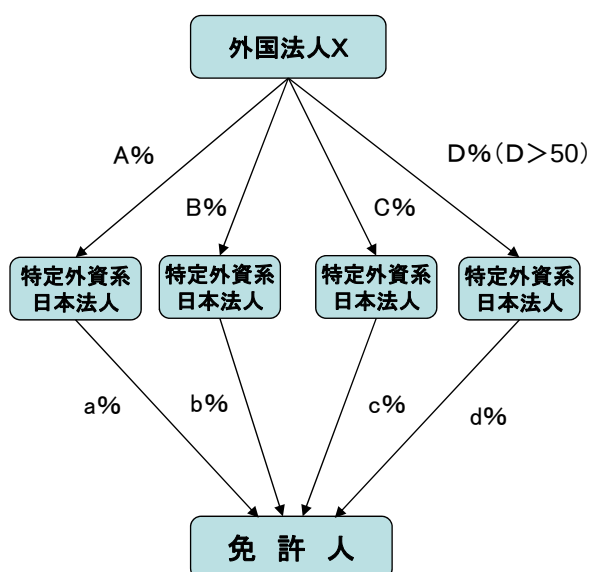
「全部」…① A、aともに10未満、② B、bともに10未満、
③ ①かつ②

「一部」…① A、aの一方のみ10未満、② B、bの一方のみ10未満、
③ ①かつ②



電波法施行規則 第6条の3の2第3項 適用事例

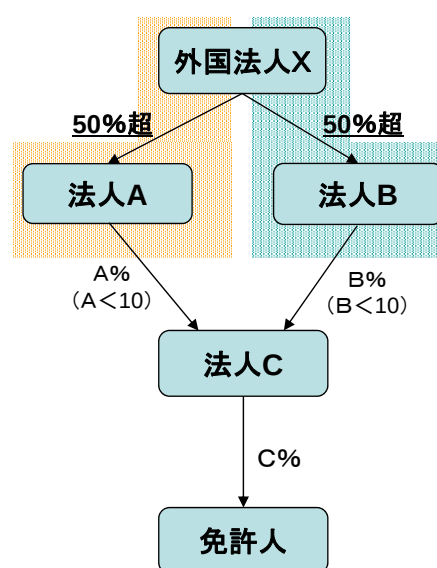
事例①



※ A～Cは全て10以上、a～dは全て10未満の値。

$$\frac{A \times a + B \times b + C \times c + d}{100} \geq 10 (\%)$$

事例②



※ 第4項の規定(実質的支配の特例)とあわせて適用。

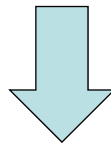
$$\frac{(A + B) \times C}{100} \geq 10 (\%)$$

外資規制の担保措置関係

外資規制に違反した場合の措置

対象(地上のみ)	直接出資違反	間接出資違反
認定基幹放送事業者	必要的認定取消し	取消猶予
基幹放送局提供事業者 特定地上基幹放送事業者	必要的免許取消し	取消猶予
認定放送持株会社	必要的認定取消し	必要的認定取消し

- 地上基幹放送等の免許・認定の取消しは、事業の廃止につながり、視聴者・社会に多大な影響を及ぼすおそれ。



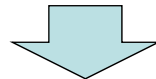
電波監理審議会の要望においても、認定放送持株会社の間接出資違反に関して、事情勘案に関する条項が設けられていない点を問題視。

放送を継続しながら違反状態を是正可能な制度が適切ではないか。

外資規制の実効性確保関係

実効性確保のための根拠書類

所定の申請書類のほか、株式分布状況表、株主名簿など(上場企業の場合)



- 株主名簿には氏名や住所などの個人情報に記載されており、漏洩リスク等の観点から株主名簿の提出を必要としない制度が望ましい。
- 非上場企業が多いローカル局については、提出できる資料が限られていることから、実情を踏まえた配慮が必要。

外資比率が15%に達した際の公告

- 公告を課されることに異存はない。



例) 名義書換拒否に至る手前の予防的な仕組みを検討する際の基準として活用も可能。

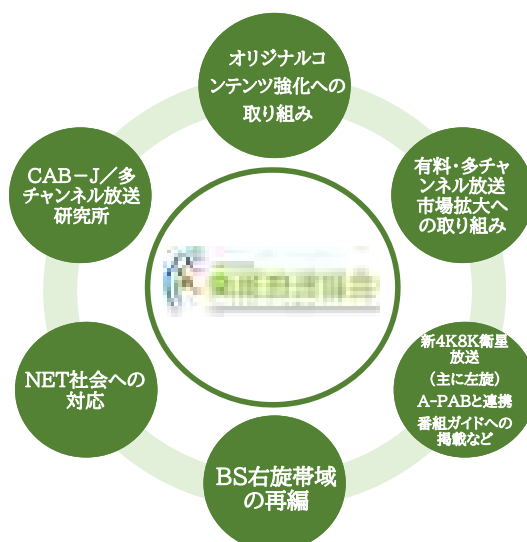
(2) 一般社団法人衛星放送協会

衛星基幹放送の現状と 外資規制の在り方に関する意見

2021年7月5日
(一社)衛星放送協会

Japan Satellite Broadcasting Association Confidential and Proprietary

衛星放送協会とは・・・



衛星放送協会は、日本で初めてとなるCS放送事業者6社の認定に合わせ、1992年に発足したCS放送協議会を前身としています。
その後、CS放送のデジタル化による放送事業者とチャンネル数の飛躍的な増加に伴い、今日の一般社団法人 衛星放送協会に発展致しました。

現在、BS・CS放送事業者76社(正会員数)で構成され、衛星放送の認知拡大、市場拡大、会員社のさらなる発展を図り、衛星放送の番組の質の向上及び放送倫理の高揚に努めるとともに、技術・経営などの諸問題について調査・研究を行っております。

Japan Satellite Broadcasting Association Confidential and Proprietary

1. 衛星基幹放送の現状

- 1-1. 衛星基幹放送のジャンル別番組一覧
- 1-2. 一般社団法人衛星放送協会会員各社と放送チャンネル
- 1-3. 基幹放送局提供事業者
- 1-4. (株)放送衛星システム(BSAT)、(株)スカパーJSATホールディングス 株主構成

2. 外資規制の在り方に関する意見

- 2-1. 検討事項①外資規制を適用する事業・分野(衛星放送事業者)
- 2-2. 検討事項②外資規制の具体的な内容(衛星放送事業者)
 - ～間接支配状況
 - ～間接出資規制について
- 2-3. 検討事項③外資規制の担保処置
- 2-4. 検討事項④外資規制の実効性の確保検討事項
- 2-5. 検討事項⑤外資規制の審査体制
- 2-6. 全体的意見集約

1. 衛星基幹放送の現状

1-1. 衛星基幹放送のジャンル別番組一覧

[illegible]

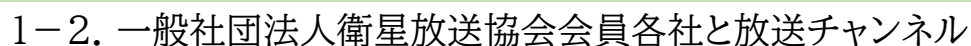
出典:総務省「衛星放送の現状」[令和3年度第一四半期版]

1-2. 一般社団法人衛星放送協会会員各社と放送チャンネル(放送中)

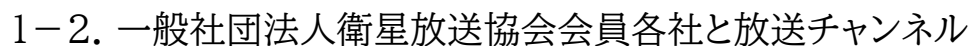
BS

[illegible]

※ 日本放送協会、放送大学は除く

[illegible]

Japan Satellite Broadcasting Association Confidential and Proprietary



類別	課程名稱	課程內容	授課教師	授課時間
第一學期	國文	國文(一)	張清堂	第一學期
	國文(二)	國文(二)	張清堂	第一學期
	國文(三)	國文(三)	張清堂	第一學期
	國文(四)	國文(四)	張清堂	第一學期
	國文(五)	國文(五)	張清堂	第一學期
第二學期	國文	國文(一)	張清堂	第二學期
	國文(二)	國文(二)	張清堂	第二學期
	國文(三)	國文(三)	張清堂	第二學期
	國文(四)	國文(四)	張清堂	第二學期
	國文(五)	國文(五)	張清堂	第二學期
第三學期	國文	國文(一)	張清堂	第三學期
	國文(二)	國文(二)	張清堂	第三學期
	國文(三)	國文(三)	張清堂	第三學期
	國文(四)	國文(四)	張清堂	第三學期
	國文(五)	國文(五)	張清堂	第三學期
第四學期	國文	國文(一)	張清堂	第四學期
	國文(二)	國文(二)	張清堂	第四學期
	國文(三)	國文(三)	張清堂	第四學期
	國文(四)	國文(四)	張清堂	第四學期
	國文(五)	國文(五)	張清堂	第四學期
第五學期	國文	國文(一)	張清堂	第五學期
	國文(二)	國文(二)	張清堂	第五學期
	國文(三)	國文(三)	張清堂	第五學期
	國文(四)	國文(四)	張清堂	第五學期
	國文(五)	國文(五)	張清堂	第五學期
第六學期	國文	國文(一)	張清堂	第六學期
	國文(二)	國文(二)	張清堂	第六學期
	國文(三)	國文(三)	張清堂	第六學期
	國文(四)	國文(四)	張清堂	第六學期
	國文(五)	國文(五)	張清堂	第六學期

Japan Satellite Broadcasting Association Confidential and Proprietary

1-3. 基幹放送局提供事業者

(株)放送衛星システム(BSAT)

BSATホールディングス	79,899,000株	100.00%
伊藤忠・フジ・パートナーズ	76,568,800株	95.84%
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ	26,057,000株	32.74%
日本テレビ放送網	20,891,400株	26.15%
株式会社TBSホールディングス	18,434,000株	23.07%
日本マスタートラスト信託銀行(信託口)	15,998,000株	20.02%
日本カストディ銀行(信託口)	8,244,000株	10.32%
SSBTC CLIENT AMNIBUS ACCOUNT	5,113,303株	6.40%
JPMC GOLDMAN SACHS TRUST JASDEC LENDING ACCOUNT	4,183,500株	5.24%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	4,158,143株	5.21%
電通グループ	4,059,400株	5.08%

出典:BSATホームページ

スカパーJSAT(株)

株主名	株式数	持株比率
(株)スカパーJSATホールディングス		100%



2021年3月31日現在		
株主名	株式数	持株比率
伊藤忠・フジ・パートナーズ(株)	76,568,800	25.77%
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	26,057,000	8.77%
日本テレビ放送網(株)	20,891,400	7.03%
(株)TBSホールディングス	18,434,000	6.20%
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	15,998,000	5.38%
(株)日本カストディ銀行(信託口)	8,244,000	2.77%
SSBTC CLIENT AMNIBUS ACCOUNT	5,113,303	1.72%
JPMC GOLDMAN SACHS TRUST JASDEC LENDING ACCOUNT	4,183,500	1.41%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	4,158,143	1.40%
(株)電通グループ	4,059,400	1.37%

出典:(株)スカパーJSATホールディングス有価証券報告書

Japan Satellite Broadcasting Association Confidential and Proprietary

1-4. (株)スカパーJSATホールディングス 株主構成

【所有者別株主分布】

2021年3月31日現在

	名	%
政府及び地方公共団体	0	0.00%
金融機関	36	0.12%
証券会社	35	0.12%
その他国内法人	249	0.83%
外国人	367	1.22%
個人・その他	29,398	97.72%

【所有者別株式分布】

2021年3月31日現在

	単元株	%
政府及び地方公共団体	0	0.00%
金融機関	401,074	13.50%
証券会社	58,960	1.98%
その他国内法人	1,541,318	51.87%
外国人	745,596	25.09%
個人・その他	224,540	7.56%

出典:(株)スカパーJSATホールディングス有価証券報告書

Japan Satellite Broadcasting Association Confidential and Proprietary

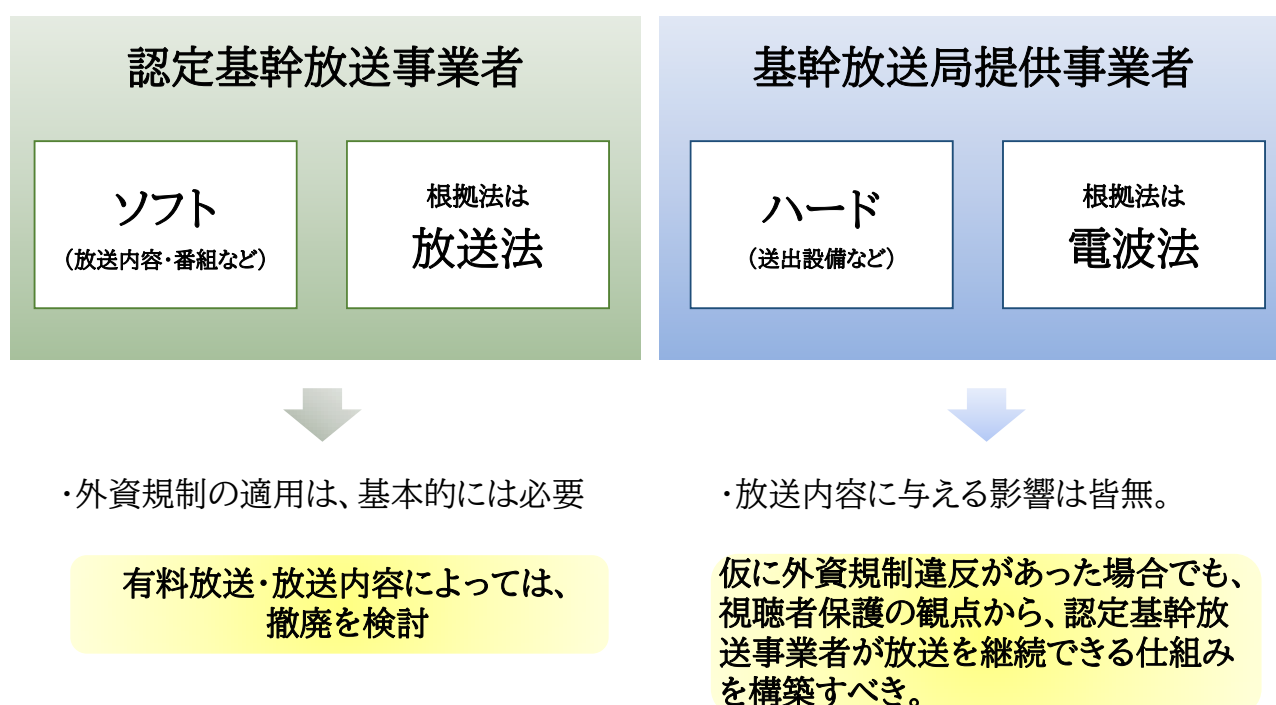


2. 外資規制の在り方に関する意見

Japan Satellite Broadcasting Association Confidential and Proprietary



2-1. 検討事項①外資規制を適用する事業・分野(衛星放送事業者)



Japan Satellite Broadcasting Association Confidential and Proprietary

2-2. 検討事項②外資規制の具体的な内容(衛星放送事業者)

	認定基幹放送事業者	基幹放送局提供事業者
直接出資	議決権の5分の1未満	議決権の3分の1未満
間接出資	—	—
外国人役員	特定役員でないこと	代表者でないこと 役員の3分の1未満
違反した場合の措置	必要的 認定取消し	必要的 認定取消し
規制遵守のモニタリング方法	①議決権・役員の変更届出 ②認定の更新・再免許の申請	①議決権・役員の変更届出 ②認定の更新・再免許の申請 ③報告徴収



認定基幹放送事業者

- ・現状の内容で問題ない。(運用の問題)
- ・間接出資は、現状通り対象外とすべき
- ・適用外の検討
 1. 有料放送
 2. 専門チャンネル(内容)

基幹放送局提供事業者

- ・間接出資は、現状通り対象外とすべき
- ・違反した場合の免許取消しは、問題のない認定基幹放送事業者の放送の停止となり問題(視聴者保護の観点からも柔軟な対応が必要)

Japan Satellite Broadcasting Association Confidential and Proprietary

2-2. 検討事項②外資規制の具体的な内容～間接支配状況

基幹放送事業者	主要株主(議決権の比率)	外資比率(※間接)
A	第一株主(100%)	100%
B	第一株主(100%)	30%
C	第一株主(100%)	25.08%
D	第一株主(100%)	20.62%
E	第一株主(100%)	19.99%
F	第一株主(100%)	16.67%
G	第一株主(100%)	6.26%
H	第一株主(62.1%) 第二株主(33.3%)	100% 59.7%
I	第一株主(85%) 第二株主(15%)	16.67% 35.42%
J	第一株主(34.478%) 第二株主(15.002%)	0% 59.7%
K	第一株主(51%) 第二株主(34%) 第三株主(15%)	2.18% 45.47% 16.67%

※ 主要株主社の外国資本比率
(基幹放送事業者の間接外資比率)

Japan Satellite Broadcasting Association Confidential and Proprietary

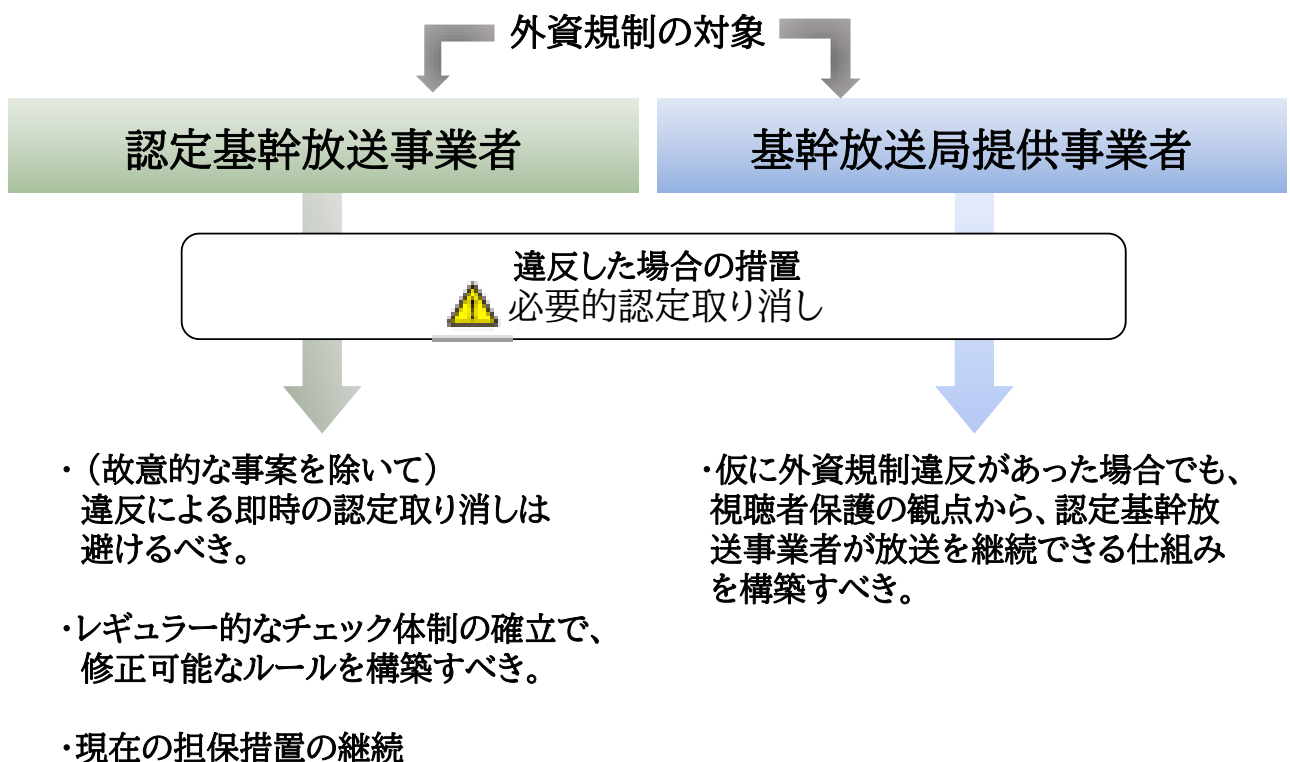
2-2. 検討事項②外資規制の具体的な内容～間接出資規制について

間接出資規制の導入に反対

番組の多様性の確保	総務省「基幹放送普及計画」において、基幹放送事業者の衛星放送では、衛星基幹放送全体として、幅広い分野の多様な放送番組が確保されるよう配慮することが規定されています。間接出資規制が導入されることは、結果的に番組の多様性を一層妨げることになると思います。
資本政策の柔軟性の確保	OTT事業者との競争において、放送事業者は資本戦略を求められるケースが増えている。新たなパートナーを勧誘するにあたって、間接出資規制の導入は、大きな阻害要因になる。
番組内容	有料/無料、あるいは、放送内容によって、役割、影響力が異なるため、地上放送と衛星放送で、現行のように規制の度合いが異なることは自然の考え方と認識しています。衛星放送においては娯楽コンテンツなどを放送する番組も多く、放送事項に報道要素が無い場合などは、諸外国でもほとんど規制が無いことを踏まえ、外資規制の撤廃することについても検討していただきたい。少なくとも規制強化の必要はない。
規制該当者	現時点で、既存の基幹衛星放送事業者に対する間接出資規制を適用すると、規制の対象になる事業者が存在するため、視聴者保護の観点から、既存事業者に対する認定の返上・廃止という事態は避けるべきと考える。
不必要な状況	2005年に地上放送に間接出資規制が導入された際には、衛星放送関係は欧米でも規制対象としていない等の状況を踏まえて規制の対象外とされ、その後も間接出資規制が無かったことにより外資規制の趣旨に反するような社会的悪影響は発生していない。
その他	・国民のメディア接触様式が変わり、放送の相対的な影響力も変化する中で規制を強化する必要は無い。 ・間接支配規制の導入は、放送事業者の負担増大につながる。

Japan Satellite Broadcasting Association Confidential and Proprietary

2-3. 検討事項③外資規制の担保処置



Japan Satellite Broadcasting Association Confidential and Proprietary

2-4. 検討事項④外資規制の実効性の確保検討事項

- ・外資規制状況が的確に把握できる内容の提出書類
- ・定期的な確認ルール of 構築 (定期的な確認書類の提出)
- ・危険水域事業者の特定と厳しい確認ルールの構築

基本的な考え方

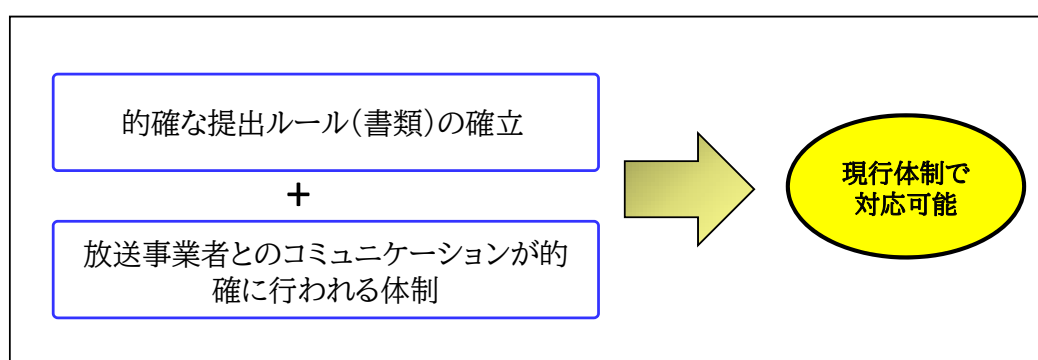
申請時	・免許申請する放送事業者が、自身の外資規制違反を把握できるような様式の提出書類 ・危険水域の設定
免許後の遵守状況	・定期的な確認書類の提出 ・危険水域の設定 (対象者は、提出期間短縮)
免許更新時	・申請時同様の詳細な内容の提出 ・危険水域の設定



危険水域該当者は、厳しいチェック
危険水域に入った事業者は、即時報告義務

Japan Satellite Broadcasting Association Confidential and Proprietary

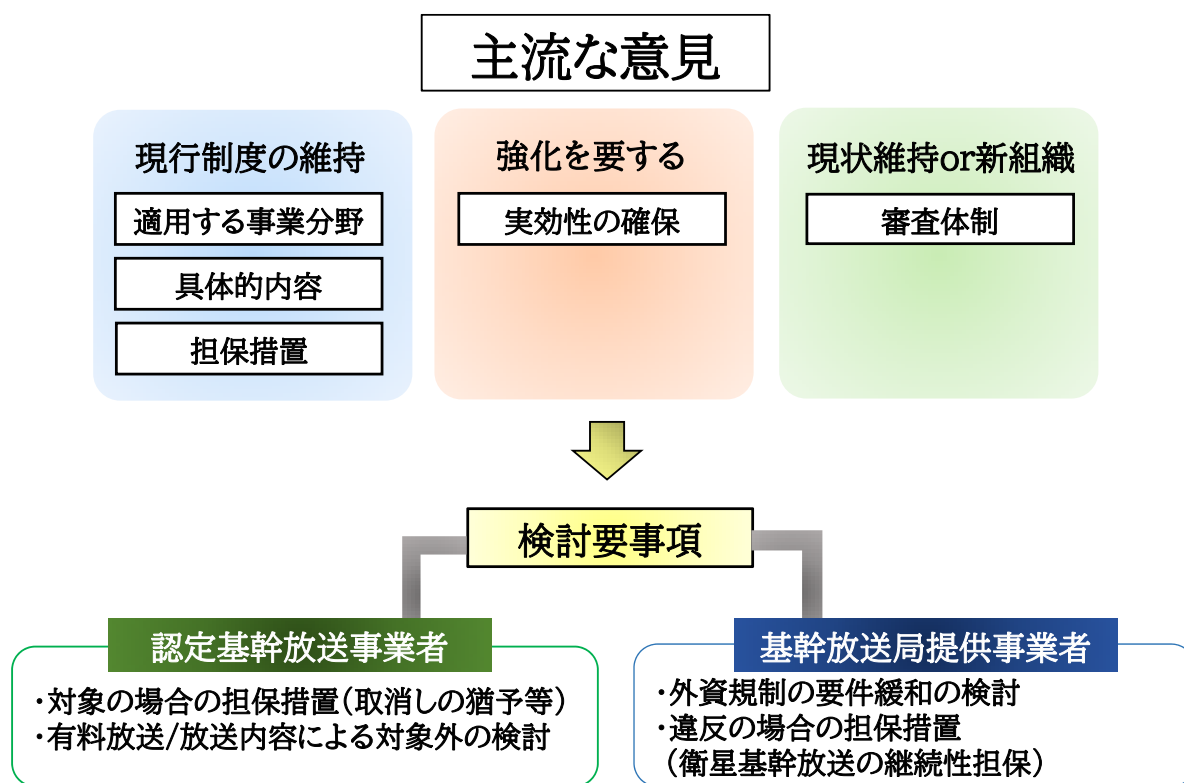
2-5. 検討事項⑤外資規制の審査体制



- ① 的確な提出ルール(書類)の確立があれば、現状の体制で対応は可能と考えられる。
- ② 放送事業者とのコミュニケーションが的確に行われる体制であれば、放送事業者としては、問題ない。

Japan Satellite Broadcasting Association Confidential and Proprietary

2-6. 全体的意見集約



Japan Satellite Broadcasting Association Confidential and Proprietary



ご清聴ありがとうございました

Japan Satellite Broadcasting Association Confidential and Proprietary

(3) 一般社団法人日本コミュニティ放送協会

コミュニティ放送について

一般社団法人 日本コミュニティ放送協会

2021年 7月

本日ご説明する内容

- (1) コミュニティ放送の概要
- (2) コミュニティ放送事業者数の推移
- (3) コミュニティ放送の放送設備
- (4) コミュニティ放送の事業
- (5) コミュニティ放送の経営形態
- (6) コミュニティ放送の収支状況
- (7) 放送法及び電波法による外資規制の関する課題・要望

コミュニティ放送の概要

○ コミュニティ放送とは

- ・地域の活性化等に寄与することを目的として、平成4年1月に制度化された特定地上基幹放送。
- ・周波数帯域は、超短波放送FM76.1MHz～94.9MHz、県域FMと同様に市販のラジオで聞くことが可能。
- ・地域の話題や行政、観光、交通情報等の地域密着型メディアとして普及。
- ・特に災害時に市区町村と連携を図った地域密着のきめ細かな情報等を提供することで有用性が認知。
- ・令和3年6月1日現在、47都道府県において335事業者が開局。(JCBA会員は248社、全体の74%が加盟)
- ・経営形態は、民間企業等(第3セクターを含む。)、NPO法人に分かれている。

○ 放送対象区域

- ・放送区域は、一つの市区町村の一部(概ね半径5～15km程度)。
地域的一体性がある場合は、隣接する他の市区町村の一部の区域、さらに、住民のコミュニティとしての一体性がある場合は、隣々接する他の市区町村の一部の区域を併せて放送区域とすることが可能。
- ・放送出力(空中線電力)は、原則20w以下で必要最小限。

○ 免許申請

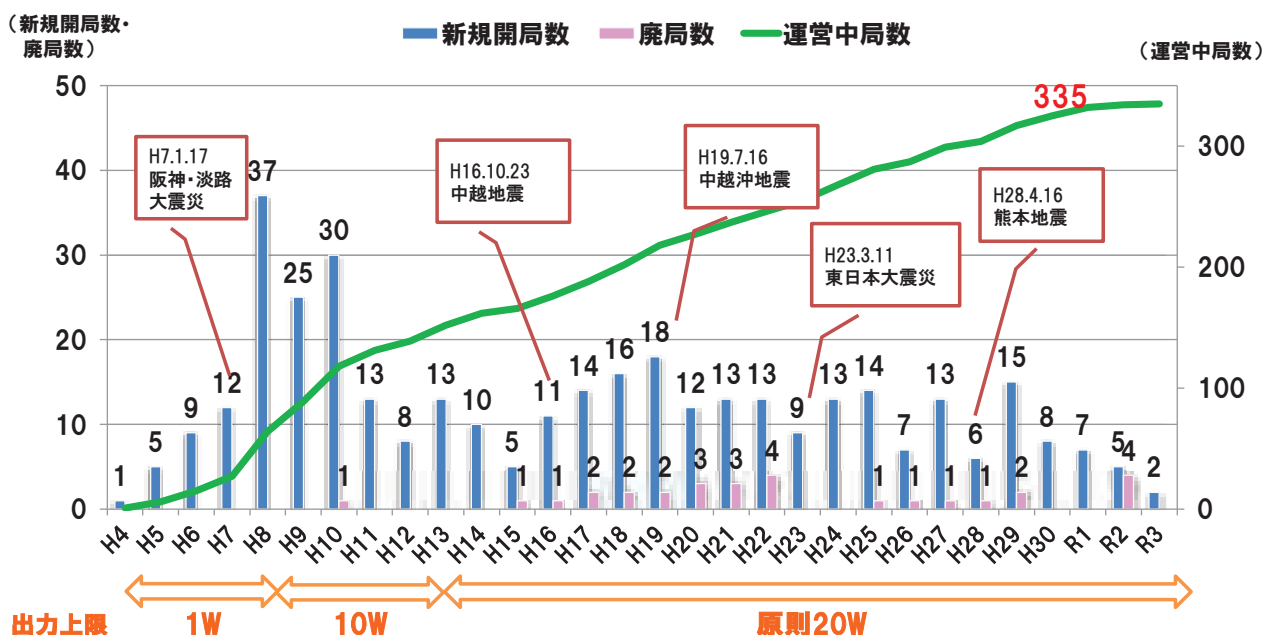
- ・広域・県域ラジオ局とは異なり非公示無線局と規定し、申請者自身で未利用(空き)周波数を見つけ、先に申請した者を先に審査する先願主義。

○ サイマル放送

- ・電波で放送されるものと同じものがインターネットで放送されるサイマル放送「サイマルラジオ」を実施。

コミュニティ放送事業者数の推移

- 震災等を受け増加(平成8年～10年度に急増)
- 近年は微増傾向にある。(令和3年6月1日現在で335事業者(局))



コミュニティ放送の放送設備

《コミュニティ放送事業者の放送システム(例)》

放送系



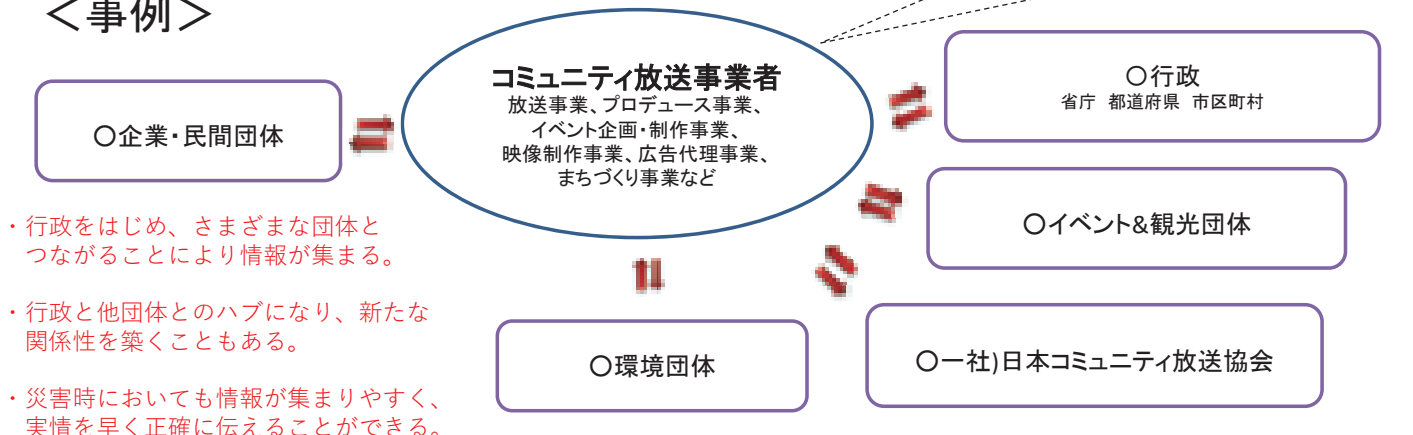
- 総務・経理・営業・番組制作準備・各種打ち合わせ等を実施。
- ・少人数（4～5人程度）の職員（+市民パーソナリティ）が一般的な形態。
 - ・ほとんどのコミュニティ放送事業者では、1名が複数部門を兼任している。
 - ・放送系とOFFICE系が区切られていないコミュニティ放送事業者もある。

コミュニティ放送の放送設備は必要最低限の小規模であることが多い。

コミュニティ放送の事業

- 災害時の情報伝達を第一義としている。
- 放送事業を中心に地域の実情に合わせた事業を展開している。
- 定型的な事業モデルはなく、各コミュニティ放送事業者ごとに試行錯誤している。

＜事例＞



コミュニティ放送の事業

＜災害時におけるコミュニティ放送(CFM)の特色＞

- ・自治体が発表するライフライン状況、避難所の開設、救援活動等の詳細な情報を、リアルタイムで提供できる。
- ・送信設備・放送設備、放送スタッフが確保されており、臨時災害放送局へもスムーズに移行できる。
- ・自治体と災害時の放送に関する協定を締結し、災害放送を行う体制が確保されている。
- ・自治体の要請で災害放送、また、緊急割込放送設備により、自治体が他の放送に優先した臨時放送を実施できる。

【被災地で役に立ったメディア】

	仮設住宅調査(%)		ネット調査(%)	
	順位	メディア	順位	メディア
当日	1	ラジオ	43.2	ラジオ
	2	ロコミ	40.4	テレビ
	3	自治体・警察・消防等	10.4	ロコミ
	4	テレビ	10.2	新聞
	5	自分の経験と知識	8.0	メール
翌日・翌々日	1	ロコミ	55.0	ラジオ
	2	ラジオ	53.2	テレビ
	3	自治体・警察・消防等	18.4	ロコミ
	4	新聞	14.4	新聞
	5	テレビ	13.6	メール
3日後～1週間後	1	ラジオ	58.6	ラジオ
	2	ロコミ	55.0	テレビ
	3	新聞	34.0	ロコミ
	4	テレビ	26.6	新聞
	5	自治体・警察・消防等	22.6	メール

(日本民間放送連盟研究所「東日本大震災時のメディアの役割に関する総合調査」より)



一般社団法人
日本コミュニティ放送協会

コミュニティ放送の事業

○ 災害時のコミュニティ放送の事例

＜令和元年房総半島台風 かずさエフエム 木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市エリア＞

＜概要＞

2019年9月5日に発生した台風で、関東地方に上陸したものとしては観測史上最強クラスの勢力で9日(日)に上陸、千葉県を中心に甚大な被害を出した。(同年8月の大雨とともに激甚災害に指定された。)9日5時台千葉県に上陸、県内で送電塔2本と電柱84本が倒壊したほか、推計約2000本の電柱が損傷、神奈川県と千葉県を中心に9日時点で93万戸が停電、最長で2週間続いた。

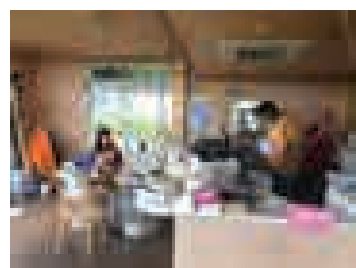
その間、通信網が途絶した地域からは被害の報告が出来ず、状況が正確に把握できない状態が続いた。

＜かずさエフエム＞

9月9日(日)から12日(水)まで木更津駅前の演奏所(スタジオ)から放送を続けていたが、12日夕方に送信所との光通信回線が途切れ、送信アンテナ脇の建屋に仮設スタジオを設置し、発電機から給電を行いながら、朝7時から夜19時までの生放送を継続した。電話回線が生きているため自治体からの情報収集や行政担当者の生出演等は可能。

19日夕方よりNTTに石村社長が直接掛け合い光回線は仮復旧しており、従来の演奏所より放送を再開した。

送信所 君津市鹿野山ゴルフ倶楽部内
仮設スタジオ



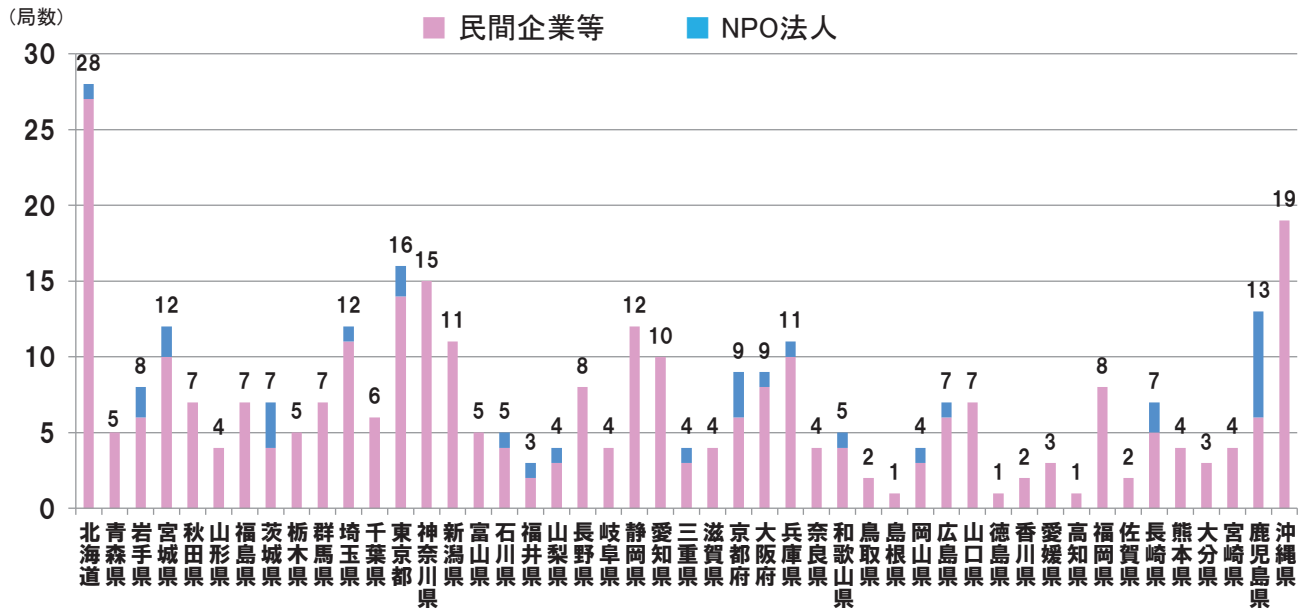
送信アンテナ



一般社団法人
日本コミュニティ放送協会

コミュニティ放送の経営形態

○ 全国335事業者(局)のうち、民間企業等^(注)が303事業者、NPO法人が32事業者。



(注) 株式会社(三セクを含む)の他、学校法人、合同会社、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人及び公益財団法人を含む。

コミュニティ放送の収支状況

○収支状況の推移

(単位: 百万円)

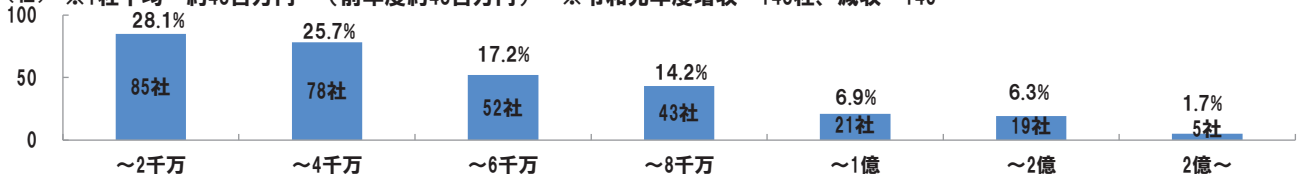
	対象事業者数	売上高	営業費用	営業損益	経常損益	当期損益
令和元年度	303 (+5)	14,506 (+163)	14,715 (+336)	-210 (-180)	225 (-80)	79 (-87)

※決算時期等の違いにより、対象事業者数と全事業者数が一致しない。

(2020年8月18日提出分)

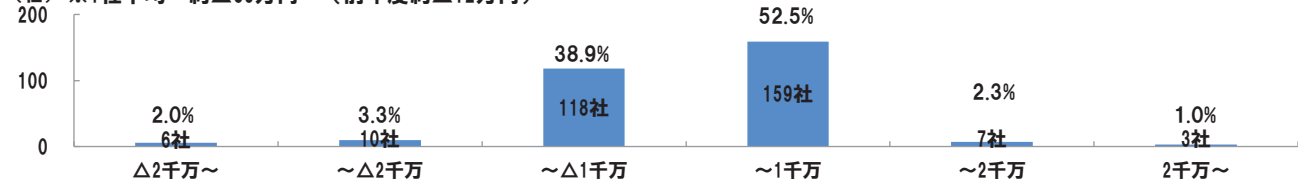
○売上高の分布

(社) ※1社平均 約48百万円 (前年度約48百万円) ※令和元年度増収 148社、減収 143



○営業損益の分布

(社) ※1社平均 約△69万円 (前年度約△12万円)



放送法及び電波法による外資規制の関する課題・要望

コミュニティ放送は、資本金6千万円未満の局が全体の約7割を占めており、経営規模が小さく、出資者も非常に限定されている非上場企業や個人のみとなっています。（中には一口株主のような個人株主を多く持つ事業者もあります。）そのため、免許又は認定申請時から大きな変更が生じにくい反面、個人出資者の相続や婚姻等による影響を大きく受けやすい実情となっています。また、同様の問題は人選に苦慮する役員人事においても挙げられ、特に外国人居住者の多い地域では考慮すべき問題となることがあるようです。（役員の人数は3～4名から10名以上と事業者によって異なりますが、この場合は少人数を示しています。）

さらに、内部体制も少人数で多くの業務を兼任していることから、申請や根拠書類等の作成・提出等の負担も大きい状況となっています。

以上のような背景から次のことを要望します。

＜外資規制の具体的内容関係＞

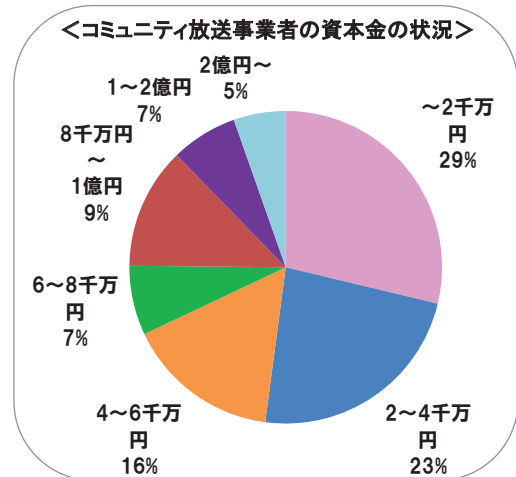
- 直接・間接出資に関する規制の緩和（撤廃）
- 外国人役員の人数緩和

＜外資規制の担保措置関係＞

- 違反した場合の暫定措置（猶予期間）
※自治体の地域防災計画に組み込まれていることが多く、その影響を考慮

＜外資規制の実効性確保関係＞

- 提出書類の簡略化
- 報告頻度の減少（変更時のみの提出など）



一般社団法人
日本コミュニティ放送協会

総務省資料 令和3年3月末現在

(4) 日本電信電話株式会社

情報通信分野における 外資規制の在り方に関する検討会 ヒアリング資料

2021年8月3日

Copyright 2020 NIPPON TELEGRAPH AND TELEPHONE CORPORATION

当社に関する外資規制



- ✓ 国の安全上の問題等を未然に防ぐ観点から、NTT法（日本電信電話株式会社等に関する法律）において、以下が規定

■ 議決権割合の制限（NTT法6条）

- 外国人等の議決権保有を3分の1未満に制限

■ 役員就任の禁止（NTT法10条）

- 日本国籍を有しない人による当社およびNTT東西の役員への就任の禁止
- 当社の役員選任及び解任は総務大臣の認可事項

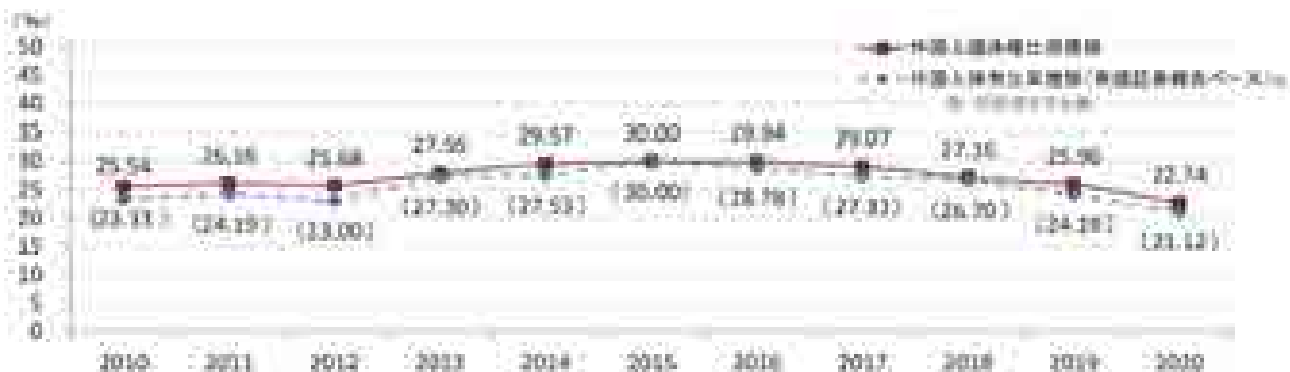
外資規制の具体的内容（議決権割合の制限）



■ 外国人等の議決権割合（NTT法6条）

- ✓ 外国人等の議決権割合（直接保有・間接保有※）が当社株式全体の**3分の1以上**となるときは、**株主名簿に記載してはならない**とされている。
※間接保有に関しては次頁を参照
- ✓ ただし、これまで外国人等の議決権割合が3分の1以上となった事象は発生していない。

◆ 外国人等の議決権割合の推移（第一回会合資料より抜粋）



※1 当社は、日本郵政株式会社の子会社である。
 ※2 当社は、日本郵政株式会社の100%子会社である。日本郵政株式会社の議決権割合は、日本郵政株式会社の議決権割合に100%乗算して算出される。
 ※3 議決権割合は、当社の議決権割合に100%乗算して算出される。

Copyright 2020 NIPPON TELEGRAPH AND TELEPHONE CORPORATION

外資規制の具体的内容（議決権割合の制限）



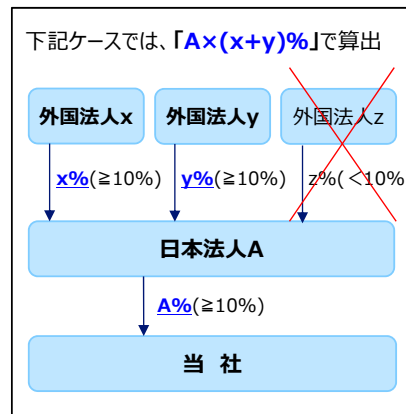
■ 外国人等による間接保有

- ✓ 外国人等の議決権割合は、外国人等が直接保有する当社株式分に、当社の**10分の1以上の議決権を有する日本法人・団体を通じて外国人等が間接保有する当社株式分を合計して算出**
- ✓ 間接保有による議決権割合は、以下の①及び②を乗じて算出（NTT法6条・NTT法施行規則5条）
 - ① 当社の**10分の1以上の議決権を有する日本法人・団体による当社に対する議決権割合**
 - ② 上記①の日本法人・団体の**10分の1以上の議決権を有する外国人等による当該法人・団体に対する議決権割合の合計**
- ✓ 現状において、当社の1/10以上の議決権を有する者は財務大臣のみ（2021年3月時点）

◆ 当社の大株主の状況（2021年3月時点）

氏名または名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
財務大臣	1,260,902	34.81
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	211,111	5.83
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	158,769	4.38
トヨタ自動車株式会社	80,775	2.23
株式会社日本カストディ銀行（信託口7）	38,008	1.05

◆ 間接保有分の算出イメージ



Copyright 2020 NIPPON TELEGRAPH AND TELEPHONE CORPORATION

■ 名義書換拒否制度

- ✓ 外国人等の議決権割合が**3分の1以上となる場合は、「名義書換拒否」を実施**（NTT法6条）
- ✓ 上記を実施しなかった場合、当社職員又は株主名簿管理人に対し50万円以下の罰金（NTT法24条）
- ✓ 当社では、これまで「名義書換拒否」を行った実績はないが、当該事象が発生した場合には、法令に定める手順（NTT法施行規則5条、下記参照）に従い、適切に実施する考え。

◆ 名義書換拒否の手順（第一回会合資料より抜粋、一部加工）



Copyright 2020 NIPPON TELEGRAPH AND TELEPHONE CORPORATION

参考：外国人等の議決権割合の公告

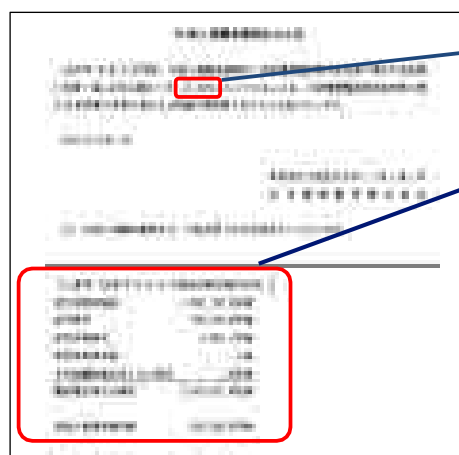
■ 外国人等の議決権割合の公告（NTT法6条）

- ✓ 外国人等投資家を保護する観点から、**基準日※から14 日前までに、外国人等の議決権割合を公告する義務**が課されている

※株主名簿に記載され、又は記録されている株主をその権利を行使することができる者と会社が定める日

- ✓ 当社では、基準日（9月末・3月末）の14日前までに電子公告を実施しているが、より直近の情報を開示することで公告の実効性を高めるために、**6月末・12月末の総株主通知を自主的に取得し、これらに基づく公告を実施**

◆ 当社の公告の実例（第一回会合資料より抜粋）



外国人等議決権割合

25.22%

保有比率の内訳(参考)

925,054,300

外国人等保有株式数(議決権のあるもの)

議決権を有する株式数	=	発行済み株式総数	3,900,788,940
3,667,831,400		- 自己株式数	288,349,600
		- 単元未満株式数	4,606,740
		- 相互保有株式株数	0
		- その他議決権を有しない株式数	1,200

Copyright 2020 NIPPON TELEGRAPH AND TELEPHONE CORPORATION

- ✓ 当社としては、今後も法令に基づき外資規制を遵守していく考え
- ✓ 一方で、規制を遵守していくためには、**実務的に対応可能であることが必要**
- ✓ 外国人等による直接保有分については、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき、証券保管振替機構からの通知により正確に把握できるのに対し、**間接保有分**については、当社の10分の1以上の議決権を保有する日本法人・団体に対し、**当社が当該法人・団体の株主に関する情報の提供を個別に依頼することになる**が、現状、その**情報の正確性は、当該法人・団体の対応に委ねられている**。
- ✓ 情報の正確性を担保するため、例えば、**当該法人・団体に対して外国人等による当該法人・団体に対する議決権割合について、報告義務を課す**ことが考えられる。
- ✓ 上記のような義務を課することができない場合や、上記の報告義務に関わらず、**当該法人・団体から提供された情報に誤謬があった場合**において、それらの事情により、適切な名義書換拒否が行えなかったときは、**当社の責任が問われないようにしていただきたい**。

(5) 株式会社 Q P S 研究所

情報通信分野における 外資規制の在り方に関する検討会

株式会社QPS研究所

2021年8月3日



© Institute for Q-shu Pioneers of Space Inc.

OBSERVE THE EARTH
—Anytime, Anywhere.



本日のご説明内容

- 弊社事業の説明
- 宇宙産業における電波法との関係と現状
- 宇宙産業における電波法による外資規制に関する課題



© Institute for Q-shu Pioneers of Space Inc.

Confidential





institute for Q-Shu Pioneers of Space

創業背景：

九州の地に宇宙産業を根差すことを目指して、2005年に九州大学の名誉教授の八坂哲雄と桜井晃、そして三菱重工業株式会社のロケット開発者であった船越国弘が福岡にて創業。

会社特徴：

九州大学での小型人工衛星開発の20年以上の技術をベースに、国内外で衛星開発やスペースデブリへの取り組みに携わってきた名誉教授陣と若手技術者・実業家が一緒になって、幅広い経験と斬新なアイデアをもとに、宇宙技術開発を行っています。また、QPS研究所の事業は、創業者たちが宇宙技術を伝承し育成してきた約20社の九州の地場企業に力強く支えられています。会社名が示す通り、九州発のベンチャーとして、グローバルな競争力を持った会社になる志を掲げています。

実現したい世界



観測衛星の問題/不満

衛星は「リアルタイム」に 観測できない

↓
どうして？

1. ほとんどの衛星はカメラを使用して撮影。
夜間や悪天候時は撮影できない。
→でも、地球の大よそ75%は常に夜間若しくは悪天候である。
2. 常に衛星が上空を飛んでいる状態にする
には、多数の衛星が必要（莫大なコスト）

ソリューション

QPS研究所は
世界初の100kg高分解能レーダー衛星を開発
(アンテナ特許出願済)

- SAR="Synthetic Aperture Radar"（合成開口レーダー）
天候、昼夜関係なく観測が可能
- 小型 (100kg) 衛星 = **1/20の質量、1/100のコスト**

QPS研究所SAR 100kg : <数億円/機

ALOS（だいち：日本）4,000kg : 約600億円/機

ALOS-2（だいち：日本）2,000kg : 約400億円/機

Cosmo SkyMed（伊）1,700kg : 4機で約1,000億円（250億円/機）

TecSAR（イスラエル）300kg* : 約250億円/機 <軍事衛星>

*分解能1m以下の実用的なSAR衛星はTecSARが最小（しかし軍事衛星である）

36機の衛星を打ち上げて、世界のほぼどこでも約10分で観測できる世界を構築する！



36 satellites
Constellation

Average 10 minutes
observation

何が可能になるか？

クイックな観測

①世界のほぼどこでも約10分で撮影

“今”起きていることを把握する

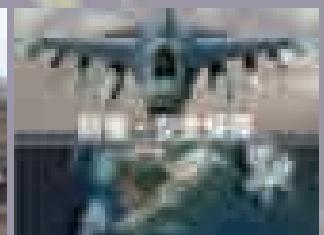
アプリケーション



画像素材：PIXTA



画像素材：PIXTA



②特定の地域を約10分に1回定点観測

準リアルタイムGoogle Map

常に10分前の衛星画像がGoogle mapに更新されている

SARで観測することで得られる 可視化・Visualization データ解析ビジネス

10分間隔かつ高分解能での観測を実現する事により、
これまで見えなかった動きや変化を把握することができる。

定点観測

人・車・船・牛等の“移動体”の
動きを把握する
<センサーの代替>



- 人の数や動きを分析（ヒートマップ等）にして、土地や建物の『真の価値』を算出
- 特定の車や船の行動を分析
- ダム等の建設の進捗状況を確認。
- 競合店舗に停まっている車の数をカウント（売れ行きを把握）。
- 店舗のカメラと連携して、街全体のセキュリティシステムを構築

微小変化抽出

時間差で同じ場所より観測することで（干渉）、観測対象で起きている『誤差』『変化』を認識する

カメラの表面的な画像以上の
情報を得られる

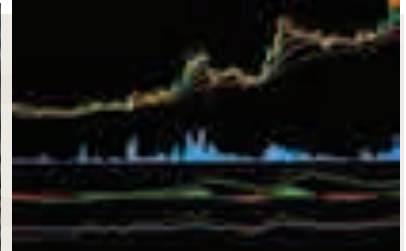
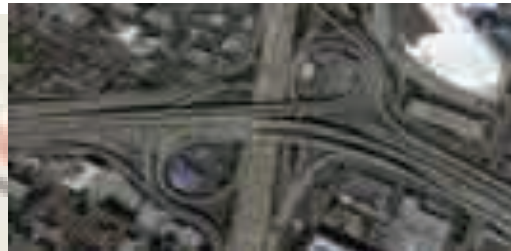


- 線路のズレより、故障を早期発見
- ビル、住宅の傾きやズレ、反射の変化より経年劣化を検知する
- 工事現場での地盤の陥没、傾斜、材料の量、使用量を検知、測定
- 地盤のズレにより地震を予知
- 農業での適正収穫時期を判断する
- 自動運転の実現に必須である
高頻度・高精度3Dマップを作成

AI・未来予測 データ解析ビジネス

蓄積された継続性のある画像は価値のあるリアルな「データ」。
AIへの期待が高まる中、価値のある「データ」にこそAIの未来がある。

気候データ、市場・経済データと 組み合わせて、
蓄積された過去のパターンより**将来の状況を予測する**



- 物流や交通量よりその国や地域の経済を予測
- ある業界のバリューチェーンの各ポイント（工場、港、店舗等）を定点観測することで、その業界の未来を予測する。
- 穀物の生育具合、より将来価値を予測
- 人、クルマの行動パターン、建物の変化の蓄積より、交通渋滞予測、最適ルート判断、更には事故・危険の予測等。
- 地盤の変化より地震や土砂崩れ、火山の噴火、道路の陥没を予測する。

2017年11月に発表。その後、追加調達を行い2020年11月時点で約33億円を調達。

2017年11月に発表。その後、追加調達を行い2020年11月時点で約33億円を調達。



Confidential

インドのロケットPSLVにて打ち上げ



QPS-SAR2号機『イザナミ』



2021年1月25日 0:00a.m.(日本時間)

SpaceX社ファルコン9にて打ち上げ

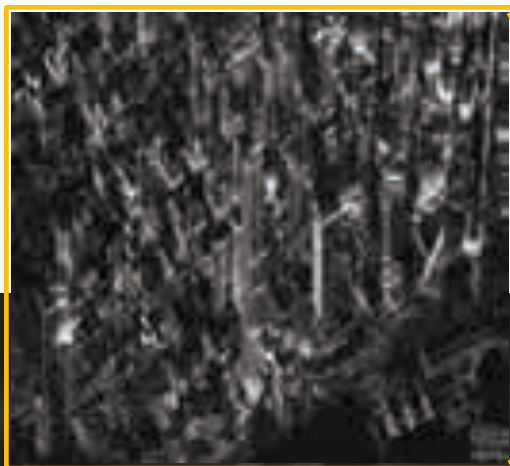


ストリップマップモード

サンフランシスコ

2月18日 午後10時9分（現地時間） 天気：晴れ

**日本初アジマス分解能1.8m、
レンジ分解能0.7mを実現！**



スポットライト（高精細）モード

東京都 3月26日午後9時06分（日本時間） 天気：曇り

日本初のアジマス分解能0.7m、レンジ分解能0.7mを実現！



QPS-SARコンステレーション構想

2022年末までに4機体制、2025年以降に36機体制を構築

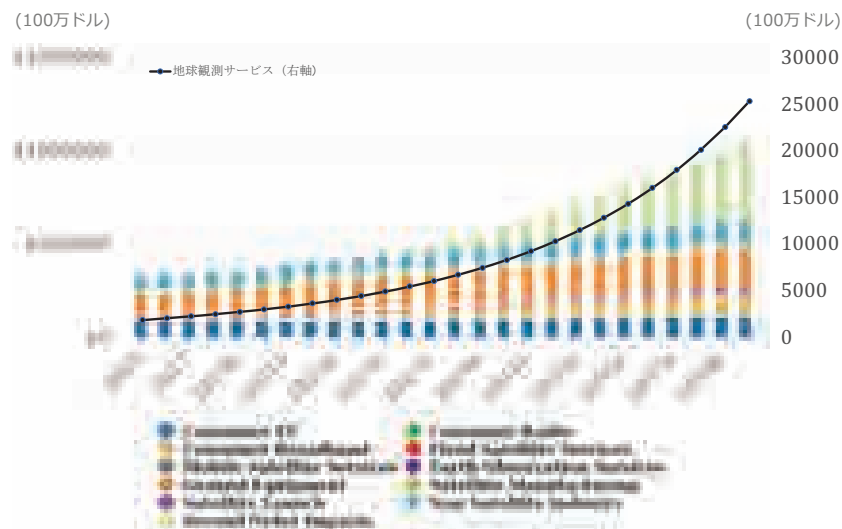
打上/運用機数	打上時期	実現可能な観測内容
1機 名称：イザナギ	2019年12月 打上済	軌道傾斜角37度 SAR画像取得には至らず
2機 名称：イザナミ	2021年1月 打上済	太陽同期準回帰軌道 同一地点を1日2回観測
4機	2022年末	軌道傾斜角45-50度 北緯、南緯45-50度近辺 約1.5時間(90分)毎の観測 その他 約3時間毎の観測
36機	2025年以降*	軌道傾斜角45-50度 約10分毎の観測

*2022年末の4機以降の打上スケジュールは資金調達の状況次第

宇宙産業の市場動向

- 世界全体の宇宙産業市場は2021年現在の約40兆円から2040年には約110兆円を超えると予測されている。
- この内、地球観測サービスは2021年現在の約3600億円から2040年には約2.8兆円と高い成長率が見込まれている。

※1\$=110円換算



© Institute for Q-shu Pioneers of Space Inc.

Confidential

宇宙産業における電波法との関係と現状

- 人工衛星を始めとする宇宙機を打ち上げて世界中で運用するためには無線通信の利用が必須となる。我が国においては、人工衛星やこれと通信する地球局などの無線局を開設するために電波法による無線局の免許を取得する必要がある。
- 一般的に、宇宙ベンチャーはじめ宇宙産業の事業者はそれぞれの事業拡大に向けて多額の資金が必要であり、国内外から資金を調達する必要がある。

© Institute for Q-shu Pioneers of Space Inc.

Confidential

宇宙産業における電波法による外資規制に関する課題

- ただし、電波法では無線局免許を与える際の欠格事由として外資規制を課しており、当社の利用する人工衛星局や地球局については、「外国人等の占める役員の割合や議決権の割合が3分の1以上の場合」や「外国人等が代表者である場合」は、免許を与えないこととされている。
- 宇宙産業はグローバルな市場であり、今後宇宙ベンチャーはじめ宇宙産業の事業者が資金を調達する際に、上記外資規制が足枷となり国外からの調達が妨げられることは結果として事業拡大の阻害となる可能性がある。これを考慮した制度として頂きたい。
- ただし、地球観測衛星が国家安全保障の重要な要因であることに鑑み、国産能力の保持や技術保護・情報保護の観点から、適切な規制は必要である。

宇宙の可能性を広げ、人類の発展に貢献する

SHAKE THE WORLD!
CHANGE THE WORLD!

(6) 一般社団法人全国船舶無線協会

情報通信分野における 外資規制の在り方に関する検討会 ヒアリング資料

ご説明する内容

- ・(一社)全国船舶無線協会(全工協)の概要
- ・船舶に開設する無線局
- ・船舶の通信の用途(GMDSS)と無線設備
- ・(参考)船舶に搭載される主な無線設備
- ・船舶に開設する無線局の外資規制に対する意見

2021年9月10日

一般社団法人 全国船舶無線協会(全工協)

一般社団法人 全国船舶無線協会(全工協)の概要



名 称：一般社団法人 全国船舶無線協会 略 称：全工協
 設 立：1961年3月30日（2013年7月1日、船用電子機器業界団体「水洋会」との統合により、「全国船舶無線工事協会」を「全国船舶無線協会」と改称した。）

目 的

- ・国内外の船用電子機器・通信分野に関する効率的発展に貢献し、海上における電波の有効利用への提言、情報の伝達・共有に努め、会員の活動支援を行う。
- ・船用電子機器に関わる法規改正等に関してのメーカ、工事事業者の意見を取り纏め、関係諸機関に意見の具申を行う。

組織概要

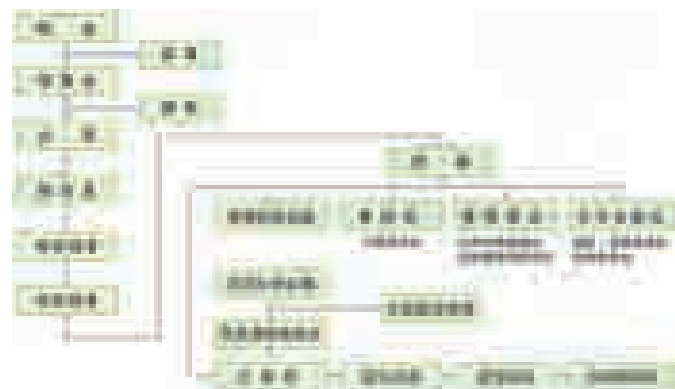
会員数：448 会員（2021年7月1日現在）

組 織：全工協本部、および全国に11支部、および水洋会部会からなる。

支部 所在地：北海道、東北、関東
 信越、東海、北陸
 近畿、中国、四国
 九州、沖縄

会員となる無線工事事業者や船用無線機器メーカを通じて、無線局の開設を希望する免許人の申請手続の支援や無線局検査の支援等を実施。

組織図



船舶に開設する無線局は、船舶毎に、設置する無線設備によって、以下のよう

船舶局

船舶の無線局のうち、無線設備が遭難自動通報設備又はレーダーのみのもの以外のもの

一般的な旅客船、
輸送船など

特定船舶局

国際航海に従事しない船舶の船舶局であって、小規模な船舶局に使用する無線設備として告示された無線設備のみを設置するもの

小型漁船、レジャー
ボートなど

無線航行移動局

レーダーを設置するもの(衛星EPRIB、SARTを併せて設置するものを含む)

小型船舶など

遭難自動通報局

衛星EPRIB、SARTのみを設置するもの

(注) 上記のほか、船舶地球局、船上通信局等がある。

船舶の通信の用途と主な無線設備(GMDSS)

「全世界的な海上における遭難及び安全システム」(GMDSS: Global Maritime Distress and Safety System)は、船舶がどの海域で遭難しても、衛星通信技術等を用いて発信された遭難通報が、陸上の捜索救助機関や付近を航行する船舶に確実に受信されることにより、捜索救助機関と船舶が一体となった捜索救助活動を可能とするシステム。

GMDSSの通信の用途

主な無線設備

船舶が遭難した時の通信

- ① VHF・MF/HF・HF無線設備 (デジタル選択呼出装置(DSC))
- ② 衛星非常用位置指示無線標識 (EPRIB)

遭難船舶の発見又は生存者の位置を特定するための通信

- ③ 捜索救助用レーダー・トランスponder (SART)
捜索救助用位置指示送信装置 (AIS-SART)

捜索救助を行う船舶と捜索救助機関等との通信

- ④ VHF・MF/HF・HF無線設備 (無線電話)

遭難船舶と捜索救助を行う船舶等との通信

- ⑤ 双方向無線電話

船舶の航行安全に関する通信

- ⑥ VHF・MF/HF・HF無線設備 (無線電話)
- ⑦ インマルサット無線設備 (無線電話、データ通信)
- ⑧ 船舶自動識別装置 (AIS)

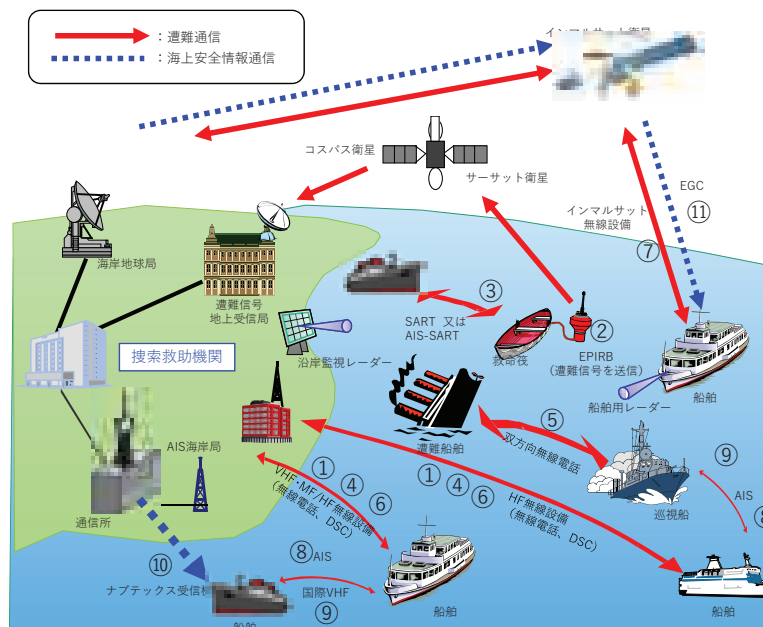
船舶の航行安全を支援するための船舶間通信

- ⑨ 国際VHF

船舶向けの航行警報、気象警報等の情報提供

- ⑩ ナブテックス受信機
- ⑪ インマルサット高機能グループ呼出受信機 (EGC)

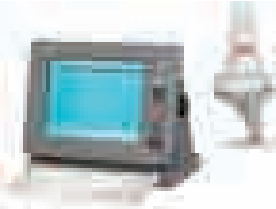
GMDSSの無線設備の搭載義務のある船舶は、海上における人命の安全のための条約、船舶安全法により、国際航海に従事する総トン数300トン以上の貨物船及びすべての旅客船であるが、国内では、原則として、旅客船、総トン数20トン以上の漁船、沿海区域[※]以遠を航行する長さ12m以上の船舶(旅客船及び漁船を除く)である。
※沿海区域：原則として20海里以内の水域



※総務省資料より抜粋

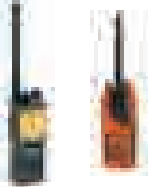
(参考)船舶に搭載される主な無線設備①



	VHF無線設備 入出港時や付近の船との連絡の他、遭難通信にも用いるVHF帯(156-162 MHz)を使用した無線電話装置。 船舶が海上にいる間は、VHFチャンネル16(遭難通信、一般呼出用チャンネル)の無休聴守が求められている。
	MF/HF無線設備 主に中・長距離の通信に用いる中・短波帯(MF/HF:2-26 MHz帯)を使用した無線電話装置。 狭帯域直接印刷電信(NBDP)による無線テレックス(文字通信)にも対応できる。
	インマルサット船舶地球局 インマルサット静止衛星を経由してデータ通信を行う端末装置。 衛星経由で放送される、高機能グループ呼出(EGC)により、海上安全情報(MSI)等のメッセージを自動受信することができる。

(参考)船舶に搭載される主な無線設備②



	ナブテック(NAVTEX)受信機 ナブテックス送信海岸局から送信される海上安全情報(MSI)等(航行警報、気象警報、気象予報等)を自動受信し、画面表示又は印字する受信機。
	非常用位置指示無線標識(EPIRB) 沈没時に船体から自動的に離脱して浮揚し、遭難警報を自動的に発射する無線標識装置(ビーコン)。EPIRB(イパーブ)と読む。 遭難警報はコスパス・サーサット衛星を経由して地上受信局(LUT)から管轄する救助調整本部(RCC)に連絡する。
	搜索救助用レーダー・トランスポンダー(SART) 生存艇等で用いられ、レーダーの電波に反応して、自動的に特別な信号を応答する装置。 レーダーSARTの他に、AISを利用したAIS-SARTもある。
	双方向VHF無線電話 生存艇と本船及び救助船との間、生存艇相互間などの現場通信に使用される無線電話装置。

	AIS(船舶自動識別装置) 周りの船舶の位置、動向、情報を把握するための装置。GPS衛星の信号を利用して、自船及び他船の位置、動向、船名等の船舶情報を送受信、表示する無線設備。
	簡易型AIS 小型船舶用のAIS。受信専用のものもある。
	27MHz・40MHz無線電話 主に漁船に搭載される小型船舶用の連絡用設備。
	船舶用レーダー 周りの他船、ブイ、陸上等の物標を電波の反射映像(エコー)で確認する無線設備。自動衝突予防援助装置(ARPA)がついている大型のものや電力が小さい小型船舶用のものがある。

船舶に開設する無線局の外資規制に対する意見

- 海上通信は、航行の安全の確保や船陸間、船舶間の通信のために、極めて重要な役割を果たしており、世界共通の設備や周波数を用いた海上安全、捜索救助のための全世界的なシステムも構築されている。
- 船舶に開設する無線局は、諸外国においては既に外資規制の対象から外されている中、以下の観点から外資規制で外国性を排除する必要はないと思われる。
 - 船舶に開設される無線局は、移動しながら通信等を行うため、電波を占有する性質のものではなく、局数の増加が周波数逼迫に影響を与える恐れがない。
 - 更に、船舶を保有する企業は、株式売買等により外資規制に抵触した場合、無線局が運用できなくなる。これは、船舶を保有する企業にとって、事業の国際化等の障害にもなりうるものである。これにより船舶の保有意欲が低下することも懸念され、今後の業界の発展に障害となる恐れがある。
- なお、船舶局や特定船舶局の免許人の多くは、個人や小規模な企業であり、外資規制の実効性確保のために新たな確認手続が追加される場合、免許人にとって大きな負担となる。
- その他に、船舶に開設する無線局以外の海岸局やレーダーなどについては、人命の保護や航行の安全を損なう恐れが考えられることから、外資規制に違反したことで直ちにこの無線局免許が取り消されるような事態は少なくともとも避けるべきと考える。

(7) 定期航空協会



情報通信分野における 外資規制の在り方に関する検討会 ヒアリング資料

2021年9月10日
定期航空協会

目次



1. 定期航空協会 概要
2. 航空運送事業の施設・設備 概要
3. 電波法における外資規制に対しての見解

1. 定期航空協会 概要



目的

航空運送事業に関する諸般の調査、研究等を行い、我が国航空運送事業の健全な発展を促進すること

設立

1991年12月16日

加盟団体

18社 ※2021年7月1日時点



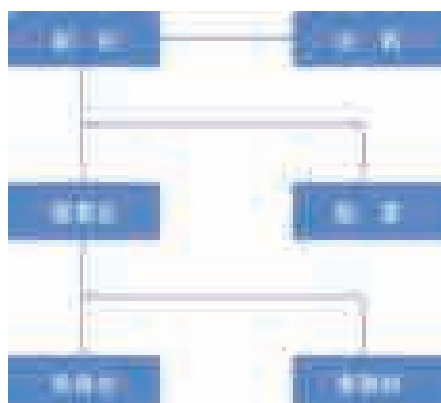
1. 定期航空協会 概要



主な活動

1. 航空運送事業に関する調査、研究
2. 政府、国会、政党等に対する陳情、要望
3. 航空利用者等への広報活動
4. 法務関係諸問題に関する事項 等

体制



<常任委員会>

- ・企画委員会（調査・陳情・要望関係案件）
- ・広報委員会
- ・法務委員会
- ・技術委員会

<特別委員会>

- ・安全委員会
- ・環境委員会

役員

会 長	赤坂 祐二	日本航空(株) 代表取締役社長
理 事 長	大塚 洋	
理 事	平子 裕志	(株) 全日本空輸 代表取締役社長
監 事	高橋 宏輔	(株) ソラシドエア 代表取締役社長
	白水 政治	(株) スターフライヤー 代表取締役社長

※2021年7月1日時点

2. 航空運送事業の施設・設備 概要



<概要>

航空機局

航空機の無線局のうち、無線設備がレーダーのみのもの以外のもの（電波法第6条第5項）

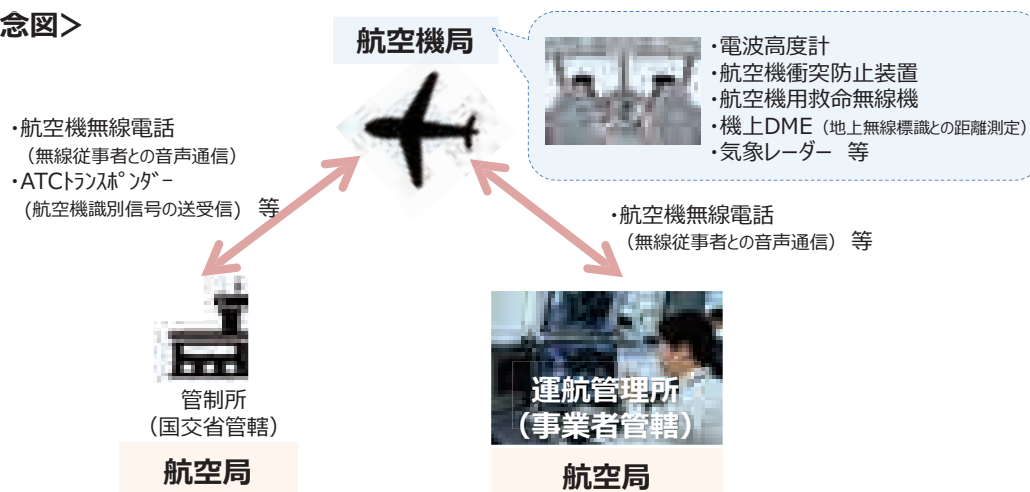
例）航空機のパイロットが地上にいる航空管制官等の無線従事者と音声で通話するための無線設備や他の航空機との衝突を回避するためのレーダー、緊急時に信号を発射する無線設備など

航空局

航空機局と通信を行うため陸上に開設する無線局（電波法第70条の2第2項）

電波法に基づく総務省指定の手続き方法に則り、
航空運送事業者が「航空機局」及び「航空局」の無線局開局の手続きを実施

<航空通信概念図>



3. 電波法における外資規制に対する見解



- 航空運送事業者における無線通信範囲は、航空機局と航空局の間、また航行に必要なレーダー等に限定されている。
- このうち航空機局については、世界的に標準化された設備・周波数帯等を用いて外国・内国問わず共通に運用されていること、航空局が指定する周波数を使用するため局数が増えても、周波数の逼迫に影響がないこと等を踏まえれば、外資規制をかけて内国を優先する必要性はないと考える。
- なお、外資規制を遵守するうえでの各種手続きは、過度な事務負担を負わない仕組みが望ましい。

<航空通信の運用>

1) 日本の航空機が海外へ行くケース

2) 海外の航空機が日本へ来るケース



- 航空機の特性上、日本で免許を取得した航空機局が海外の航空局と無線通信を行うケースがある。（逆も然り）
- 無線通信の内容も外国・内国問わず、航行の安全に必要な情報に限られている。

（８）株式会社証券保管振替機構

株式等振替制度における外国人保有制限銘柄の取扱いについて

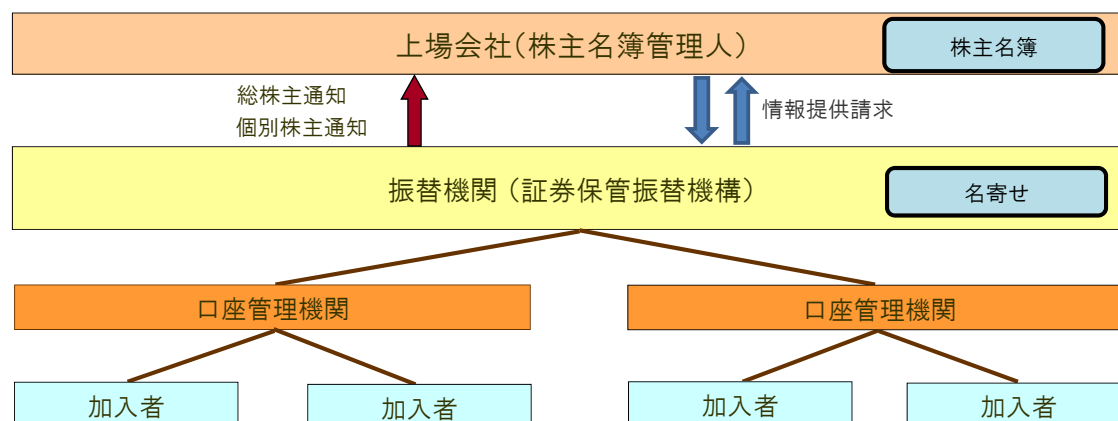
2021年8月3日

株式会社 証券保管振替機構

< I 株式等振替制度の概要 >

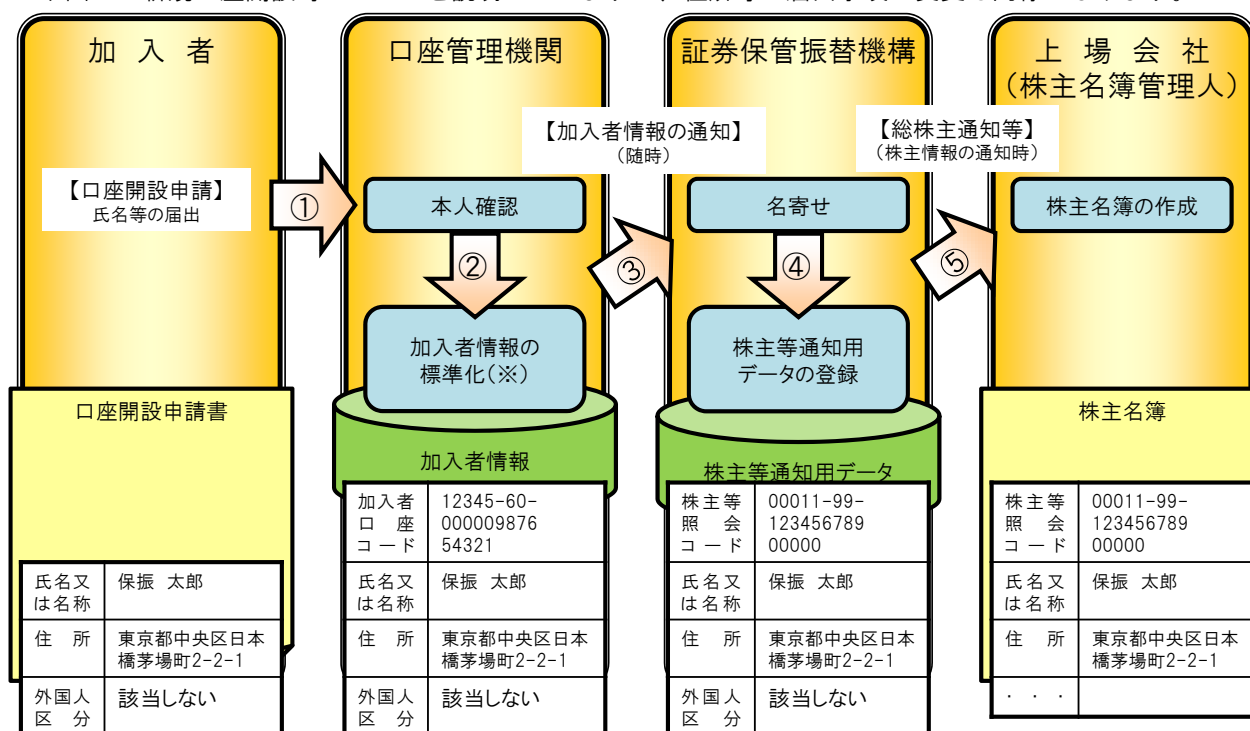


- 金融商品取引所の規程により、上場会社の上場対象株式は振替機関である弊社が運営する株式等振替制度の取扱銘柄(振替株式)であることが必要となります。
- 振替株式は券面が発行されず、加入者(株主)の口座を開設する弊社、口座管理機関が備える振替口座簿への記録により権利の帰属が発生します。(社振法第128条)
- 基準日等が到来したときは、その時点の株主である加入者の振替口座簿の記録事項を通知する「総株主通知」が弊社から上場会社に対して行われ(社振法第151条)、当該「総株主通知」に基づき、上場会社は株主名簿を更新します。(社振法第152条)
- 振替株式の少数株主権の行使は、株主名簿の記載の対抗要件が適用されず、加入者の振替口座簿の記録事項を弊社から上場会社に通知する「個別株主通知」により行われます。(社振法第154条)
- 上場会社が株主の権利行使要件確認等を目的に、加入者の振替口座簿の記録事項の提供を振替機関を通じて口座管理機関に求める「情報提供請求」という仕組みもあります。
- 弊社は、「総株主通知」、「個別株主通知」の準備行為として、口座管理機関から予め、加入者の氏名、住所、外国人区分等の振替口座簿記録事項の一部の情報を加入者情報として通知してもらい名寄せ処理を行っています。



<Ⅱ 加入者情報等の管理>

○下図では新規口座開設時のフローを説明していますが、住所等の届出事項の変更も同様となります。



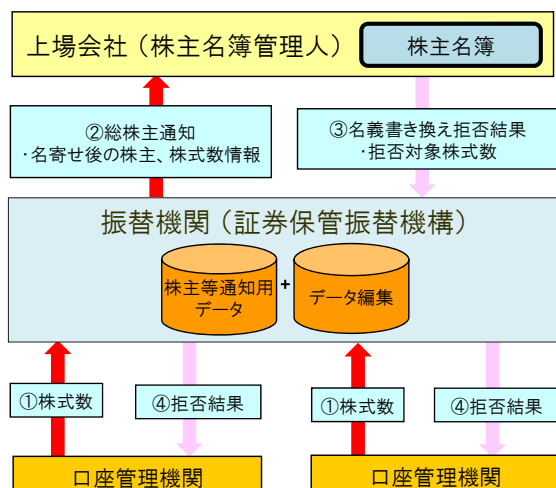
- 口座管理機関は加入者の口座開設時に本人確認を実施します。加入者が放送法等に規定される外国人等に該当する場合には、パスポート、外国人登録証明書等の提出を受け、確認します。
 - 加入者情報等で管理する外国人区分は放送法、NTT法、航空法ごとの直接外国人等となります。間接外国人等（※）については、口座管理機関から総株主通知、個別株主通知の際に、別途、所定の書面を通知してもらい、上場会社へ通知します。
- ※外国人等により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体

<Ⅲ 総株主通知の概要>

○弊社から上場会社へ通知する総株主通知の基準日等は次のとおりです。

- ① 上場会社が定めた基準日
- ② 株式の併合がその効力を生ずる日の前日
- ③ 振替機関が全部抹消手続きをとったときの前日
- ④ 発行者が定めた中間決算期の基準日
- ⑤ 振替株式が振替制度を利用することが出来なくなった日
- ⑥ 振替機関が特定の銘柄の振替株式の取扱いを廃止したとき。当該取扱いを廃止した日の前日
- ⑦ 裁判所が定めた基準日

※上記以外に上場会社は正当な理由がある場合に費用を支払って請求することも可能。（社振法151条8項）

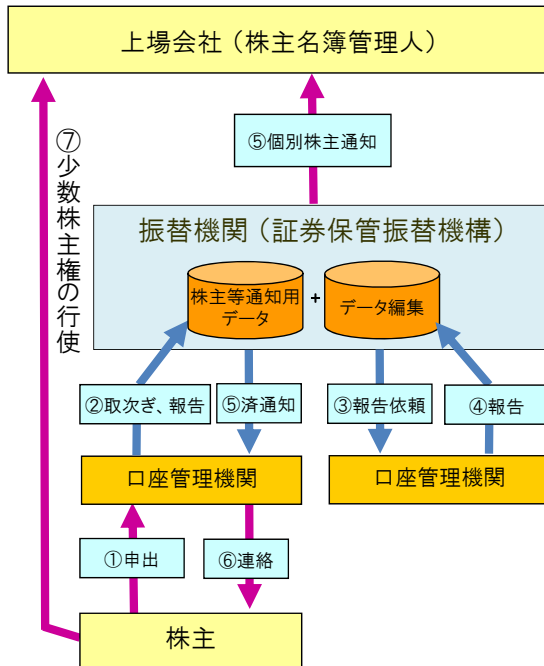


○総株主通知のフローは次のとおりです。

- 口座管理機関から通知された株主の保有株式数について、弊社は、基準日等時点の名寄せ状況に基づき、合算後の数量と株主情報（氏名・住所等）を上場会社に対して、通知します。
- 上場会社が株式等振替制度に参加する際の弊社に対する届出内容として、外国人等の保有制限銘柄に該当するか否かの事項があり、該当する場合には、株主情報に外国人等の該当情報を含めて通知します。なお、外国人等の保有制限銘柄に係る該当状況に変更が生じた場合には、変更後の内容を届け出ます。
- 外国人等の保有制限銘柄に該当する上場会社は、弊社からの総株主通知に基づき、株主名簿を更新しますが、株主名簿への名義書き換えを拒否した外国人等がいる場合には、弊社に対して、対象者、拒否対象株式数等の情報を通知します。
- 上場会社から名義書き換え拒否結果の通知を受けた弊社は、対象となった外国人等の株式数を通知した口座管理機関に対して、対象者、拒否対象株式数等の情報を通知します。

<Ⅳ 個別株主通知の概要>

- 株主が上場会社に対して、少数株主権を行使しようとする場合には、あらかじめ上場会社に対する個別株主通知が行われている必要があります。
- 個別株主通知は、少数株主権を行使しようとする株主の申し出を受け、その株主の振替口座簿の記録事項を弊社から上場会社に通知するものです。



- 株主から個別株主通知の申し出を受けた口座管理機関は、弊社に対して取次ぎを行い、弊社は、名寄せ状況に基づき、対象株主の口座を開設している口座管理機関に対して、個別株主通知に係る報告を依頼します。
- 口座管理機関は、弊社に対して申出日の前日から6か月と4週間の期間における保有株式数等の振替口座簿の記録事項を通知します。
- 弊社は、合算後の数量と株主情報(氏名・住所等)を上場会社に対して通知し、口座管理機関に対しては、個別株主通知が行われた旨を通知します。
- 口座管理機関から個別株主通知が行われた旨の連絡を受けた株主は、上場会社に対して、少数株主権の行使を行います。なお、小株主権の行使は個別株主通知から4週間以内に行う必要があります。(社振法第154条第2項、同法施行令第40条)
- 標準的な日程では、個別株主通知の申出日から4営業日後の日に上場会社に個別株主通知が通知されます。左記の図とは別に、申出受付口座管理機関の振替口座簿の記録事項のみを個別株主通知の対象とする一部通知という仕組みがあり、上場会社に通知される日程が最短で翌営業日まで短縮されます。

<参考① 株主属性情報>

- 総株主通知、個別株主通知において、通知される内容は加入者の振替口座簿の記録事項である保有銘柄、保有株式数、氏名、住所等の情報となりますが、そのうち、株主の属性に関する情報は以下のとおりです。

項目	設定内容
氏名	株主の氏名を設定
住所	株主の住所を設定
個人・法人区分	個人、法人、共有の別を設定
非居住者区分	国内居住者、国内非居住者の別を設定
外国人区分(放送法)	放送法に規定する外国人等であるかを設定
外国人区分(NTT法)	NTT法に規定する外国人等であるかを設定
外国人区分(航空法)	航空法に規定する外国人等であるかを設定

- 上場会社が外国人等の保有制限銘柄である場合、対象となる法律の外国人区分を通知し、外国人等の保有制限銘柄でない場合には、対象外である旨を通知します。

＜参考② 外国人等の直接保有比率の期中公表＞

- 外国人等の投資家が名義書換を拒否される可能性を判断する場合の一助として、外国人等の保有制限銘柄の上場会社、口座管理機関及び弊社の合意に基づき、口座管理機関から外国人等が保有する外国人等の保有制限銘柄ごとの株式数を日々報告してもらい、弊社のHPで外国人等が保有している比率を公表しています。
- 外国人等の直接保有比率は総株式数に占める外国人等の直接保有株式数の割合を示しており、外国人等が間接的に保有する株式数は含まれていないため、参考情報としての位置づけで公表しています。
- 日々の外国人等の直接保有比率のほか、直近の総株主通知における情報も公表しています。

銘柄名	業種	業種コード	外国保有制限銘柄	外国保有制限銘柄の発行者	外国保有制限銘柄の発行者の住所	外国保有制限銘柄の発行者の代表者
株式会社○○○	製造業	10	○	株式会社○○○	東京都○○区○○	代表取締役社長 ○○
株式会社△△△	製造業	10	○	株式会社△△△	東京都△△区△△	代表取締役社長 △△
株式会社×××	製造業	10	○	株式会社×××	東京都××区××	代表取締役社長 ××
株式会社□□□	製造業	10	○	株式会社□□□	東京都□□区□□	代表取締役社長 □□
株式会社◇◇◇	製造業	10	○	株式会社◇◇◇	東京都◇◇区◇◇	代表取締役社長 ◇◇
株式会社▽▽▽	製造業	10	○	株式会社▽▽▽	東京都▽▽区▽▽	代表取締役社長 ▽▽
株式会社◎◎◎	製造業	10	○	株式会社◎◎◎	東京都◎◎区◎◎	代表取締役社長 ◎◎
株式会社♀♀♀	製造業	10	○	株式会社♀♀♀	東京都♀♀区♀♀	代表取締役社長 ♀♀
株式会社♂♂♂	製造業	10	○	株式会社♂♂♂	東京都♂♂区♂♂	代表取締役社長 ♂♂
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社	東京都区	代表取締役社長
株式会社	製造業	10	○	株式会社</		